

令和3年度スポーツ庁委託事業

報告書

スポーツ・インテグリティ事業（海外でのスポーツ指導における暴力に関する調査研究）

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2022年3月18日

目次

本書の概観	
第1 事業の概要	1
1 事業名	1
2 目的	1
3 概要	1
4 事業受託者	2
5 事業実施期間	2
第2 調査の概要	3
1 調査の構成	3
2 調査の体制	3
(1) 概要	3
(2) リサーチチーム.....	3
(3) 有識者会議	4
(4) プロボノ調査支援チーム.....	4
3 調査対象国・機関.....	4
(1) 概要	4
(2) アメリカ合衆国.....	5
(3) イギリス	5
(4) オーストラリア連邦.....	5
(5) カナダ	6
(6) その他の団体の取り組み.....	6
4 調査対象項目の設定.....	7
5 有識者会議の実施.....	8
6 リサーチチーム会議.....	10
7 海外現地調査	11
(1) イギリス現地調査.....	11
(2) アメリカ現地調査.....	11
8 海外政府機関・私団体・専門家との面談.....	11
第3 暴力根絶に向けた取り組みに関する日本の現状と課題.....	15
1 わが国の暴力根絶に向けた取り組みの歴史と現状.....	15
2 日本国内のスポーツにおける暴力指導についての今後の課題.....	18

(1) 管轄による限界.....	18
(2) 人的・金銭的資源の偏在.....	19
(3) 独立した相談機関の不足.....	19
(4) 個別立法がないこと.....	19
(5) 小括.....	19
第4 アメリカ合衆国調査結果.....	21
1 概要.....	21
2 スポーツ環境.....	21
(1) 概要.....	21
(2) ユーススポーツ.....	22
(3) 学校スポーツ.....	22
(4) プロスポーツ.....	23
(5) アマチュアスポーツ.....	23
3 歴史・背景・プロセス.....	23
(1) 体操競技におけるスキャンダル.....	23
(2) #MeToo 運動の影響.....	24
4 スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無.....	24
(1) 一般法.....	25
(2) 特別法.....	25
5 スポーツ団体による暴力指導の予防・解決のための制度.....	27
(1) 概要.....	27
(2) USOPC の取り組み.....	27
(3) 国内統括団体による取り組み.....	29
6 第三者機関による予防・解決の活動.....	33
(1) 第三者機関の有無・概要.....	33
(2) セーフスポーツセンターの取り組み.....	34
(3) アスペン研究所の取り組み.....	37
(4) 学校スポーツへの適用可能性.....	38
7 小括.....	39
(1) 有効性と課題.....	39
(2) 日本への示唆.....	40
第5 イギリス調査結果.....	41

1	概要	41
2	スポーツ環境	41
	(1) デジタル・文化・メディア・スポーツ省	41
	(2) スポーツ・ガバナンス・コードによる動機付け	42
3	歴史・背景・プロセス	43
4	スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無	44
	(1) 一般法	44
	(2) 特別法	47
5	スポーツ団体による暴力指導の予防・解決のための制度	47
	(1) 統括団体	47
	(2) 国内統括団体	47
	(3) 学校スポーツへの適用可能性	48
6	第三者機関による予防・解決の活動	48
	(1) 第三者機関の有無・概要	48
	(2) Child Protection in Sport Unit(CPSU)	48
	(3) Ann Craft Trust (アン・クラフト・トラスト)	49
	(4) UK Coaching	50
	(5) Sport Resolutions	51
	(6) 学校スポーツへの適用可能性	54
7	小括	54
	(1) 有効性と課題	54
	(2) 日本への示唆	55
第6	オーストラリア連邦調査結果	56
1	概要	56
2	スポーツ環境	56
	(1) 国家の概要及び国家・政府としての取り組み	56
	(2) スポーツ環境	57
3	歴史・背景・プロセス	57
	(1) 子ども保護への意識	57
	(2) オーストラリア・スポーツコミッション (ASC) による子ども保護	58
4	スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無	59
	(1) 一般法	59

(2) 特別法	61
5 スポーツ団体による暴力指導の予防・解決のための制度	62
(1) 概要	62
(2) スポーツ団体	62
(3) 学校スポーツへの適用可能性	68
6 第三者機関による予防・解決の活動	68
(1) 第三者機関の有無・概要	68
(2) Sport Integrity Australia (SIA) の活動	68
(3) 国立スポーツ仲裁機構 (National Sports Tribunal: NST)	72
(4) 学校スポーツへの適用可能性	75
7 小括	75
(1) 有効性と課題	75
(2) 日本への示唆	76
第7 カナダ調査結果	78
1 概要	78
2 スポーツ環境	78
(1) カナダのスポーツ行政の概要	78
(2) カナダのスポーツシステムを構成する組織	79
(3) スポーツ・カナダによる資金提供プログラムと競技統括団体の認定	81
(4) カナダにおけるスポーツ政策の運営	83
(5) カナダにおけるスポーツへの参加状況	84
3 歴史・背景・プロセス	84
(1) 1990年代	84
(2) 2017年ないし2018年	85
(3) スポーツ・ヘルプラインと調査ユニット	85
(4) 統一コード策定の動き	88
(5) UCCMSの改定と独立メカニズム構築の動き	89
4 スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無	90
(1) 一般法	90
(2) 特別法	91
5 スポーツ団体によるセーフスポーツに関する取り組み	91
(1) MSOsの取り組み	91

(2) 競技統括団体の取り組み.....	97
(3) 学校スポーツへの適用可能性.....	102
6 第三者機関による予防・解決の活動.....	102
(1) 第三者機関の概要.....	102
(2) S D R C Cによる独立セーフスポーツ・メカニズムの提供.....	103
(3) 学校スポーツへの適用可能性.....	107
7 小括	107
(1) 有効性と課題.....	107
(2) 日本への示唆.....	110
第8 その他の団体の取り組み.....	114
1 概要	114
2 IOC の取り組み.....	114
(1) 予防のための活動.....	114
(2) 紛争解決のための取り組み.....	116
3 FIFA の取り組み	117
(1) 予防のための活動.....	117
(2) 紛争解決のための活動.....	118
4 Athleten Deuchland の取り組み.....	119
(1) 設立目的	119
(2) 歴史及び背景.....	119
(3) 調査結果とプロセス.....	119
(4) 第三者機関はどのような機能を持つか.....	121
5 Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komité の取り組み.....	123
(1) スポーツに関する組織体系.....	123
(2) 法律・ガイドライン.....	123
(3) 歴史・背景	123
6 欧州評議会の Child Safeguarding in Sport (CSiS) プロジェクト.....	125
(1) プロジェクトの成立背景.....	125
(2) プロジェクトの目的.....	125
(3) 主たる目標	126
(4) 成果	126
(5) 現在地	127

(6) 収集された資料へのアクセス.....	127
7 エッジヒル大学の CASES プロジェクト	128
(1) プロジェクトの概要.....	128
(2) プロジェクトに対する評価.....	129
8 The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children (UN) ..	130
9 The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children (EVP)	130
第9 結論	131
1 概要	131
2 課題① 管轄の限界.....	131
(1) 利用者が限定されていること	131
(2) 指導者に管轄が及ばないこと	131
3 課題② 人的・金銭的資源の偏在.....	133
(1) スポーツ団体共通の“セーフスポーツコード”の策定	133
(2) 専門機関の活用.....	134
(3) 児童虐待等の専門機関との連携.....	134
4 課題③ 独立した相談機関の不足.....	134
(1) 独立性の重視.....	134
(2) 競技団体による任意的採択.....	135
5 課題④ 個別立法がないこと	136
6 本調査によって明らかになったその他の有用な視点.....	137
(1) エビデンスに基づく施策の策定.....	137
(2) トラウマに配慮したアプローチ	137
(3) 予防に向けた有用な施策.....	138
(4) 指導者をサポートする仕組み.....	139
(5) 被害者の法的支援（リーガルエイド）の仕組み.....	140
7 結語	140
参考書籍	142

本書の概観

本書は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が 2021 年度に行った、海外でのスポーツ指導における暴力に関する調査研究事業の報告書である。

本書は、第 1 から第 9 の 9 つの章から構成されている。

第 1 及び第 2 では、本調査研究事業の概要、並びに、調査の体制（有識者会議・リサーチチーム・プロボノ調査支援チーム）、調査対象国（アメリカ合衆国・イギリス・オーストラリア連邦・カナダ）の選定理由、設定した調査対象項目の内容、調査の経緯を記載している。

第 3 では、わが国のスポーツ指導における暴力根絶に向けた取り組みに関し、2010 年以降の歴史と現状をまとめている。その上で、わが国のスポーツ指導における暴力をなくすための課題として、以下の 4 つの課題を分析した。

(1) 管轄による限界：

わが国では、スポーツ指導において問題となる行為を行った者が、スポーツ団体が発行する資格を有していなかったり、若しくはスポーツ団体に登録されている者ではない場合は、スポーツ団体の措置が及ばないという意味での管轄の限界や、統括競技団体や中央競技団体で制度を整えた場合でも、必ずしも学校部活動の事案で当該制度を利用できるわけではないという意味での管轄の限界がある。

(2) 人的・金銭的資源の偏在：

わが国では、暴力指導の予防・解決のための制度等が、各スポーツ団体ごとに異なっており、とりわけ人的・金銭的資源が不足している団体の制度においては、被害者目線で必ずしも利用しやすいとは言えないものも存在していること。

(3) 独立した相談機関の不足：

競技者の相談、解決に対する心理的ハードルを取り除くためには、競技団体から独立した相談機関が必要であるが、わが国では、すべての競技者や子どもに対し、暴力指導の相談窓口および予防・解決のための独立の仕組みが保障されているわけではないこと。

(4) 個別立法がないこと：

わが国には、スポーツ指導における暴力に関し、刑法等の一般法以外にこれを禁止する法律がないこと。また、スポーツ指導における暴力に関する独立機関（独立行政法人日本スポーツ振興センターを除く）の設置根拠を定める法律や規定が存在しないこと

第4では、アメリカ合衆国の調査結果を報告する。同国は、スポーツ指導における暴力に関する法律として、2018年に施行された **Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017**（2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法）が存在し、スポーツ指導における暴力に関する独立機関として **US Center for Safe Sport**（米国セーフスポーツセンター）が存在している国である。そこで、同章では、2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法の意義やこれに基づく国内統括団体の取り組みの状況（国内統括団体が共通して採択しているセーフスポーツコードの内容を含む）や、米国セーフスポーツセンターの取り組みの内容と限界などの調査結果を報告する。

第5では、イギリスの調査結果を報告する。同国は、**National Society for the Prevention of Cruelty to Children**（全英虐待防止協会）の **Child Protection in Sport Unit**（チャイルド・プロテクション・イン・スポーツ・ユニット）や **Ann Craft Trust**（アン・クラフト・トラスト）、**UK Coaching**などのスポーツ団体の外部の専門機関による取り組みが進んでいる国である。また、同国では、スポーツ紛争解決機関である **Sport Resolutions**が、セーフガーディングに関する苦情について独立に調査するサービスを提供している。そこで、同章では、これらの専門機関や仲裁機関の取り組みの概要などの調査結果を報告する。

第6では、オーストラリア連邦の調査結果を報告する。同国では、本調査事業の前年である2020年にスポーツ指導における虐待の防止を含むインテグリティ全般を扱う施独立の専門機関 **Sport Integrity Australia** や、虐待・ハラスメント事案を含むスポーツ紛争を扱う **National Sports Tribunal**（国立スポーツ仲裁機構）が法律によって設立された状況にあった。そこで、同章では、**Sport Integrity Australia** がスポーツ団体に提供している **National Integrity Framework** の内容と限界について考察し、また国立スポーツ仲裁機構で扱われている虐待・ハラスメント事案の件数、概要などの調査結果を報告する。

第7では、カナダの調査結果を報告する。同国は、カナダ政府が、**Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport**（UCCMS）を採択する競技統括団体に対し資金援助をしたり、独立セーフスポーツ・メカニズムを提供する主体として、**Sport Dispute Resolution Centre of Canada**（カナダスポーツ紛争解決センター）を選定するなど、政府としての取り組みに特徴がある国である。そこで、同章では、カナダ政府の政策野状

況とそれに基づく競技統括団体の取り組みの状況や、本調査事業の最中に構築中であったカナダスポーツ紛争解決センターの独立セーフスポーツ・メカニズムの検討状況などの調査結果を報告する。

第8では、今回は主要な調査対象に含めることはできなかったスポーツ団体その他の団体・機関（大学機関を含む）の取り組みを簡単に紹介する。

第9は、本調査研究のまとめの章である。

同章では、第3から第8までで述べた調査対象国や機関の取り組みや施策を踏まえ、第3で分析した4つの課題に対し、考えられる解決方法やアプローチを考察し、それによる解決の可能性を考察した。

考察した解決方法の中には、専門センター若しくは部門の設置（課題(1)）、スポーツ団体共通の“セーフスポーツコード”の策定（課題(2)）、独立性を重視した通報相談や予防・解決のための仕組みとそれを実現するためのアプローチ（課題(3)）といった新たな提案も含まれている。

また、本調査研究において、スポーツ先進国と比べて虐待等を相談・報告する文化や環境が整っていないわが国において、管轄による限界の問題についてはとりわけ解決する必要性が高いことが改めて認識された。加えて、本調査研究においては、本調査によって明らかになったスポーツ先進国の取り組みを単に参照するだけでなく、日本のスポーツ環境及び日本の社会的文化的背景を踏まえた取り組みや施策を検討することが重要であることが確認された。

なお、巻末には、本文中に挙げることはできなかった書籍や、面談を行った専門家から提供を受けた書籍を並べている。

第1 事業の概要

1 事業名

スポーツ・インテグリティ推進事業：海外でのスポーツ指導における暴力に関する調査研究

2 目的

わが国では、2013年に、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会（当時）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（当時）らが「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択し、多くのスポーツ団体が、スポーツ指導における暴力・ハラスメント（以下本報告書では「暴力等」という）の根絶に向けた取り組みを実施している。しかし、スポーツ指導における暴力等は依然として発生している。2020年7月、国際人権NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチが公表した日本のスポーツにおける体罰に関するレポートにより、日本スポーツ界に暴力等が残存していることが改めて明らかになった¹。わが国でのスポーツ指導における暴力等を根絶する上では、更なる取り組みの徹底が必要である。

また、スポーツ指導における暴力等は、日本だけの問題ではなく、諸外国でも昨今大きな問題として取り上げられている。スポーツ先進国の中には、政府が資金を拠出する形で、暴力等の根絶に向けた取り組みを進展させている国もある。

そこで、本調査は、スポーツ先進国における相談窓口の実態や相談件数、案件が発生した際の調査内容も含めたプロセスや処分方法等を調査し、日本のスポーツ指導における暴力等の根絶に向けての課題や取り組みのあり方を検証することを目的とする。

3 概要

調査対象として選定した国におけるスポーツ界の特有の諸問題や傾向、各スポーツ団体等の相談窓口整備・相談体制の実態や相談件数、案件が発生した際の調査内容も含めた、解決に向けたプロセスや方策・施策、処分方法等の調査を行う。

近年スポーツ指導における暴力等の問題について政府が関与する形で積極的な取り組みを行っているスポーツ先進国である①米国、②英国、③オーストラリア、④カナダを調査対象国として選定した。

¹ Human Rights Watch (2020) 「数えきれないほど叩かれて」 日本のスポーツにおける子どもの虐待、
https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/07/japan0720jp_web.pdf

4 事業受託者

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

5 事業実施期間

2021 年 7 月 29 日から 2022 年 3 月 18 日まで。

第2 調査の概要

1 調査の構成

本調査は、以下の2つから構成される。

- ① 文献調査：国内外の文献資料・公開資料の調査
- ② ヒアリング調査：調査対象国・機関に対する面談の実施

2 調査の体制

(1) 概要

本調査は、①リサーチチーム、②有識者会議、③プロボノ調査支援チームにより実施された。

(2) リサーチチーム

文献調査及び現地調査を担当し、報告書をまとめた。
メンバーは、以下のとおりである。

全体統括

杉山 翔一 弁護士 Field-R 法律事務所、セーフスポーツプロジェクト代表

統括補佐

小林 聖子 弁護士 弁護士法人みやこ法律事務所

アメリカ担当

主 佐藤 楠 米国弁護士 Field-R 法律事務所

副 堀口 雅則 弁護士 東京 21 法律事務所

イギリス担当

主 八木 由里 弁護士 八木法律事務所（～2022 年 1 月 7 日）

杉山 翔一（2022 年 1 月 8 日～）

副 置塩 正剛 弁護士 くくな法律事務所

オーストラリア担当

主 村本 宗太郎 助教 常葉大学

副 関谷 綾子 弁護士 関谷法律事務所

カナダ担当

主 杉山 翔一

副 飯田 研吾 弁護士 兼子岩松法律事務所

副 山本 衛 弁護士 今西・山本法律事務所

アシスタント

広田 潤平 東京大学公共政策大学院

喜多山 涼 Lund University MSc in International Development and Management

(3) 有識者会議

有識者会議を構成し、調査の視点や、面談先、報告書の課題の助言を受けた。

メンバーは、以下のとおりである（かな順）。

石堂 典秀 教授 中京大学

伊東 卓 弁護士 伊東・早稲本法律事務所

井上 洋一 教授 奈良女子大学

境田 正樹 弁護士 TMI 総合法律事務所

南部 さおり 教授 日本体育大学

森 克己 教授 鹿屋体育大学

山崎 卓也 弁護士 Field-R 法律事務所

(4) プロボノ調査支援チーム

また、本調査には、プロボノ調査支援チームとして、クリフォードチャンス法律事務所の国内オフィス及び国外のオフィス（米国オフィス、英国オフィス、豪州オフィス）の弁護士が調査を担当した。

プロボノ調査チーム統括

西 理広 弁護士 クリフォードチャンス法律事務所 日本オフィス

野村 遥祐 弁護士 クリフォードチャンス法律事務所 日本オフィス

3 調査対象国・機関

(1) 概要

事業仕様書において必須とされている米国に加えて、本報告書第3で記述した日本の現状と課題や、近年スポーツ指導における暴力等の問題について政府が関与する形で積極的な取り組みを行なっている国から選定することとした。

また、当初は、選定国すべての現地調査を予定していたが、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み入出国やその後の行動に制限が生じることが想定されたため、現地調査国の数を減らす代わりに、合計4か国を対象として選定することとした。

調査対象国として選定したのは、以下の国である。

(2) アメリカ合衆国

アメリカは、本事業の仕様書上必須とされている国である。また、2018年に施行された Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017（2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法）により、US Center for Safe Sport（米国セーフスポーツセンター）が、米国オリンピック・パラリンピック委員会及び National Governing Bodies（国内統括団体）に対し管轄を有する Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act（以下「オリンピック・アマチュアスポーツ法」）上の組織として認証され、その後も、2020年10月にアマチュアスポーツ法において、国内統括団体に対しセーフスポーツ促進義務を課すなどの改正がされ、法律に基づく積極的な取り組みが行われていることから、調査対象国として適していると考えられた。

(3) イギリス

イギリスは、National Society for the Prevention of Cruelty to Children（全英虐待防止協会）の Child Protection in Sport Unit（チャイルド・プロテクション・イン・スポーツ・ユニット）の活動など、専門的な取り組みが進んでいる国である。イギリスでは、2017年に、Department for Digital, Culture, Media & Sport が「Duty of Care in Sport」（2017）が公表されるなど、取り組みが進展していることが期待された。また、英国のスポーツ仲裁機関 Sport Resolutions が提供する National Safeguarding Panel の活動及び実績を調査することも有益と考えられた。

(4) オーストラリア連邦

オーストラリアでは、Sport Integrity Australia Act 2020 に基づき、2020年より、Sport Integrity Australia が、ドーピングや八百長、スポーツ指導における虐待の防止

を含むインテグリティ全般を扱う専門機関として活動を開始した。同時に、2019年に制定された National Sports Tribunal Act 2019 に基づき設置された National Sports Tribunal（国立スポーツ仲裁機構）が、虐待・ハラスメント事案を取り扱うこととされた。また、2021年に政府機関である Australian Human Rights Commission（オーストラリア人権機関）がオーストラリア体操界における虐待に関するレポートを公表するなど、スポーツ界の虐待問題に対する注目が高まっていることが予想された。

このように、オーストラリアは、法律に基づく国の関与が期待されたため、オーストラリアを調査対象国とすることは有益と考えられた。

(5) カナダ

カナダでは、日本の中央競技団体に相当する競技統括団体がスポーツ・カナダから資金援助を受ける条件として、Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport（UCCMS）を採用することが定められている。そのため、カナダでは、どの競技統括団体の競技者、指導者にも共通に適用される統一規程が存在している。また、従前より、Sport Dispute Resolution Centre of Canada（SDRCC）が、カナディアン・スポーツ・ヘルプライン及びインベスティゲーション・ユニットを実施していたところ、2021年5月に、SDRCCが、独立セーフスポーツ・メカニズムを提供する主体として、カナダ政府に選定され、制度の構築中であった。

そこで、UCCMSの内容や、SDRCCが現在進行形で構築している独立セーフスポーツ・メカニズムの制度を調査することは、日本にとって有益と考えられた。

(6) その他の団体の取り組み

スポーツ指導における暴力等の根絶の取り組みを考える上では、様々な団体の取り組みとその背景にある考え方を知ることが有益と考えられたため、以下に挙げる機関の取り組みも調査対象に含めた。

- ① International Olympic Committee（国際オリンピック委員会）
- ② Fédération Internationale de Football Association（国際サッカー連盟）
- ③ Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komité（ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会）
- ④ Athleten Deutschland（アスリートドイツ）
- ⑤ 欧州評議会 CSiS プロジェクト
- ⑥ イギリス・エッジヒル大学 CASES プロジェクト

- ⑦ The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children (UN)
- ⑧ The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children

4 調査対象項目の設定

本調査では、事業仕様書を踏まえ、有識者の意見を聴きつつ、調査項目を設定することを行った。また、調査項目を設定する際に、新型コロナウイルス感染症の影響で、現地調査が難しい可能性があることを考慮した。

有識者会議では、海外調査及び報告書を取りまとめる上では、現在の日本の状況を踏まえることが重要であると指摘された。そこで、本報告書第3で、日本の現状及び課題に関する簡潔な分析を述べることとする。

第1回及び第2回の有識者会議並びにリサーチ委員間の議論を受け、最終的に、調査対象の項目は、以下とすることが確認され、調査対象国で共通してこれを調査することとした。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 スポーツ環境：
調査対象国におけるスポーツがどのようなステークホルダーにより支えられているかなどの調査2 歴史・背景・プロセス：
調査対象国が現在の制度に至るまでの歴史的な経緯やプロセス、背景となる考え方などの調査3 スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無：<ul style="list-style-type: none">(1) 一般法：
スポーツ指導における暴力に対し、一般法を適用することができるなどの調査(2) 特別法：
スポーツ指導における暴力を特別に禁止する法律があるか、スポーツ指導における暴力を予防・解決するための特別の専門機関の設置根拠となる法律があるか4 スポーツ団体による暴力指導の予防・解決のための制度：
スポーツ団体が、スポーツ指導における暴力を予防・解決するために、どのような取り組みを行っているか、当該取り組みを学校スポーツに適用することが可能かなどの調査 |
|---|

(1) 統括競技団体
ア 予防のための取り組み
イ 紛争解決のための取り組み
(2) 国内統括団体
ア 予防のための取り組み
イ 紛争解決のための取り組み
(3) 学校スポーツへの適用可能性
5 第三者機関による予防・解決の活動：
第三者機関が、スポーツ指導における暴力を予防・解決するためにどのような取り組みを行っているか、当該取り組みを学校スポーツに適用することが可能かなどの調査
(1) 第三者機関の有無・取り組み
ア 予防のための取り組み
イ 紛争解決のための取り組み
(2) 学校スポーツへの適用可能性

5 有識者会議の実施

有識者会議は、以下のとおり実施された。

第1回有識者会議

2021年9月10日	17:00-18:00	グループ①
2021年9月13日	17:00-18:00	グループ②

第2回有識者会議

2021年10月22日	16:00-17:00	グループ①
2021年10月26日	9:00-10:00	グループ②
2021年10月26日	17:00-18:00	グループ③

第3回有識者会議

2022年1月31日	17:00-18:00	グループ①
2022年2月1日	16:00-17:00	グループ②
2022年2月1日	17:00-17:25	グループ③

第4回有識者会議

2022年3月7日 17:30-19:00

6 リサーチチーム会議

リサーチチーム会議を、以下のとおり、実施した。

実施日	時間 (日本時間)	対象国	方法
第1回			
2021年9月1日	9:00-10:00	対象国すべて	オンライン
第2回			
2021年9月22日	9:00-10:00	対象国すべて	オンライン
第3回			
2021年12月6日	18:00-18:30	対象国すべて	オンライン
2021年12月7日	13:00-13:30	対象国すべて	オンライン
第4回			
2022年1月6日	9:30-10:05	カナダ	オンライン
2022年1月6日	11:00-11:30	イギリス	オンライン
2022年1月7日	7:00-7:30	アメリカ合衆国	オンライン
2022年1月7日	9:00-9:15	オーストラリア連邦	オンライン
2022年1月17日	11:15-11:30	オーストラリア連邦	電話
第5回			
2022年2月3日	9:30-10:00	オーストラリア連邦	オンライン
2022年2月4日	9:00-9:15	カナダ	オンライン
2022年2月4日	10:30-11:00	アメリカ合衆国	オンライン
2022年2月4日	11:00-11:30	イギリス	オンライン

7 海外現地調査

(1) イギリス現地調査

ア 担当者

八木 由里

イ 調査先

イギリス・ロンドン

ウ 調査概要

2021年11月26日からの調査を予定し、同日に現地に到着したが、2021年11月30日現在のオミクロン株の感染状況及び日本政府（国土交通省）の迅速かつ厳格な水際対策が予想されたため¹、同日、中止を決定した。

(2) アメリカ現地調査

ア 担当者

杉山 翔一

イ 調査先

アメリカ合衆国コロラド州デンバー

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨークシティ

ウ 期間

2022年1月9日から20日（現地滞在2022年1月9日から19日）

エ 訪問先（オンライン面談含む）

2022年1月11日	12:00 - 13:00 (MST)	US Safe Sport Center
2022年1月12日	10:00 - 11:00 (MST)	United States Olympic & Paralympic Committee
2022年1月17日	14:00 - 15:00 (EST)	The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children
2022年1月18日	15:00 - 16:00 (EST)	The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children

8 海外政府機関・私団体・専門家との面談

海外行政機関・私団体・専門家との面談を、以下のとおり、実施した。

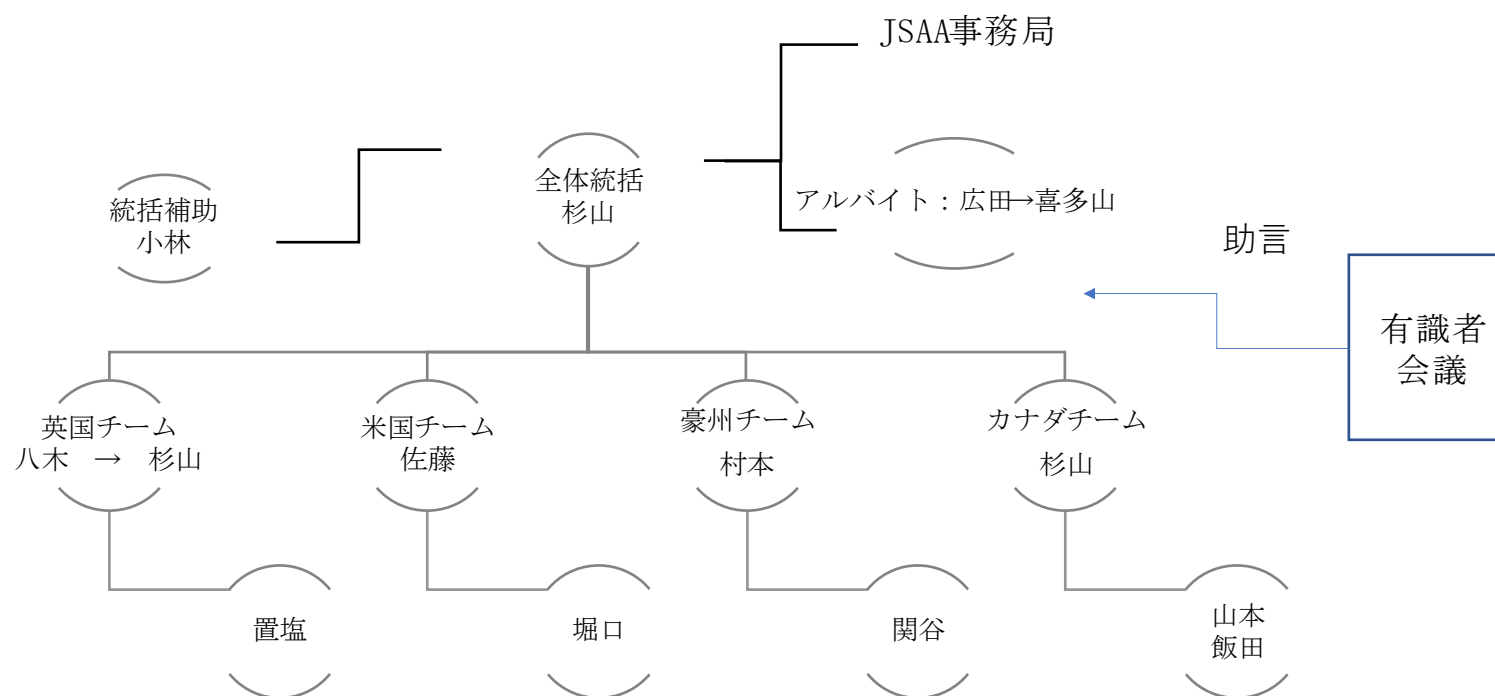
¹翌日の2021年12月1日、日本政府（国土交通省）は「オミクロン株」の感染拡大に対する水際対策の強化として、12月末までの1か月間、日本に到着するすべての国際線で新たな予約を停止するよう航空会社等に要請した。

面談日	時間*	相手団体名	方法
米国			
2021.12.2	8:00 - 8:40	US SafeSport Center	オンライン
2022.01.08	7:00 - 7:45	Aspen Institute	オンライン
2022.01.11	12:00 - 13:00 (MST)	US Safe Sport Center	現地
2022.01.12	10:00 - 11:00 (MST)	United States Olympic & Paralympic Committee	オンライン
2022.01.21	9:00 - 10:00	Judicial Arbitration and Mediation Services	オンライン
2022.02.08	8:00-9:00	US Weightlifting	オンライン
2022.02.16	8:00-9:00	US Swimming	オンライン
2022.02.24	8:00-9:00	Amos Guiola 氏 (ユタ大学)	オンライン
英国			
2021.11.24	19:00 - 19:30	Sport Resolutions	オンライン
2021.12.08	18:00 - 19:00	Michael Callan 氏 (ハートフォードシャー大学)	オンライン
2021.12.17	19:00 - 20:00	Sport Resolutions	オンライン
2021.12.21	18:30 - 19:40	英国弁護士	オンライン
2022.01.07	18:30 - 19:30	UK Sport	オンライン
2022.01.10	19:00 - 20:00	Child Protection in Sport Unit	オンライン
2022.01.12	18:30 - 19:30	Daniel Rhind 氏 (ラフバラー大学)	オンライン
2022.02.11	18:00 - 19:30	British Gymnastics	オンライン
2022.02.18	18:00 - 19:00	British Wheelchair Basketball	オンライン
2022.02.24	19:00 - 20:00	Lawn Tennis Association	オンライン
2022.03.14	23:00-24:00	UK Coaching	オンライン
豪州			
2021.11.26	10:00 - 10:50	Australian Human Rights Commission	オンライン
2021.11.30	12:00 - 13:00	National Sports Tribunal	オンライン
2022.01.11	8:00 - 8:40	Hayden Opie 教授 (メルボルン大学)	オンライン
2022.01.25	9:00 - 9:50	Hayden Opie 教授 (メルボルン大学)	オンライン
2022.02.08	11:00-12:00	Sport Australia	オンライン
2022.02.17	9:00-10:00	Gymnastics Australia	オンライン
2022.02.17	11:00-12:00	Swimming Australia	オンライン
2022.02.25	13:00-14:00	Rugby Australia	オンライン
2022.03.8	13:00-14:00	Sport Integrity Australia	オンライン
カナダ			
2021.11.30	8:00 - 8:50	Sport Dispute Resolution Center of Canada	オンライン

2022.01.11	7:00 - 8:00	Coaching Association of Canada	オンライン
2022.01.26	7:00 - 8:00	Canada Olympic Committee	オンライン
2022.02.04	8:00 - 9:00	Sport Canada	オンライン
2022.02.16	7:00-8:00	Sport Dispute Resolution Center of Canada	オンライン
2022.03.01	8:00-9:00	Snowboard Canada	オンライン
2022.03.2	8:00-9:00	Athletics Canada	オンライン
その他			
2021.12.07	18:00 - 19:00	Center for Sport and Human Rights	オンライン
2021.12.10	8:00 - 8:50	Center for Sport and Human Rights	オンライン
2021.12.13	18:00 - 19:00	Safe Sport International	オンライン
2022.01.17	14:00 - 15:00 (EST)	The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children	現地
2022.01.18	15:00 - 16:00 (EST)	The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children	現地
2022.01.28	17:00 - 19:30	Norway Olympic Committee	オンライン
2022.01.28	22:00 - 22:30	Athleten Deuchland	オンライン
2022.02.09	17:00-18:00	欧州評議会	オンライン

* 特記がない限り、日本時間とする。

事業体制 (22年3月18日現在)



第3 暴力根絶に向けた取り組みに関する日本の現状と課題

1 わが国の暴力根絶に向けた取り組みの歴史と現状

わが国では、2010年8月における文部科学省のスポーツ立国戦略の策定を受け¹、2011年6月24日、スポーツ基本法の公布（施行は同年8月24日）がなされた。同法2条4項でスポーツを行う者の心身の健康保持増進及び安全の確保が図られるように推進されなければならないことや、同法5条1項において、スポーツ団体はスポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつスポーツの推進に取り組むようにとの規定がなされているが、本報告書作成時点で、同法8条の「法制上の措置等」として、スポーツ指導における暴力をなくすための施策を実施するための特別法は設けられていない。

わが国では、2015年10月1日までは文部科学省（2000年までは文部省）が主体的にスポーツに関する政策を執行してきたが²、それ以降は、文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置され、現在はスポーツ庁がスポーツに関する政策を執行している³。2012年12月に大阪府立桜ノ宮高校バスケットボール部の部員が体罰を苦に自殺した事件、及び、2012年11月に女子柔道の強化選手15人がナショナルチームの監督や現場指導者に暴力やパワーハラスメントを受けていたことをJOCに告発したことがきっかけとなり、2013年9月2日から同年12月2日にかけて、文部科学省において「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議」が行われ、同年12月19日にはその報告書が取りまとめられた。当該報告書においては、スポーツ指導における暴力等に関する処分基準ガイドラインやスポーツ団体処分手続モデル規程も策定された⁴。また、スポーツ庁においては、2017年3月に、第2期スポーツ基本計画が策定された⁵。この中では、クリーンでフェアなス

¹ この中で、スポーツ基本法の整備の提言がなされ、戦略4として、スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上も唱えられている。文部科学省（online）スポーツ立国戦略 5つの重点戦略の目標と主な施策 4. スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上、

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/detail/1297217.htm（2022年3月14日最終閲覧）

² 2014年6月にはコーチング推進コンソーシアムを設置し、2015年3月13日に、『グッドコーチに向けた「7つの提言」』を発表した。コーチング推進コンソーシアム（2015）グッドコーチに向けた「7つの提言」、https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/03/_icsFiles/afieldfile/2015/03/13/1355873_2.pdf（2022年3月14日最終閲覧）

³ スポーツ庁の政策課の中に「学校体育室」が設置されており、学校体育行政については文部科学省からスポーツ庁に移管され、学校体育・運動部活動の業務もスポーツ庁においてなされている。

⁴ スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議（2013）スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告、

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/01/17/1343415_01.pdf（2022年3月14日最終閲覧）

⁵ 文部科学省（2017）スポーツ基本計画、https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_002.pdf（2022年3

スポーツの推進として、インテグリティを高めることもポイントの 1 つとして示されている。さらに、スポーツ基本計画については第 3 期スポーツ基本計画が現在検討されている⁶。

わが国では、アマチュアスポーツについては、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本オリンピック委員会・公益財団法人日本パラスポーツ協会が、統括競技団体として、これらに加盟する競技団体を統括している⁷。これらの統括競技団体は、2013 年 4 月 25 日、他の団体と連名で『スポーツ界における暴力根絶宣言』を行なって以降⁸、統括競技団体に加盟する団体に対し、暴力根絶に向けた働きかけを強めている。2019 年に「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」が策定されて以降は、統括競技団体に加盟する中央競技団体（NF）に対し、ガバナンスコード適合性審査や自己説明を通じて、各中央競技団体の設ける相談窓口（原則 9）や懲罰制度の審査、コンプライアンス教育状況の審査を行っている。また、わが国には、日本スポーツ協会が運営する公認指導者資格制度があり、日本スポーツ協会は 2019 年 4 月、公認指導者資格制度における「モデル・コア・カリキュラム」を作成し⁹、グッドコーチの養成を目指しているものの、必ずしも各スポーツで指導に携わる者が資格を保有していない状況である。

わが国では、アマチュアスポーツにおいては、中央競技団体が対象スポーツについて国内にて統括をする立場にあり、上記の『スポーツ界における暴力根絶宣言』を宣言して以降¹⁰、スポーツ指導における暴力やハラスメント等の相談窓口の整備が進んでいる¹¹。例えば、わが国の中央競技団体の中でも最大の予算規模を有する日本サッ

月 14 日最終閲覧)

⁶ 2021 年 12 月 20 日に中間報告が発表され、2022 年 3 月末を目処に官報に公示される予定である。スポーツ庁（2021）第 3 期スポーツ基本計画 中間報告、https://www.mext.go.jp/sports/content/20211220-spt_sseisaku01-000019607_01.pdf（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁷ プロスポーツにおいては、NF に属さない日本野球機構、ジャパン・プロフェッショナル・バスケットリーグ、Tリーグなどの団体が存在する。また、学校スポーツを所管する団体としては、大学スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟が存在する。

⁸ 公益財団法人日本体育協会・公益財団法人日本オリンピック委員会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会・公益財団法人全国高等学校体育連盟・公益財団法人日本中学校体育連盟（2013 年）スポーツ界における暴力行為根絶宣言、<https://ctrtokyokendo.jp/wp-content/uploads/2019/08/komon-boryoku-konzetsu.pdf>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁹ 日本スポーツ協会（online）コーチ育成のためのモデル・コア・カリキュラム、<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1160.html>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹⁰ 公益財団法人日本体育協会・公益財団法人日本オリンピック委員会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会・公益財団法人全国高等学校体育連盟・公益財団法人日本中学校体育連盟（2013 年）スポーツ界における暴力行為根絶宣言、<https://ctrtokyokendo.jp/wp-content/uploads/2019/08/komon-boryoku-konzetsu.pdf>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹¹ スポーツ庁 スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧のご案内、https://www.mext.go.jp/sports/content/20210430-spt_sposeisy-000014419_1.pdf（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

カー協会では、暴力根絶相談窓口を設置するだけでなく、JFA サッカーファミリー安全保護宣言を発表し¹²、ウェルフェアオフィサーというサッカーを取り巻くより快適な環境を構築するための資格を設けるなど、海外の取り組みの採り入れを行なっている。また、日本バスケットボール協会では、JBA バスケットボールファミリー安心安全保護宣言を発表している¹³。

わが国のアマチュアスポーツにおける第三者機関としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが存在する。2013 年 5 月に独立行政法人日本スポーツ振興センター法が改正され、同法第 15 条 1 項 6 号が新設されたことにより、「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務」が新たにその業務として加えられた¹⁴。さらに、文部科学省においてスポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議報告の発表がなされたことを受け、2014 年 1 月より、独立行政法人日本スポーツ振興センター内にはトップアスリートのための暴力相談窓口が設置された¹⁵。加えて、2014 年には、独立行政法人日本スポーツ振興センターにスポーツ・インテグリティ・ユニットが設置され¹⁶、暴力やハラスメントからスポーツ・インテグリティを保護する活動が行われている。

わが国では、学校部活動においてスポーツ活動が行われているが、2012 年 12 月に起きた、大阪府立桜ノ宮高校バスケットボール部の部員が体罰を苦に自殺したことを受け、2013 年 3 月 13 日、文部科学省より、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の撤廃について」という通知が発出され¹⁷、同年 5 月には『運動部活動での指導のガイドライン』が発表された¹⁸。2018 年 3 月には、スポーツ庁より「運動部活動の在り方

¹² 公益財団法人日本サッカー協会（online）JFA サッカーファミリー安全保護宣言、https://www.jfa.jp/respect/safety_protection/（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹³ 同宣言の中では、暴力暴言の根絶をはじめ、子どもの主体性を向上することや指導者の資質を向上すること、保護者との連携によって、暴力・暴言、ハラスメント行為を防止して子どもたちがスポーツを楽しむ、心身の健やかな成長を遂げられるように状況の改善に努めていくことが示されている。公益財団法人日本バスケットボール協会（online）JBA バスケットボールファミリー安心安全保護宣言、<http://www.japanbasketball.jp/jba/safety/>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹⁴ e-GOV 法令検索（online）平成十四年法律第百六十二号 独立行政法人日本スポーツ振興センター法、<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000162>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹⁵ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（online）トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口、<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹⁶ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（online）スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する業務、<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/Default.aspx>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹⁷ 文部科学省（2013）体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹⁸ 文部科学省（2013）運動部活動での指導のガイドライン、https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/___icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

に関する総合的なガイドライン」が策定された¹⁹。また、全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟は、2013年に『スポーツ界における暴力根絶宣言』を宣言した後、暴力・ハラスメント等相談窓口の設置を進め²⁰、その後も、全国高等学校体育連盟における『体罰根絶全国共通ルール』の施行（2014年7月1日）²¹、日本中学校体育連盟における『運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（再送）』の提示（2018年3月30日）などの取り組みを行なっている²²。

2 日本国内のスポーツにおける暴力指導についての今後の課題

(1) 管轄による限界

上述のとおり、わが国でも、中央競技団体が統括するアマチュアスポーツと学校部活動の上部団体が分かれており、かつ、各スポーツ団体がそれぞれの窓口を設置している状況である。そのため、実際に暴力指導が行われた際にどの機関にどのような相談ができるのか、予防・解決のためにどのような取り組みが存在するのかということが分かり易いものとはなっていない。また、統括競技団体や中央競技団体側で制度を整えた場合でも、必ずしも学校部活動の事案で当該制度を利用できるわけではないという問題もある。

また、各スポーツ団体が設置している窓口の中には、競技者の競技レベルにより利用が認められない競技者もあり、相談を受けつけても、窓口が取り扱えない問題がある。

加えて、わが国では資格制度を設けるか否かの判断は各スポーツに任されている。また、スポーツ団体が何らかの措置をとろうとしても、問題のスポーツ指導を行なった者が当該団体に登録する者でない場合は、スポーツ団体の措置が及ばない

¹⁹ スポーツ庁（2018）運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf
（2022年3月14日最終閲覧）

²⁰ スポーツ庁 スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧のご案内、
https://www.mext.go.jp/sports/content/20210430-spt_sposeisy-000014419_1.pdf

²¹ 体罰を行った指導者については主催大会に出場できないことや連盟の役員に就けないことが定められた。全国高等学校体育連盟（2014）体罰根絶全国共通ルールの制定について、<http://chusin.ngn-hssp.org/dlfiles/taibatsu-konzetsu.pdf>（2022年3月14日最終閲覧）

²² 監督の条件を定め、暴力等によって学校長より懲戒処分を受けている者に対しては連盟による役職停止や登録禁止措置を採ることなどが規定された。公益財団法人日本中学校体育連盟（2018）運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に関する日本中学校体育連盟の対応（再送）
<https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/12/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E4%BD%93%E8%82%B2%E9%80%A3%E7%9B%9F%E3%81%AE%E5%AF%BE%E5%BF%9C.pdf>（2022年3月14日最終閲覧）

という問題もある。

(2) 人的・金銭的資源の偏在

アマチュアスポーツや学校スポーツと、それぞれのスポーツ環境下で所属する団体が異なることもあり、暴力指導の予防・解決のための制度等もそれぞれのスポーツ環境やスポーツごとに異なっている。わが国の中央競技団体やその加盟・登録団体は、人的・金銭的資源が豊かな団体ばかりではないところ、とりわけ人的・金銭的資源が不足している団体の制度においては、被害者目線で必ずしも利用しやすいとは言えないものも存在している。また、被害者が所属する団体ごとに享受できる制度が異なっているのも、被害者保護の観点からは問題である。

(3) 独立した相談機関の不足

アマチュアスポーツや学校スポーツでは各中央競技団体や各連盟・協会内に相談窓口が設置されている。しかし、競技者が、自身が所属する団体内でおきた暴力指導について、当該組織内の相談窓口へと相談を行うことは、その後当該団体内での競技活動や代表選考などの場面で不利益取扱いを受けることの懸念から、心理的ハードルが高い。したがって、相談窓口を設置、運営する上では、この心理的ハードルの高さについても考慮がなされる必要があり、心理的ハードルをなくすためには、独立した相談機関が必要である。

この点、独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置しているトップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口は、自身が所属するスポーツ団体の窓口ではないという意味で、独立である。しかし、当該窓口は、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会に参加するレベルの競技者を対象としたものである。そのため、わが国では、すべての競技者や子どもに対し、暴力指導の相談窓口および予防・解決のための独立の仕組みが保障されているわけではない。

(4) 個別立法がないこと

わが国には、スポーツ指導における暴力の撲滅に向け、少なくとも上記(1)から(3)の課題が存在するにもかかわらず、現在、日本国内のスポーツにおける暴力指導については、刑法等の一般法以外に、法律でこれを禁止する規定もない。また、トップアスリートを対象とする窓口を有する独立行政法人日本スポーツ振興センターのほかに、独立機関の設置根拠を定める法律や規定も存在しない。

(5) 小括

このように、わが国の課題とされるスポーツ指導における暴力指導の撲滅に向けては、管轄の限界の問題を克服し、当該競技者の所属するスポーツ環境に左右され

ず一貫して利用できる仕組みが必要である。

そこで、本事業で海外調査を行う上でも、各国の制度が、管轄の限界の問題をどう克服でき（あるいはできておらず）、一貫して利用できる仕組みを構築しているかは、重要な視点とされた。

第4 アメリカ合衆国調査結果

1 概要

アメリカ合衆国（以下「米国」）では、国内オリンピック委員会及びアマチュアスポーツは、1978年に制定されたテッド・スティーブンス・オリンピック・アマチュアスポーツ法（Ted Stevens Amateur Sports Act、以下「オリンピック・アマチュアスポーツ法」）により規制されている。オリンピック・アマチュアスポーツ法は、当初、虐待防止の観点よりも、競技力強化の側面に重点を置いていたと言ってよい。

しかし、2016年、米国体操連盟の医師ラリー・ナサール（Larry Nassar）が20年以上にわたり、300名を超える選手に対して性的虐待を行っていたことが明らかになった。このことをきっかけに、米国では、選手に対する虐待を防止する体制の整備が、強く求められるようになった。

こうした状況の変化を受けて、米国では、2017年3月に、選手に対する虐待を防止するための専門機関として、米国セーフスポーツセンター（U.S. Center for SafeSport、以下「セーフスポーツセンター」）が設立された。セーフスポーツセンターは、2018年の The Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act（2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法）により、米国オリンピック・パラリンピック委員会で法制化されて以降、同センターは数次の同法改正によって虐待規制に関する権限を強化してきた。

米国では、現在、セーフスポーツセンターが米国オリンピック・パラリンピック委員会及びそれに加盟する国内統括団体（National Governing Bodies）に対して広範な権限を有し、虐待防止の取り組みを行っている。

また、セーフスポーツセンターの他、民間シンクタンクであるアスペン研究所（Aspen Institute）においても虐待防止を含む青少年のスポーツ環境の改善のため大規模な取り組みを行っている。

そこで、本章では、米国のスポーツ環境やセーフスポーツセンターができるまでの背景を述べた上で、米国オリンピック・パラリンピック委員会及び国内統括団体の状況、セーフスポーツセンター及びアスペン研究所の活動について、紹介する。

2 スポーツ環境

(1) 概要

米国では、スポーツ文化が社会に深く根付いており、米国国民は、幼少期からスポーツを見たり、プレーしたりすることに多くの時間を費やしている。米国では、

スポーツは、「娯楽」の一種と考えられているため、プロ・アマを問わず、多くのスポーツ大会が商業化されている。米国国民は、スポーツが商業化された結果、スポーツに対し大きな関心を持つようになった一方で、スポーツに対し厳しい目も向けている。

米国には、国際競技大会等で勝利したいという願望が強く表れた環境が存在している¹。アメリカのオリンピック・パラリンピックムーブメントは、草の根レベルのユーススポーツを底辺に、エリートレベルのオリンピックスポーツを加えたピラミッド構造になっている²。スポーツをする機会としては、民間企業の提供する機会や学校が提供する機会がある³。

他方で、米国において、政府が行うスポーツに対する規制は限られている。米国は、多くの国と異なり、「スポーツ省（庁）」や国家レベルのスポーツ政策、その他ユーススポーツやアマチュアスポーツを推進・規制するための政府機関は存在しない⁴。

(2) ユーススポーツ

ユーススポーツは、歴史的には、学校や地域のリトルリーグ、地域のサッカー協会、教会のバスケットボールチームなどの地域団体によって組織されていた。

しかし、近年、スポーツのプロ化が進み、こうした地域密着型の活動の例は減り、プロスポーツのフランチャイズと提携を結ぶようになっている。また、エリートレベルのアスリートを育てるためのプライベートクラブチームが主流となっている。

学校、地域スポーツ協会、民間のユースクラブ・リーグは、それぞれ独自のルールやポリシーを持っている。これらの団体の中には、セーフスポーツセンターと提携し、関係者にトレーニングを提供しているところもある。

(3) 学校スポーツ

大学スポーツの統括団体としては、National Collegiate Athletic Association (NCAA) と National Association of Intercollegiate Athletics (NAIA) がある。大学ス

¹ Dionne L. Koller, *A Twenty-First-Century Olympic and Amateur Sports Act*, 20 *Vanderbilt Journal of Entertainment & Technology Law* 1027 (2018) p.1032. Available at: https://scholarworks.law.ubalt.edu/all_fac/1078. 1032.

² *Id.*

³ *Id.*

⁴ *Id.* at 1035.

スポーツの大半は、NCAA の支援のもとで行われているが、小数ではあるが、NAIA に加盟している大学もある。

NCAA、NAIA、全米高等学校連盟、各州の高等学校体育協会は、それぞれ管轄内のスポーツのあり方について詳細な規則を定めている⁵。

(4) プロスポーツ

プロスポーツは、一般的に National Football League、National Hockey League、National Basketball Association、Major League Baseball、Major League Soccer などのプロリーグ団体によって統括されている。

(5) アマチュアスポーツ

米国では、大学スポーツとユーススポーツ以外のアマチュアスポーツは、一般的に、民間のクラブやリーグを通じて、地域レベルで行われている。むしろ、ユーススポーツやアマチュアのスポーツへの参加は、個人の活動や民間企業の活動であることがほとんどである⁶。

しかし、エリートレベルのアマチュアスポーツは、国内統括団体によって統括されている。とりわけ、オリンピック・パラリンピックスポーツは、USOPC によって統括されている。

上述のオリンピック・アマチュアスポーツ法は、USOPC の設立の根拠法であり、米国オリンピック・ムーブメントの運営に関する基本的な要件を定めている。USOPC は、米国オリンピック・パラリンピック・ムーブメントのための SafeSport Code（以下「セーフスポーツコード」）を採択し⁷、未成年者への性的虐待、精神的虐待・身体的虐待の申立てを、セーフスポーツセンターに報告している。

3 歴史・背景・プロセス

(1) 体操競技におけるスキャンダル

米国体操連盟の医師ラリー・ナサール（Larry Nassar）が 20 年以上にわたり、300 名を超える選手に対して性的虐待を行っていたことが明るみになったことを受け、米国連邦議会公聴会が行われ、2018 年 2 月に、The Protecting Young Victims from

⁵ *Id.*

⁶ *Id.* at 1036.

⁷ U.S. Center for Safe Sport、セーフスポーツコード、https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2021/04/SafeSportCode2021_040121_V3.pdf（2022 年 3 月 16 日最終閲覧）

Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017（2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法）が施行された。

同法成立後の公式声明でジョン・チューン上院議員、ビル・ネルソン上院議員（スポーツ政策や米国オリンピック委員会などの連邦公認団体を管轄する商業・科学・運輸委員会の委員長とその委員）は、次のように述べた。

"Horrific sexual abuse and tepid responses from organizations that exist to support the careers of U.S. Olympic athletes, are nothing short of a betrayal," said Thune. "Today's Senate vote sends the president legislation putting necessary new safeguards in place and empowers the new United States Center for Safe Sport to investigate and resolve reports of abuse. I appreciate the efforts of my lead cosponsor Sen. Nelson, the other cosponsors of our legislation as well as Sen. Feinstein and other colleagues who cosponsored complementary legislation referred to the Judiciary Committee that ultimately carried our proposal into law. Passage of all these reforms is first and foremost a victory for the survivors and other advocates whom I was honored to stand with today at a press conference marking this important legislative achievement." "The system failed these young women horribly," said Nelson, referring to the hundreds of female gymnasts and other Olympic and collegiate athletes who have reported being victims of sexual abuse. "USA Gymnastics failed them. The USOC failed them. Michigan State failed them. By putting new safeguards into law to protect athletes from abuse we're sending a message that this cannot and must not happen again."

(2) #MeToo運動の影響

2017年には、米国において#MeToo運動が活発になった。

#MeToo運動は、特に芸能界や政治家、スポーツ界など世間の注目を集める業界でのセクハラや虐待に関する注目を高めることになった。

アスリートたちは、国内統括団体のプロセスを信頼していなかったため、ハラスメントや虐待を報告できる独立した組織の必要性を感じていた。アスリートたちは、国内統括団体に苦情を提出することで、競技大会への出場や代表選手としての選定が危うくなることを恐れていた。この結果、セーフスポーツセンターができる以前の通報件数は、比較的少なかった。

4 スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無

(1) 一般法

ア 米国の各州には、児童を含む他の個人に対する危害、虐待・暴行、ハラスメントを犯罪とする刑法がある。これらは、スポーツ分野における虐待に特化した法律ではないものの、スポーツ分野においても、未成年者に対する虐待行為を行った個人を刑事告発するためにも適用されうる⁸。

イ また、米国の各州には、子どもへの虐待に特化した法律が多く存在する。これらの法律の文言は異なるが、身体的攻撃、精神的虐待、ネグレクトなど、子どもに対するあらゆる種類の残虐行為を禁止している⁹。また、特に性的虐待など、子どもを含む他の虐待の状況に対処する犯罪を定めている¹⁰。

児童虐待の法律は、多くの場合、犯罪で有罪判決を受けた人に対し、子どもが経験した被害の種類に応じて、軽犯罪と重罪の両方の処罰を課すことができる。

例えば、子どもを性的に虐待した大人は、一般に重罪で起訴され、子どもに対し家庭内暴力を行った両親は軽犯罪で起訴される可能性がある。州によっても異なるが、一般に、児童虐待の有罪判決には、通常、罰金、投獄、保護観察、その他の罰則（接近禁止命令を含む）など、刑事罰のいずれかを伴う。例えば、ニューヨークの児童被害者法では、個人または団体である虐待者に対する民事賠償請求に関するガイダンスを提供している。

なお、日本では問題となる「指導とハラスメントの境界はどこか」という点については、米国では日本と異なり指導者の業務は契約や合意によって定められるので、それを超える場合には契約違反ないし権限超越と捉えられ、このような問題は生じにくいことも指摘されている¹¹。

(2) 特別法

ア 特別法として、2017 年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法が挙げられる。

イ 同法は、組織やガバナンスの面では、セーフスポーツセンターを、独立した全米を対象とするスポーツ安全組織として指定した（同法 202 条）¹²。また、米国オリンピック委員会の目的を拡大し、アマチュア・アスリートに対する虐待のない、安全なスポーツ環境を促進することを盛り込んだ¹³。

⁸ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

⁹ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

¹⁰ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

¹¹ 川井圭司「スポーツ界のハラスメント問題」ジュリスト 2019 年 4 月／1530 号 p.45

¹² 原田圭子「【アメリカ】スポーツ選手を虐待等から保護する法律」『外国の立法』No.275-1, 2018.4,p.2

¹³ 原田・前掲注 12

ウ 法的な観点からは、同法は2つの重要な点を変更した¹⁴。

(ア) 一点目は、報告義務者の拡大である。同法は、1990年の児童虐待被害者法を改正し、性的虐待を含む児童虐待の疑いを報告する義務を、改正前に報告義務を有していた連邦の各施設における医師などの専門家に加え、アマチュアスポーツ団体の施設、あるいは国内統括団体または国内統括団体の加盟団体が公認するイベントにおいて、未成年またはアマチュアスポーツ選手と交流する権限を持つ大人にまで拡大した（同法 101 条）¹⁵。

児童虐待の疑いがある場合、24 時間以内に報告しなかった者は、刑事罰の対象となる。なお、虐待の被害者自身には報告義務を負わせないという規定も付け加えられている。

また、同法 204 条では、第 101 条所定の報告義務者たる個人に加え、国内の州どうし、または国際競技大会を開催し、未成年の選手と定期的に交流する機会のある成人が構成員となる「団体」も報告義務者として追加されている。

(イ) 二点目は、民事救済の拡大である。同法は、連邦刑法を改正し、人身売買犯罪または連邦性犯罪の被害者に対する民事救済規定を改正した。

特に、民事上の時効を、被害者が違反や傷害を合理的に発見した日から 10 年（従来は訴因が発生した日から 10 年）に変更し、人身売買や連邦性犯罪の未成年被害者が民事訴訟を起こす場合の時効を、当該個人が 18 歳に達した日から 10 年（従来は 3 年）に延長した（同法 102 条）。さらに、懲罰的損害賠償の規定も入り、より被害者救済に資する内容となっている。

エ さらに、米国オリンピック委員会に関する改正点としては、同委員会の目的として、アマチュアスポーツにおいて、精神的、身体的、性的虐待のない安全な環境を促進することが追加された（同法 201 条）¹⁶。

また、アマチュアスポーツ団体や選手が国際大会へ参加するための助成金を受給する条件として、虐待防止の手続や方針を遵守していることが追加された（同法 203 条）。

オ 2020 年 10 月にオリンピック・アマチュアスポーツ法が改正され、USOPC と国内統括団体がセーフスポーツの実現に向けて取り組む法的義務が強化された¹⁷。

¹⁴ 原田・前掲注 12pp.2-3

¹⁵ 原田・前掲注 12p.3

¹⁶ 原田・前掲注 12p.3

¹⁷ 中川かおり「【アメリカ】アマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法の成立」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.12-13

USOPC は、国内統括団体を監視すると共に、選手に対する虐待の状況について、毎年調査をする法的義務を負うことになった（220513 条）。加えて、国内統括団体に対しても、認可要件としてセーフスポーツ実現のために、どのような活動を行っているかを説明し、報復からの保護を提供する義務（同法第 220522 条第 17 号、第 19 号）や、国内統括団体がセーフスポーツを促進する義務が定められた（同法第 220524 条(a)(11)）。

仮に USOPC と国内統括団体がこの義務を履行しない場合には、米国の連邦議会により、国内統括団体の認可の取消しや USOPC の理事会の解散もありえることになった（同法第 220552 条）。

5 スポーツ団体による暴力指導の予防・解決のための制度

(1) 概要

以下では、統括団体として、USOPC の取り組みと、セーフスポーツコードの採択と国内統括団体の実例を挙げる。

(2) USOPC の取り組み

ア USOPC による国内統括団体の監督権限

前述の通り、オリンピックスポーツは、USOPC によって統括されている。

オリンピック・アマチュアスポーツ法は、USOPC に国内統括団体の認定および認定解除の権限を与えている。USOPC 理事会は、適格な組織を国内統括団体として認定する権限、および国内統括団体の認定継続を審査する権限を有し、国内統括団体の認定継続に条件を付けること、国内統括団体を保護観察下に置くこと、国内統括団体を停止すること、国内統括団体を認定解除することを含め、適切と考える措置をとることができる¹⁸。この国内統括団体の認証基準の中には、アスリートセーフティに関する要件が含まれている¹⁹。

USOPC は、米国オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全体における虐待や不正行為の申立てへの対応と解決について定めたセーフスポーツコードを全面的に採択しており、米国オリンピック・パラリンピック・ムーブメントに参加する者は、セーフスポーツコードに定められた方針と手続に従わなければならない

¹⁸ Bylaws of the United States Olympic and Paralympic Committee, Sec. 8.1, <https://www.teamusa.org/-/media/About-the-USOC/Board-Docs/062920-USOPC-Bylaws-Effective-June-18-2020-FINALua.pdf?la=en&hash=016021AE3E3DC64EF1D345D3ADF9B66301C8A9DE> (2022 年 2 月 20 日最終閲覧)。

¹⁹ Bylaws of the USOPC, Sec. 8.7.1(c).

い。そのため、国内統括団体が USOPC の認定を受けるには、NGB Athlete Safety Policy を遵守する必要がある²⁰。国内統括団体がこの要件を遵守しているか否かは、外部の独立した監査会社によって監査されている²¹。万一、国内統括団体がこれを遵守できていない場合、その違反を是正する機会が与えられ、是正できない場合、認定取り消しを含む制裁を受ける可能性がある²²。

USOPC は、国内統括団体が認証基準を満たすことができず、また満たすことを合理的に要求されない場合は、国内統括団体に適用される認証基準の例外を定めることもできる。提供することができる。この例外を設ける場合、USOPC は、例外を文書で明示し、公衆がアクセスできるようオンラインに掲載する²³。

イ 国内統括団体の USOPC Security & Athlete Safety Office に対する通知義務

国内統括団体は、NGB Athlete Safety Policy に基づき、オリンピック・パラリンピック・トレーニング・センター（以下「OPTC」）、USOPC 主催大会、又は USOPC が代表団を派遣する第三者主催大会（以下「USOPC 代表団大会」）で、禁止行為が行われ、これについての申立てがされたことを知った場合、USOPC Security & Athlete Safety Office に通知する義務を負っている²⁴。禁止行為の疑義があった場合、国内統括団体又はセーフスポーツセンターは、被申立人に対し、一時的な措置を課すこともある²⁵。

また、国内統括団体は、禁止行為に関する調査の結果を妨害したり、影響を及ぼそうとしたりしてはならない義務を負っている。加えて、国内統括団体は、その従業員等が未成年者との性的非行に関わる犯罪で有罪判決を受けたことを知っている場合などにおいて、当該従業員の再就職を支援してはならない。

ウ 教育研修活動

USOPC は、国内統括団体に対して、セーフスポーツコードとそれに定められた義務に関する研修コースを提供している。すべての国内統括団体は、定期的にか

²⁰ *Id.*

²¹ USOPC, Safe Sport Audit Report, <https://www.teamusa.org/Team-USA-Athlete-Services/Safe-Sport/Safe-Sport-Audit-Reports>(2022 年 3 月 15 日最終閲覧).

²² USOPC Interview, 2022 年 1 月 12 日。

²³ 前掲注 19, Sec. 8.7.2.

²⁴ NGB Athlete Safety Policy, <https://www.teamusa.org/team-usa-athlete-services/-/media/E88D787C22B9414CB144DAB6C9155FC8.ashx#:~:text=As%20part%20of%20this%20commitment,of%20misconduct%20and%20For%20abuse> (2022 年 2 月 20 日最終閲覧).

²⁵ *Id.*

のようなトレーニングを受けることが義務付けられている。

エ USOPC の議会に対する報告義務

USOPC は、オリンピック・アマチュアスポーツ法の規定に基づき、議会に対し、定期的に書面による報告を行わなければならない。

各報告書の作成にあたり、USOPC は AAC、USOPA 等に対して、独自の補足報告書を提出する機会を提供する²⁶

(3) 国内統括団体による取り組み

ア 概要

(3)では、国内統括団体が共通して採択しているセーフスポーツコードについて説明した上で、国内統括団体の取り組みの例として、本調査で聴き取り調査を行った米国ウェイトリフティング連盟及び米国水泳連盟の取り組みを取り上げる。

イ セーフスポーツコード

(ア) 概要

Safe Sport Code（セーフスポーツコード）は、2017年3月に策定され、現在の最新版は2021年4月改訂版である²⁷。

セーフスポーツコードは、現在、USOPC 及びこれに加盟する国内統括団体の役員や指導者に対し一律に適用されている。

(イ) 適用範囲（3条）

セーフスポーツコードは、米国オリンピック・パラリンピックムーブメントの「参加者」に適用される（3条）。

セーフスポーツにいう「参加者」とは、本規程の違反が申し立てられた時点で、以下の地位を望んでいる者、あるいは現在 1 または過去に以下の地位に該当している個人をいう（8.J 項）。

a. 国内統括団体、現地関連機関、USOPC いずれかのメンバーまたはライセンス保有者

b. 国内統括団体、現地関連機関、USOPC いずれかの従業員または経営幹部

c. 国内統括団体、現地関連機関、USOPC いずれかの統制／懲戒管轄権の対象と

²⁶ Bylaws of the USOPC, Sec. 2.4.

²⁷ U.S. Center for Safe Sport・前掲注 7

²⁷ *Id.*

なっている者

d. 国内統括団体、現地関連機関、USOPC いずれかの認定、承認、または指名に基づき、未成年選手との定期的な接触や未成年選手に対する権限を有する者

(ウ) セーフスポーツセンターの管轄権（4条）

センターは、参加者のセーフスポーツコード違反について、違反類型ごとに専属管轄権と裁量管轄権を有する（4.A 項）。

違法な性行為、児童虐待や違法な性行為に関わる刑事告発・これらの報告に関連する違法行為、セーフスポーツセンターの手續に関する違法行為のほう助、セーフスポーツセンターの手續に関する違法行為については、専属管轄権を有する。

他方、非性的な児童虐待、いじめ、しごき、精神的／身体的苦痛を与える違法行為、児童虐待や違法な性行為に関与しない刑事告発等などについては、裁量的管轄権であり、国内統括団体が管轄を有することもある。

(エ) 禁止行為（9条）

セーフスポーツコードの下においては、①自動虐待、②性的な違法行為、③精神的苦痛や身体的苦痛を与える行為、④報告関連の違法行為、⑤セーフスポーツセンターの手續に関する違法行為などが禁止されている。

児童虐待とは、1990 年児童虐待被害者法（合衆国法典第 34 編第 20341 条）第 203 条に定めるあるいは適用州法に定める虐待行為をいう（8.b 条）。

違法な性行為には、性的／性差別ハラスメント、同意のない性的接触（またはその試み）、同意のない性交（またはその試み）、性的搾取、性的な意味合いを持ついじめ、しごき、その他の不適切な行為が含まれる。

精神的苦痛や身体的苦痛を与える行為には、精神的苦痛を与える違法行為、身体的苦痛を与える違法行為、いじめ、しごき、ハラスメントを含むがこれらに限られない。

報告関連の違法行為には、違法な性行為や児童虐待またはその疑いについて当センターおよび法執行機関（該当する場合）に報告を怠ることや、意図的な虚偽の申立てが含まれる。

セーフスポーツセンターの手續に関する違法行為には、センターに報告した者、あるいは本規程に基づき何らかの手續に参加した者に対し、その者にとって不利益となるような行為を行うことが含まれる。

(オ) 暫定措置（12条）

セーフスポーツセンターはいつでも暫定措置を実施することができる、とされている。セーフスポーツセンターは、暫定措置を実施する際に、(i)暫定措置は事件の申し立て、事実、状況の重大性に基づき妥当に適切なものであるか、(ii)暫定措置は申立人、その他の選手、またはスポーツ・コミュニティの安全や健全性を維持するために妥当に適切なものであるか、あるいは、(iii)被申立人に対する申し立ては十分に深刻なものであり、被申立人が引き続き競技に参加することは競技およびその参加者らの最善の利益を損なうものであるかについて審査する。

(カ) 制裁 (13 条)

解決手続において、参加者が本規程に違反したことを裏付ける十分な証拠が提示された場合、セーフスポーツセンターは単一または複数の制裁措置を課することができる。制裁の種類には次のものがある (同条 a 項)。

- ①警告状
- ②観察期間
- ③資格停止や参加資格の制限
- ④参加資格の喪失
- ⑤恒久的な参加資格の喪失
- ⑥その他の裁量的制裁

これらの措置は、オリンピック・アマチュアスポーツ法第 220541(a)(1)(G)条に基づき、参加者の検索が可能なデータベースを一般公開される (同条 c 項)。

(キ) 不服申立て (14 条)

セーフスポーツコードから生じる紛争については、Judicial Arbitration and Mediation Services (JAMS) が仲裁権限を有する (セーフスポーツコード・別紙 1)。

セーフスポーツコードから生じる紛争については、仲裁人のプールは、セーフスポーツ仲裁人資格要件 (セーフスポーツコード・別紙 2) を満たす米国市民で構成され、特別なトレーニングを受けることとされている (14.3 項)。セーフスポーツ仲裁人には、独立性に加えて、仲裁人は、独立性に加え、性的暴力、家庭内暴力、性的な児童虐待、グルーミング、信頼ダイナミクス、トラウマインフォームドアプローチによる尋問／法医学インタビュープロトコルに関する実務知識を有しているものとされており、またスポーツ業界における精神的／身体的苦痛を与える違法行為や性的な違法行為に関する経験を有していることが強く推奨されている (セーフスポーツコード・別紙 2 知識参照)。また、仲裁人は、刑法

の分野（違法な性行為の事件を取り扱った経験を有する裁判官、地方検事、被告側弁護士の経験）、法執行の分野（違法な性行為の事件を取り扱った経験）ソーシャルワーカー、タイトル IX コーディネーター／調査員、訴訟後見人、その他類似の職務経験のうち、一つを有していることが求められる（セーフスポーツコード・別紙 3 知識参照）。

ウ 米国ウェイトリフティング協会

（ア）規則及び手続

2013 年頃から米国オリンピック委員会から所属各団体に対して団体独自のセーフスポーツポリシーを制定するよう指導があったため、同協会は 2012 年から 2013 年にかけてポリシーを整備し、また、2017 年には倫理委員会を組織している。

ポリシーの内容はセーフスポーツコードとほぼ同様である。また、2017 年にセーフスポーツセンターが始動したことを契機に倫理委員会を再構成し、倫理審査のプロセスが独立となった²⁸。

（イ）予防及び講習

同協会では、ウェルネスプロジェクトを行い、アスリートの福祉に貢献している。具体的には、アスリートがスポーツ内外で受けた心理的外傷のケアを扱っている。

また、協会独自で力を入れている点として、指導者向けの講習を行っており、講習を受講したかどうかを指導者資格に関係する仕組みとなっている。

（ウ）その他

若年層の選手も含めてこれらの活動を知ってもらうために SNS を活用し、Instagram アカウントを開設している²⁹。

エ 米国水泳協会

（ア）総論

2010 年に米国水泳界でコーチが長年に渡り若年の競技者に対して性的虐待を行ったことが明らかになり、そこがターニングポイントとして対策がとられ始めた。同協会では予防活動に力を入れており、内容としては不適切な指導から性的虐待まで広く扱っている。

（イ）6つのプログラム

²⁸ 2022 年 2 月 8 日米国ウェイトリフティング協会との面談

²⁹ USA weightlifting, https://www.instagram.com/usa_weightlifting/

同協会の特徴的な活動として、以下の 6 つを内容とするプログラムを作ったことが挙げられる³⁰。

- ①ポリシーとガイドラインの制定
- ②スクリーニング
- ③雇用契約締結前のバックグラウンドチェック
- ④教育
- ⑤通報者の保護
- ⑥草の根活動

(ウ) 認証制度

同協会はセーフガーディングコミッティーを組織しており、11 人のメンバーが、教育的なことに携わっている。水泳クラブは、認証を受けるために、義務的な研修、選択的な研修を受講する。水泳クラブがこれらの研修を受講すると、ポイントを得ることができ、クラブもアクセスできるシステムでこれを管理しており、各人のポイント取得状況については協会で把握し、レビューする仕組みとなっている

このようなクラブ認証の有効期間は 2 年間であるが、クラブは、認証を受けていることをマーケティングツール、ビジネスをする際のアピールとして使っている。認証を受けていないところは、保護者からどうしてとっていないのかと思われるてしまい、経営上不利となりうる。この点は認証取得のインセンティブとなっている³¹。

なお、現在協会には約 3000 クラブが加盟し、そのうち約 1700 のクラブが、認証を取得している。

(エ) 通報制度

協会においてもオリンピック・アマチュアスポーツ法等に基づく義務的な通報について重要だと考えているが、より重要なのは、通報にきちんと対応することである。

6 第三者機関による予防・解決の活動

(1) 第三者機関の有無・概要

第三者機関として、①セーフスポーツセンターの活動及び②アスペン研究所の活

³⁰ 2022 年 2 月 16 日米国水泳協会との面談

³¹ 2022 年 2 月 16 日米国水泳協会との面談

動を順に取り上げる。

(2) セーフスポーツセンターの取り組み

ア 概要

セーフスポーツセンターは、前述のとおり、2017 年 3 月に設立された後、2018 年 2 月に成立した 2017 年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授權法により、アマチュア・オリンピック法上、USOPC と国内統括団体に対する管轄を持つ団体として認証された。そのため、セーフスポーツセンターは、米国のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関与する 1,100 万人以上の者に対する虐待や不正行為に対応し、解決する権限を有している³²。セーフスポーツセンターは、性的、身体的、精神的虐待を終わらせることをその任務としている³³。

また、セーフスポーツセンターは、虐待や不正行為を防止するためのポリシーの策定やトレーニングの実施も行っている³⁴。セーフスポーツセンターは、すべての国内統括団体が、未成年者虐待防止方針（MAAPP）を遵守することを支援している³⁵。

セーフスポーツセンターは、2017 年以降、7,000 件以上の虐待や不正行為の報告を確認し、または解決してきた³⁶。通報相談の受付件数は、281 件（2017 年）、1848 件（2018 年）、2770 件（2019 年）、2300 件（2020 年）であり³⁷、2020 年 12 月 31 日現在、処分を受けたことが公表されている者は 1458 人³⁸である。

加えて、セーフスポーツセンターは、虐待を防止するため、オンライントレーニングコースを提供しており、現在の受講者は、200 万回以上である³⁹。

イ 教育

セーフスポーツセンターは、セーフスポーツに関する知見を啓発するために、USOPC や中央競技団体の役職員や指導者、アスリート（成年、子ども）を含む米国のオリンピックパラリンピックムーブメントの参加者、アスリートの保護者

³² U.S. Center for Safe Sport Official Website, <https://uscenterforsafesport.org> (2022 年 2 月 20 日最終閲覧)。

³³ *Id.*

³⁴ *Id.*

³⁵ *Id.*

³⁶ *Id.*

³⁷ U.S. Center for Safe Sport 各年度の年次レポート

³⁸ U.S. Center for Safe Sport 2020 年度年次レポート

³⁹ U.S. Center for Safe Sport・脚注 32

が、オンラインで受講できるトレーニングコースを提供している⁴⁰。現在、USOPC や国内統括団体の役職員や指導者は、セーフスポーツセンターが提供するトレーニングコースのうち「SafeSport™ Trained Core」（以下「コアトレーニング」）を義務的に受講することに加えて、毎年更新講習を受けています。受講者は、コアトレーニングコースを通じ、①性的不正行為とは何か、②通報がどのような場合に義務付けられるか、③身体的虐待、心理的虐待その他の不正行為とは何かを学ぶことができる。

米国では、2017年3月にセーフスポーツコードが策定され、USOPC 及びこれに加盟する国内統括団体の役職員や指導者に対し一律に適用されている。そのため、USOPC や国内統括団体の役職員や指導者が学ぶ内容は同一でよく、効率的かつ統一的に教育・啓発活動を進めることができる。

ウ 対応と解決

セーフスポーツセンターは、2年間で調査スタッフを4倍に増員し、ケースマネジメントを徹底している。また、セーフスポーツセンターは、監査・コンプライアンスプログラムを開発し、すべての国内統括団体と USOPC を監査している⁴¹。

セーフスポーツセンターは、虐待や不正行為に関する申立てを、秘密厳守のフォームと電話による受け付けしている⁴²。

成人の参加者は、セーフスポーツコードの違反が発生したことを認識し、または合理的な疑いを持った場合、その違反をセンターに報告する義務を負う。また、違反が児童虐待の場合は、セーフスポーツセンターに加え、警察にも報告しなければならない。

匿名の報告も認められているが、成人の参加者がセーフスポーツセンターの調査権限等を制限する可能性があり、また、成人参加者が報告義務を果たしたかどうかをセンターが確認することは不可能である。違反行為による被害を受けた者が匿名を要求した場合、セーフスポーツセンターは可能な限りその要求を尊重するよう努めている。

セーフスポーツセンターは、報告を受けた後、以下の手順・基準で調査・判断を行う。

⁴⁰ 2020年12月31日現在の受講者は195万人（米国セーフスポーツセンター2020年度年次レポート参照）

⁴¹ *Id.*

⁴² *Id.*

- ①申立てが専属管轄に属するか、裁量的管轄を受け入れるかを決定する
- ②証拠を確認し、証人にインタビューすることにより、申立てを調査する。
- ③違反が判明した場合、認定事実と制裁を記載した決定を下す。

前述のとおり、被申立人は、決定の通知から 10 日以内に、JAMS の仲裁を求めることができる。

セーフスポーツセンターの調査には時効はなく、関連する民事訴訟や刑事訴訟の結果に影響されることはない。セーフスポーツセンターは、進行中の違反を防止するために、いつでも一時的な措置を発動する権限を有する⁴³。セーフスポーツセンターが決定を下すと、USOPC、国内統括団体等は、セーフスポーツセンターが課した制裁と暫定措置を執行する責任を負う。

また、セーフスポーツセンターは、処分された者が不正行為に関与したことを一般に情報提供するため、処分された者の氏名、所属団体、処分内容等を中央管理データベースに公表している。

セーフスポーツセンターは、リソース・プロセス・アドバイザーを雇用しており、対応・解決プロセスに関する原告、回答者、第三者の質問に回答している⁴⁴。

エ 批判・限界

セーフスポーツセンターに対する批判としては、以下のものがある。

例えば、被申立人は十分なデュープロセスを提供していない、という批判である⁴⁵。また、セーフスポーツセンターは、地域社会からの信頼を得られていない、という批判もある⁴⁶。その他、セーフスポーツセンターに対しては、透明性や独立性に関する疑問も投げかけられている⁴⁷。極端な例では、虐待を行った者がスポーツ界に復帰していることが、セーフスポーツセンターに対するアスリートからの信頼を損なっている、との批判もある⁴⁸。

また、セーフスポーツセンターが対応と解決を行うことができるのは、①セーフスポーツコードに定められた不正行為で、かつ、②当該行為が、米国のオリンピックパラリンピックムーブメントの参加者により行われている場合であり、そ

⁴³ SafeSport Code, https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2021/04/SafeSportCode2021_040121_V3.pdf (2022 年 2 月 20 日最終閲覧)。

⁴⁴ *Id.*

⁴⁵ *Id.*

⁴⁶ U.S. Center for SafeSport, *Olympic Movement's Misconduct Watchdog, Struggles to Shed "Paper Tiger" Reputation*, ABC News, February 23, 2022.

⁴⁷ *Id.*

⁴⁸ *Id.*

れ以外の参加者による行為については、対応と解決を行うことはできない（セーフスポーツコード 8.J 項）。

(3) アспен研究所の取り組み

ア 概要

アспен研究所は、1949 年にアспен人文科学研究所として設立された国際的な非営利団体である。セミナー、政策プログラム、会議、リーダーシップ開発イニシアチブを通じて、自由で公正・公平な社会の創造を、党派に超え、かつ非イデオロギー的に推進している。本部は米国ワシントン D.C. にあり、世界各国に提携アспен研究所を持ち、様々な取り組みを行っている。米国を代表する財団から資金提供を受け、その規模は極めて大きい。

アспен研究所はそれら取り組みの一環として、スポーツ分野において、スポーツの社会に対する価値を広げる活動をしている。特に、青少年年代（ミドルエイジ）にフォーカスしている。

イ Project Play

アспен研究所では、子どもにはスポーツをする人権があるという考え方のもと以下の 8 つの権利を策定し「Project Play」という企画を展開している⁴⁹。

①スポーツをすること

スポーツ組織は、子どもたちの参加への関心に応え、多様な背景を持つ仲間と一緒にプレーできるよう、あらゆる努力をする必要がある。

②安全で健康的な環境であること

子どもたちは、あらゆる形の虐待（身体的、精神的、性的）、ハジキ、暴力、ネグレクトのない環境でプレーする権利がある。

③指導者を選抜されること

子どもたちは、身元調査に合格し、主要な能力について訓練を受けたコーチやその他の大人のもとで遊ぶ権利がある。

④発達段階に応じた遊びの提供をうけること

子どもたちは、身体的、精神的、感情的な成熟度と、向上しつつある運動能力に見合ったレベルでプレーする権利がある。彼らは、第一に若者として、第二に

⁴⁹ Aspen Institute , Project PLAY(online), <https://www.aspenprojectplay.org/>

アスリートとして扱われるべきである。

⑤活動の企画と実施に参加すること。

子どもたちは、自分の意見をコーチと共有し、その洞察を活動に反映させる権利を有する。

⑥個人的な成長のための平等な機会をえること

プログラムは、個人的または家族的な特性による差別なしに、すべての子どもアスリートに平等に投資されるべきである。

⑦尊厳をもって扱われること。

子どもたちは、スポーツマンシップの価値、対戦相手、審判、ゲームに対する敬意を促進する環境に参加する権利がある。

⑧楽しむこと。

子どもたちは、自分たちが楽しいと思う活動に参加し、友情と社会的絆を育む権利がある。

ウ 普及活動

アスペン研究所は、以上の権利を実現するため、シンポジウムや普及活動を行っている。例えば直近のシンポジウムの演題は、子どもが何を望んでいるかを理解する方法、町のレクリエーション・リーグを活性化させる方法、新しい連邦政府の資金にアクセスし、パートナーになる方法、青少年を指導してはならない方法など、単なる指導法や虐待防止に止まらず、子どものスポーツ環境改善のため多岐にわたる⁵⁰。

また、保護者の意識向上のため、チェックリストも公開し、現在改訂中である。

(4) 学校スポーツへの適用可能性

ア セーフスポーツセンター

前述のとおり、セーフスポーツセンターが対応と解決を行うことができるのは、①セーフスポーツコードに定められた不正行為で、かつ、②当該行為が、米国のオリンピックパラリンピックムーブメントの参加者により行われている場合である。そのため、米国のオリンピックパラリンピックムーブメントの参加者ではない者による行為（例えば、大学その他の学校スポーツや、プロスポーツの指

⁵⁰ Project Play Summit 2022(online), <https://www.aspenprojectplay.org/summit/2022>

導者による行為)は対象外である。

イ アスペン研究所の活動

アスペン研究所の Project Play は主にミドルエイジを対象としており、その主たる対象として中高生が含まれている。2020 年にプロジェクト・プレイが高校に焦点を当てて立ち上げた「学校スポーツの再構築」は、若者の人生への準備において学校が果たす本質的な役割、そして身体を動かす生徒に流れる認知、教育、健康上の利点を認識している。このプロジェクトは、学校の使命に沿い、包括的な教育の中で、管理職やその他のリーダーが採用できる戦略を明らかにすることで、質の高いスポーツや身体活動をすべての生徒が利用できるようにすることを目的としている。

7 小括

(1) 有効性と課題

これまで説明してきたとおり、米国においては一般法である刑罰法規に加え、スポーツ現場における虐待の防止を内容に含むオリンピック・アマチュアスポーツ法を特別法として制定し、法的権限をもった機関としてセーフスポーツセンターを設立することで、強力な体制を構築している。また、USOPC による各国内統括団体に対する監督も一定の実効性を有し、行われた通報が適切に対応される体制が整えられている。

これらの USOPC とセーフスポーツセンターの権限は、法律で成文化されているため、その権限の行使は効果的である。USOPC の国内統括団体を認証・解除する権限によって、アスリートの安全を効果的に執行することができる。セーフスポーツセンターの調査プロセスに対する批判もあるが、セーフスポーツセンターは、効果的な取り組みを続けており、その予防および解決の機能を拡大している。さらに、指導者、保護者の意識も、このような動きを背景に変化しており、教育・予防体制が向上している。

しかし、セーフスポーツセンターの枠組みは、オリンピック・ムーブメントの参加者にのみ適用されるものである。学校スポーツや地域ベースのスポーツなど、オリンピック・ムーブメントの外にいる者は、この枠組みに法的に縛られない。そのため、セーフスポーツセンターやセーフスポーツコードによる保護は、すべての人に及んでいるわけではなく、弱い立場の人たちが取りこぼされている可能性がある。

さらに、オリンピック・アマチュアスポーツ法の適用を受ける者の中には、その理由を十分に理解・納得しているのではなく、法律で義務づけられているからということで遵守している者もいる。セーフスポーツに向けた取り組みが長期的かつ持続的に行われるためには、すべての利害関係者が、セーフスポーツ実現の趣旨を理解する必要がある。

(2) 日本への示唆

米国で、法律により、専門機関の権限を定めたり、スポーツ団体の義務を定めたりすることは、日本にとって参考になる。インタビューの中で、予防と強制力はどちらも重要という担当者の見解があったが、日本においては（関係者は努力しているものの）強制力については、スポーツ分野における法律が少なく、いまだ発展途上と言わざるをえない。スポーツをすることは人権のひとつであり、その際に虐待が起りやすいことから、専門機関の設立権限、中央競技団体がセーフスポーツに取り組む義務などを含む立法措置は、検討に値する。ただし、立法措置をとる場合でも、センターの権限の範囲によっては、セーフスポーツセンターと同様に、わが国の中央競技団体及びその傘下団体に登録していない者による虐待については、対象とできない可能性がある。仮に、日本において、専門機関に虐待事案の対応と解決の権限を授権する法律を検討する場合には、民間スポーツ、学校スポーツの垣根を超えた対応をいかに実現するかが重要な課題になる。また、スポーツを対象とするだけでなく、広く国民を対象にできるような内容とすることも検討すべきである。

また、わが国においても、米国セーフスポーツセンターが行っているのと同様に、予防教育の拡充が望まれる。米国水泳協会では、指導者資格に紐づけた講習の実施や、講習を受けた者が指導しているという事実をマーケティングに繋げていく取り組みが照会された。このように、単に「講習」を受けることだけを重視するのではなく、さまざまな角度から、指導者や保護者に、講習受講を含む予防策をとることのインセンティブを持ってもらう工夫も必要となる。しかし、米国においても（厳しい指導を求める）保護者の意識が変わるのにはとても時間がかかったというのである。同様に、日本においても粘り強く、内容のある講習や予防策をとることが重要である。

第5 イギリス調査結果

1 概要

本章では、スポーツ団体が、虐待防止に関する専門機関の知見を活用しつつ、スポーツ指導における暴力防止に向けた取り組みを行っているイギリスの実情を紹介する。

イギリスでは、2000年代から、National Society for the Prevention of Cruelty to Children (NSCPC) の Child Protection in Sport Unit の取り組みなど、スポーツにおけるチャイルド・プロテクションの取り組みが早くから行われてきた。また、大人の保護の取り組みとして、Ann Craft Trust (アン・クラフト・トラスト) の知見が活用されており、子どもの保護と大人の保護の知見を区別して提供しているところに特徴がある。

デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (Department for Digital, Culture, Media and Sport。以下「DCMS 省」) が 2017 年に Duty of Care の報告書を公表して以降、子どもや大人を保護することに対する理解がさらに進んでいる。また、公的資金の拠出を受ける上で遵守を求められる UK Sport と Sport England が作成する Code for Sport Governance の中に、虐待からの保護への取り組みが定められているため、スポーツ団体は、子どもや大人の虐待からの保護に取り組む強い動機を持っている。

以下では、このような状況にあるイギリスのスポーツ環境に関わる政策と、2017 年の Duty of Care の報告書の内容に触れつつ、スポーツ団体や虐待防止に関する専門機関の取り組みを紹介する。

2 スポーツ環境

(1) デジタル・文化・メディア・スポーツ省

DCMS 省は、イギリスにおいて、文化的・芸術的遺産を保護・促進し、イノベーションに投資することで、イギリスの地域社会や経済成長を目指す政府の部署である¹。

DCMS 省は、45 の省庁と公的団体と協働している。その中には、Sport England、Sports Grounds Safety Authority、UK Sport、UK Anti-Doping が含まれている²。

DCMS 省は、2015 年、「Sporting Future」戦略を公表した³。この戦略は、政府

¹ UK government, <https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-digital-culture-media-sport> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

² UK government, Departments, agencies and public bodies, <https://www.gov.uk/government/organisations#department-for-digital-culture-media-sport> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

³ UK government, Sporting Future,

が、スポーツに対し、どのような投資をし、支援するかを示した戦略である。この戦略は、より詳細に対処する必要な問題の一つとして、福祉とウェルビーイング（幸福）を強調している。この戦略において、後述する Duty of Care 報告書を作成することが定められた。

イギリスでは、Duty of Care 報告後、保護の取り組みが進展しているが、DCMS 省は、課題も認識しており、スポーツにおける福祉とウェルビーイングの問題を含む戦略の刷新と更新を検討している⁴。

(2) スポーツ・ガバナンス・コードによる動機付け

イギリスでは、2016 年に Code for Sports Governance（スポーツ・ガバナンス・コード）が策定され、2017 年より、公的な資金拠出（イギリス政府又は National Lottery からの資金拠出）を受ける団体は、義務的にスポーツ・ガバナンス・コードの適用を受けることになった⁵。

イギリスのスポーツ・ガバナンス・コードは、透明性、説明責任、財務の健全性について、求められるレベルを定めている。

2021 年には、スポーツ・ガバナンス・コードの改正があった。改正されたスポーツ・ガバナンス・コードでは、国内統括団体を含む公的な資金拠出を受けるスポーツ団体が以下を遵守することを求めている。

- ① 理事会が、Welfare and Safety Lead Director を採用すること。
- ② Legal Policy の中に、子どもと大人両方のための保護に関する法（適切なポリシーと手続）を、以下のとおり、含めること：
 - ・子どもの保護については、National Society for the Prevention of Cruelty to Children の Child Protection in Sport Unit (CPSU) が発行した「Standards for Safeguarding and Protecting Children in Sport」を実施し、遵守すること。
 - ・成人の保護については、アン・クラフト・トラストが発行した「スポーツにおける成人の保護に関する枠組み」を実施し、これを遵守すること。

このように、イギリスでは、スポーツ・ガバナンス・コードにより、国内統括団体を含む公的な資金拠出を受けるスポーツ団体が、虐待防止のための取り組みを行うことの動機付けがなされている。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/486622/Sporting_Future_ACCESSIBLE.pdf（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

⁴ 2021 年 12 月 6 日付け DMSC 省の回答書

⁵ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

3 歴史・背景・プロセス

(1) イギリスにおけるチャイルド・プロテクション（CP）

イギリスでのチャイルド・プロテクションの制度は、虐待された子どもの保護のみならず、虐待の予防など幅広い内容を含む概念であるが、もともとは、産業革命後の大きな社会変動の中で、親による子の放置・虐待や、子どもの浮浪・非行・犯罪等が大きな問題となったことに対応すべく、法改正が重ねられてきた⁶。

そのような中、既存のパッチワーク的な法律を明確化・簡素化するものとして、1989年子ども法（Children Act1989）が制定され、子どもの保護が強化された。1883年に設立された民間団体である子ども虐待防止協会（Society for the Prevention of Cruelty to Chileren）を母体として National Society for the Prevention of Cruelty to Chileren（NSCPP）が組織されたのも 1989 年である。

子どもの保護に関する法律については、後述のように、その後も改正が繰り返されている。

(2) スポーツにおけるチャイルド・プロテクション

イギリスでスポーツにおける子どもの虐待防止が大きく取上げられるようになったのは、1990 年代にソウルオリンピックイギリス水泳チームの男性コーチによる少女達への性的虐待が明らかになったことがきっかけである。これを契機として、スポーツの分野におけるチャイルド・プロテクションを推進するための機関として、NSCPP と Sport England が共同で、2001 年に Child Protection in Sport Unit（CPSU）を設立した。イギリスでは、政府から補助金の交付を受けているすべてのスポーツ団体には、チャイルド・プロテクションのガイドラインを策定することが義務づけられ、各スポーツ団体は、CPSU の基準（Standards for Safeguarding and Protecting Children in Sport）に基づいたうえで、各団体の実情に応じたガイドラインが策定されている。

森克己らは、イギリスのチャイルド・プロテクション制度の特徴について、「①制度の包括性、②虐待の 5 類型を定義している、③スポーツ指導者による「よい実践」を提示している、④DBS⁷による子どもと関わるのに不適切な大人を排除する制度、⑤各スポーツ団体独自の内容・特徴を有している、⑥スポーツ指導者による指導の仕方と関連付けている、⑦コーチングの資格制度と関連付けている、⑧

⁶ 内閣府政策統括官（2009）英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書、p8～p9
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html> （2022 年 2 月 26 日最終閲覧）

⁷ 後述する。

スポーツ指導者自身を保護する意義を有している。」とまとめている⁸。

(3) スポーツにおけるケアの義務に関する勧告

2017年4月、DCMS省は、‘Duty of Care in Sport’という報告書（以下、「DCMS報告書」という。）において、スポーツにおけるケアの義務に関する勧告を行った⁹。

DCMS報告書は、以下の7つのテーマを取り上げており、それぞれのテーマで多様な提言がなされている¹⁰。

- ①Education（教育）
- ②Transition（移動）
- ③Representation of the participant’s voice（参加者の声の代表）
- ④Equality, diversity and inclusion（平等、多様性及びインクルージョン）、
- ⑤Safeguarding（セーフガーディング）
- ⑥Mental welfare（メンタルヘルス）
- ⑦Safety, injury and medical issues（安全、怪我及び医学的問題）

DCMS報告書は、スポーツ団体やスポーツ指導者が負うケアの義務の対象となるべきスポーツやレベルを広く捉えていること、そして、ケアの義務はメダルの獲得や勝利よりも優先されるべきであると明言していることが特徴的であり、UK Coachingによる研修内容に影響を及ぼしたほか、各スポーツ団体のガイドラインにも影響を与えたとされている¹¹。

4 スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無

(1) 一般法

ア 子どもに関する法律

(ア) 1989年子ども法（Child Act1989）¹²

国連子どもの権利条約の趣旨を実現すべく、既存のパッチワーク的な法律を明確化・簡素化するものとして、制定された。

この法律は、子の養育等に関して裁判所が判断を下すのにあたって‘welfare of

⁸ 森克己、ダニエル・ラインドラ（2015）我が国におけるスポーツ指導者による子どもに対する虐待及び体罰の現状と子ども保護制度の必要性 鹿屋体育大学学術研究紀要第50号 p.18

⁹ DCMS報告書,
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/610130/Duty_of_Care_Review_-_April_2017_2.pdf（2022年2月26日最終閲覧）

¹⁰ 詳細については、森克己・山田理恵・内田良（2021）イギリスにおけるケアの義務に関する勧告に基づくアスリート保護制度の改革について 日本スポーツ法学会年報第28号 p.252～

¹¹ 森・山田・内田・前掲10

¹² クリフォードチャンス法律事務所調査レポート 2.24～2.30

Child（子どもの福祉）’が最重要であることを明確にしつつも、’parental responsibility（親責任）’の概念を導入し、子どもを家族から話して保護するのは子どもの福祉の観点から必要性を十分に検討した上で、必要が認められる場合に限り、そうでない場合には家族への支援等を通じて、家族の下での養育を優先させようとするものである¹³。

なお、地方当局は、虐待の可能性が通告された場合にはこれを調査する義務を負う。一方、イギリスでは現在、子どもに関わる仕事をしている者であっても、虐待の疑いを当局に通告する法的な義務は存在しないが、スポーツ団体が独自のチャイルド・プロテクション・ガイドラインで定めている場合には、会員はこれに従うことになる¹⁴。

（イ）2004 年子ども法（Children Act2004）¹⁵

2000 年に起きた虐待死事件（ビクトリア・クリンビエ事件）の調査報告書で関係機関の連携の不備が指摘されたことを契機として、地方に子どもコミッショナーを任命すると共に関係機関の協力体制を整備するために制定されたのが、2004 年子ども法である¹⁶。

（ウ）Working Together to Safeguard Children(2018)¹⁷

その後、2006 年子どもケア法（Childcare Act2006）、2017 年子ども・ソーシャルワーク法（Children and Social Work Act2017）などによる改正を経て、イギリス政府は、2018 年 7 月に、1989 年子ども法及び 2004 年子ども法の概要を含む法的枠組みを示すものとして、’Working Together to Safeguard Children’を公表している¹⁸。

イ その他の法律

（ア）ハラスメント防止法（The Protection from Harassment Act 1997）¹⁹

子どもやスポーツの場面を含む一般法として、ハラスメントを禁止し、刑

¹³ 内閣府政策統括官（2009）英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書、p10

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html> （2022 年 2 月 26 日最終閲覧）

¹⁴ 森克己（2017）イギリスラグビー・フットボール・ユニオンのチャイルド・プロテクション制度の意義と課題 日本スポーツ法学会会報第 52 号 p.101

¹⁵ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート 2.31～2.35

¹⁶ 内閣府政策統括官（2009）英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書、p20

<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html> （2022 年 2 月 26 日最終閲覧）

¹⁷ UK government (online), Working Together to Safeguard Children

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/942455/Working_together_to_safeguard_children_Statutory_framework_legislation_relevant_to_safeguarding_and_promoting_the_welfare_of_children.pdf （2022 年 2 月 26 日最終閲覧）

¹⁸ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート 2.24

¹⁹ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1997/40/contents> （2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

事上・民事上の責任を定めた法律である²⁰

(イ) 2003 年性犯罪法 (The Sexual Offences Act 2003) ²¹

子どもやスポーツの場面に限らず性犯罪を禁止し処罰する法律である²²。

なお、もともと医師や教師といった信頼ある地位の濫用を禁止する規定があったが、スポーツ指導者は対象とされていなかったところ、前述の DCMS 報告書による勧告を受けて、政府から、スポーツ指導者を「信頼ある地位」の定義に含める改正が提案されている²³。

ウ Disclosure and Barring Service (DBS) ²⁴

(ア) イギリスでは、その職種にふさわしくない者が雇用（無償の場合を含む）されることがないように、DBS²⁵が犯罪歴に関する証明書を発行している。証明書は①基本 DBS チェック、②標準 DBS チェック、③拡張 DBS チェック、④禁止リスト付拡張 DBS チェックの 4 種類があり、職種に応じてどの証明書が必要となるかが異なる。

DBS による証明は、スポーツの場面であるか否かにかかわらず、また関わる対象が子どもでなくても職種に応じて必要となる場合があるが、子どもに対するスポーツ指導の場合には、原則として④禁止リスト付拡張 DBS チェックが必要となる（ただし、30 日間のうち 3 日未満、かつ午前 2 時から午前 6 時の間に子どもと顔を合わせる機会がない場合には、③拡張 DBS チェックで足りる。）²⁶。

(イ) ①基本 DBS チェックの証明書には期間を経過していないとみなされる前科及び条件付警告の詳細のみが記載されるが、②標準 DBS チェックの証明書には、前科のみならず、全国の警察のコンピューターに登録されている注意・懲戒・警告の詳細が含まれることになる。

²⁰ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート 2.6

²¹ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/42/contents> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

²² クリフォードチャンス法律事務所調査レポート 2.7

²³ UK government (online), Police, Crime, Sentencing and Courts Bill 2021: positions of trust factsheet, <https://www.gov.uk/government/publications/police-crime-sentencing-and-courts-bill-2021-factsheets/police-crime-sentencing-and-courts-bill-2021-positions-of-trust-factsheet> (2022 年 3 月 2 日最終閲覧)

²⁴ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート 2.8～2.23.9

²⁵ UK government (online), Disclosure & Barring Service, <https://www.gov.uk/government/organisations/disclosure-and-barring-service> (2022 年 2 月 26 日最終閲覧)

²⁶ DBS checks in Sport-Working with Children

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/758272/ENGLISH_-_DBS_Checks_in_Sports_-_Working_with_Children_LATEST.pdf (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

DBS checks in Sport-Working with Adults

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/758275/ENGLISH_-_DBS_Checks_in_Sports_-_Working_with_Adults.pdf (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

さらに、③拡張 DBS チェックの証明書には、警察から提供された情報で、証明書に記載すべきと判断された情報が含まれることもある。④禁止リスト付拡張 DBS チェックの場合には、これに加え、子ども用禁止リスト、大人用禁止リストのどちらか又は両方が加わることになる。

(ウ) なお、DBS チェックにより禁止されていることを知りつつ応募した者、あるいはこれを知りつつ雇用した者は、刑事処罰の対象となる。また、有給か無給かを問わず、子どもに関わる規制された活動を行っている人物を雇っている組織が、当該人物の行動が原因で解雇する場合には、その問題を DBS に伝える必要がある。また、ある人物が子ども又は大人に危害を加えた、あるいは将来危害を加える危険があると判断した場合には、当該組織は、その人物について DBS に伝える法的な義務がある。

(2) 特別法

イギリスには、スポーツにおける暴力指導自体を明示的に禁じたり、スポーツにおける暴力指導の予防・解決の専門機関を設置したりする特別法はない。

5 スポーツ団体による暴力指導の予防・解決のための制度

(1) 統括団体

イギリスについては、統括団体の取り組みについては調査活動を行わなかった。

(2) 国内統括団体

体操協会（British Gymnastics）、テニス協会（Lawn Tennis Association）、車いすバスケットボール協会（British Wheelchair Basketball）に対し、オンラインによるヒアリングを実施した。

いずれの団体においても、①複数の Safeguarding 担当者を置き、②オンラインで管理して多数の案件に対応していた²⁷。さらに、③犯罪歴のチェックはもちろん、④コーチや団体関係者に対する充実した研修を実施（小規模団体は UK Sports 等が作成した既存の教材を利用）するなど、Safeguarding の取り組みを行っていた²⁸。

また、体操協会、テニス協会では、指導にあたってコーチ資格を必須としていた

²⁷ 2022 年 2 月 11 日体操協会との面談、2022 年 2 月 18 日車いすバスケットボール協会、2022 年 2 月 24 日テニス協会との面談

²⁸ 前掲 27

29。

(3) 学校スポーツへの適用可能性

国内統括団体との面談において、学校での活動については範囲外であるが、テニス協会では、2021 年から、学校にもセーフガーディングのための資料の提供を行い始めたことが分かった³⁰。

6 第三者機関による予防・解決の活動

(1) 第三者機関の有無・概要

本章では、イギリスにおいてスポーツ指導における暴力の予防・解決のために活動しているスポーツ団体外の第三者機関として、Child Protection in Sport Unit（チャイルド・プロテクション・イン・スポーツ・ユニット）、Ann Craft Trust（アン・クラフト・トラスト）、UK Coaching（UK コーチング）、Sport Resolutions（スポーツレゾリューション）の活動を紹介する。

(2) Child Protection in Sport Unit(CPSU)

ア 設立

Child Protection in Sport Unit（チャイルド・プロテクション・イン・スポーツ・ユニット。以下「CPSU」）は、イギリスで起きた子どもに対する虐待事件を受け、2001年に設立された団体である³¹。CPSUは、スポーツ団体のセーフガーディングと子ども保護を改善し、すべての子どもに対し、スポーツにおける安全を保証することをその目的としている。

CPSUは、現在、Sport England、Sport Northern Ireland、Sport Wales 及び UK Sport から資金拠出を受けて活動している³²。

イ 活動

CPSUは、スポーツ団体がセーフガーディングに関するポリシーと手続を策定し、すべての参加者、スタッフ、ボランティアにとって安全な環境の整備を支援する活動を行っている。

CPSUが行っていることには、以下のことが含まれる。

²⁹ 2022 年 2 月 11 日体操協会との面談、2022 年 2 月 24 日テニス協会との面談

³⁰ 2022 年 2 月 24 日テニス協会との面談

³¹ CPSU (online), <https://thecpsu.org.uk/about-us/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

³² CPSU (online), <https://thecpsu.org.uk/about-us/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

①スポーツ団体が Standards for Safeguarding children in sport³³を遵守するための支援

②国内統括団体、アクティブ・パートナーシップ、クラブ、コーチ、保護者に対し、セーフガーディングとチャイルド・プロテクションの専門的なアドバイスの提供

③スポーツに特化したトレーニングや資料の開発、提供

CPSU は、各国内統括団体の状況を審査し、CPSU が提供する Standards を遵守しているかどうかを毎年確認し、遵守するよう働きかけを行っている³⁴。また、最近では、国内統括団体に所属していない団体のエンパワメントに取り組んでいる³⁵。

CPSU は、セーフガーディングに関連する苦情についてのケースマネジメントモデルを策定し、これを国内統括団体に提供している³⁶。

ウ 国内統括団体による活用

イギリスの国内統括団体の中には、子どもアスリートの虐待防止のための活動の知見を CPSU から受けている³⁷。

(3) Ann Craft Trust (アン・クラフト・トラスト)

ア 設立

Ann Craft Trust (アン・クラフト・トラスト) は、1992 年、前進の National Association for the Protection from Sexual Abuse of Adults and Children with Learning Disabilities (NAPSAC) として設立された団体である³⁸。NAPSAC は、活動範囲があらゆる種類の虐待からの保護に広がったことを受け、Ann Craft Trust として改組された。

現在、Ann Craft Trust は、障害のある子どもや大人の虐待のリスクを最小限に抑えることを目的として、トレーニングの提供や研究、資料の公表等の活動を行っている³⁹。

³³ CPSU (online), Standards for safeguarding and protecting children in sport, https://thecpsu.org.uk/media/445556/web_cpsustandards.pdf (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

³⁴ 2022 年 1 月 10 日 CSPU との面談

³⁵ 2022 年 1 月 10 日 CSPU との面談

³⁶ CPSU (online), Case management tool, <https://thecpsu.org.uk/case-management-tool/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

³⁷ 2022 年 1 月 10 日 CSPU との面談

³⁸ Ann Craft Trust (online), <https://www.anncrafttrust.org/about/history/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

³⁹ Ann Craft Trust (online), <https://www.anncrafttrust.org/about/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

イ 活動

Ann Craft Trust は、スポーツにおける大人の保護に関する基準を策定するため、Safeguarding Adults in Sport Framework を提供している。Safeguarding Adults in Sport Framework は、イギリスにおける大人の保護に関する法律とスポーツや身体活動に関する政策に基づき作成されている⁴⁰。

また、Ann Craft Trust は、スポーツに関連し、①#SaferCultureSaferSport、②Safeguarding Adults in Sports というテーマに関連する資料を公表している⁴¹。#SaferCultureSaferSport は、スポーツ団体が、ウェルフェア、セーフティ、ウェルビーイングを中心とした文化を創造することを目的としている資料である。Safeguarding Adults in Sports は、大人の虐待防止のための資料一般であり、そのテーマは、セーフガーディングの観点から見た施設の要件、メンタルヘルス、DBS、Eメールのガイドライン、ポリシーと手続など、多岐にわたっている。

ウ 国内統括団体による活用

イギリスの国内統括団体の中には、大人アスリートの虐待防止のための活動の知見を Ann Craft Trust から受けている団体も存在する⁴²。

(4) UK Coaching

ア 設立

UK Coaching は、1983 年に、National Coaching Foundation として設立され、現在は、UK Coaching という名称で活動を行っている。

UK Coaching は、UK Sport が策定する Code for Sports Governance を遵守しており⁴³、理事会の男女比を半々にしていたり、民族的なダイバーシティを考慮した役員構成としている。

イ 活動

UK Coaching は、指導者を育成するために Qualifications（認証）制度を運営しており、知識と技能を提供するためのコースを提供している⁴⁴。

また、UK Coaching は、指導者に対し、保険を提供している⁴⁵。ある特定のスポ

⁴⁰ Ann Craft Trust (online), <https://www.anncrafttrust.org/safeguarding-adults-sport-activity/the-safeguarding-adults-in-sport-framework/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

⁴¹ Ann Craft Trust (online), <https://www.anncrafttrust.org/resources/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

⁴² 2022 年 2 月 11 日 British Gymnastics との面談

⁴³ UK Coaching (online), <https://www.ukcoaching.org/about/about-us> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

⁴⁴ UK Coaching (online), <https://www.ukcoaching.org/courses/qualifications> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

⁴⁵ UK Coaching (online), <https://www.ukcoaching.org/insurance-options> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

ーツの国内統括団体が提供する保険に加入する場合は、当該保険の範囲は当該スポーツに限られるが、UK Coaching の提供する保険には、複数のスポーツにまたがって適用が可能である点にメリットがある⁴⁶。

ウ 国内統括団体による活用

イギリスの国内統括団体の中には、UK Coaching が公表している Code of Practice for Sports Coaches を活用して、指導者の行動規範を策定している団体も存在する⁴⁷。

(5) Sport Resolutions

ア 設立

Sport Resolutions は、英国を本拠とし、スポーツ関連の紛争解決サービスを国内的、国際的に提供している非営利団体である。

Sport Resolutions が提供する紛争解決サービスには、仲裁手続、調停手続、アンチ・ドーピングパネル及び National Safeguarding Panel（セーフガーディング・パネル）がある。

イ セーフガーディング・パネル

（ア）Sport Resolutions が提供するセーフガーディング・パネルは、国内統括団体が、セーフガーディングに関する苦情を、適正取り合うことをサポートするためのサービスである。

（イ）セーフガーディング・パネルには、3つの重要なサービスが含まれる⁴⁸。

①独立した調査およびレビュー（以下「NSP 調査サービス」）

②国内統括団体の懲戒委員会又は上訴委員会に代わって行う仲裁（以下「NSP 仲裁サービス」）

③子どもや大人と働く者の適正についての専門家によるリスク評価

（ウ）セーフガーディング・パネルのメンバーは、子どものセーフガーディングの専門的知識を有しており、法律の専門家、警察、ソーシャルワーカー、犯罪者管理、スポーツの専門家など多様なバックグラウンドを持つ者がパネルメンバ

⁴⁶ 2022年3月14日 UK Coaching との面談

⁴⁷ 2022年3月14日 UK Coaching との面談

⁴⁸ Sport Resolutions, National Safeguarding Panel <https://www.sportresolutions.com/services/national-safeguarding/panel>（2022年3月15日最終閲覧）

ーを構成している⁴⁹。

パネルメンバーは、公募され、Sport Resolutions（スポーツ・リゾリューションズ）のパネル任命・審査委員会が厳しい基準に照らして選定している⁵⁰。

（エ）Sport Resolutions は、Safeguarding Code of Conduct を公表している⁵¹。

（オ）NSP 調査サービスは、NSP は、セーフガーディング・パネルが、セーフガーディングに関する苦情を調査するサービスである。

調査は、一般的に、以下の手順で進行していく。

- ①独立した調査メンバーの選任
- ②利益相反チェックの実施
- ③証拠と情報の確認
- ④被申立人との面談
- ⑤申立人および目撃者との面談、調書の作成
- ⑥調査メンバーの調査結果および勧告を記載した報告書の作成

Sport Resolutions は、調査パネルのメンバー間で、差異がないように、Sport England と共に開発した調査ガイドを公表している。調査ガイドには、各調査の段階において考慮すべき事項や行うべき事項等が記載されている。また、調査ガイドは、申立てをした人に対し、公正で透明性のあるプロセスを提供することを目的としている⁵²。

また、Sport Resolution は、調査で使用するためのテンプレート文書を公表している。テンプレート文書の種類は、以下のとおりである。

Form 1 - Investigation Plan（調査）

Form 2 - Investigation Case Log（調査記録）

Form 3 - Witness Management Strategy（証人管理戦略）

Form 4 - Witness Statement（陳述書）

Form 5 - Advanced Disclosure Schedule（事前開示の一覧表）

Form 6 - Interview Plan (for Subject of Concern)（インタビュー計画）

Form 7 - Interview Schedule (for Subject of Concern)（インタビューの問答一覧

⁴⁹ Sport Resolutions, National Safeguarding Panel for Sport, https://www.sportresolutions.com/images/uploads/files/D_2_-_2021_NSP_Procedural_Rules_1.pdf（2022年3月15日最終閲覧）

⁵⁰ Sport Resolutions・前掲注49

⁵¹ Sport Resolutions, Safeguarding Code of Conduct, https://www.sportresolutions.com/images/uploads/files/E_13_-_Safeguarding_code_of_conduct_2.pdf（2022年3月15日最終閲覧）

⁵² Sport Resolutions, NSP Investigations, <https://www.sportresolutions.com/services/national-safeguarding/investigations>（2022年3月15日最終閲覧）

表)

Form 8 - Exhibit List (証拠リスト)

Form 9 - Final Report (調査結果報告書)

(カ) NSP 仲裁サービスは、国内統括団体の懲戒委員会又は上訴委員会に代わって、セーフガーディングの苦情に関する決定を行うサービスである⁵³。

国内統括団体が事案を NSP 仲裁サービスで取り扱うためには、予め当該国内統括団体の規則において、直接的または間接的に子どもの福祉と安全に悪影響を及ぼす行為を行った場合は、セーフガーディング・パネルの仲裁規則に従った仲裁に服するといった条項を入れておくことが必要である。もしも、当該競技団体の規則に当該条項がない場合は、ケースバイケースで、仲裁合意を締結することが必要である。

NSP 仲裁サービスの手続は、以下である⁵⁴。

- ① 仲裁申立書の提出 (NSP 規則 4.1 項)
- ② セーフガーディング・パネル長によるメンバーの選任 (NSP 規則 5 条)
- ③ 審理手続の進行 (NSP 規則 6 条)
- ④ 審問の開催 (NSP 規則 8 条)
- ⑤ リスク評価と制裁 (NSP 規則 11 条)
- ⑥ 上訴パネルへの上訴 (NSP 規則 12 条)

(キ) NSP のこれまでの取り扱い事案数は、以下の表のとおりである⁵⁵。

年	2019-20	2018-19	2017-18	2016-17	2015-16	2014-15	2013-14	2012-13
件数	11	13	15	4	4	18	16	2

ウ 国内統括団体による活用

国内統括団体またはスポーツ団体が、その規則において NSP の管轄を認めておけば、NSP の調査サービスに回付することができ (NSP 仲裁規則 1.4 項)、また、国内統括団体またはスポーツ団体の規則において、当該団体が行う決定は、NSP の仲裁サービスに上訴することができる旨を定めておけば、NSP の仲裁サービスが管轄を有する⁵⁶。

⁵³ Sport Resolutions, 2021 Procedural Rules of the National Safeguarding Panel

⁵⁴ Sport Resolutions・前掲注 53

⁵⁵ Sport Resolutions, Statistics, <https://www.sportresolutions.com/resources/statistics> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

⁵⁶ Sport Resolutions, NSP Arbitration, <https://www.sportresolutions.com/services/national-safeguarding/arbitration-nsp> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

現状、イギリスの国内統括団体のすべて、その規則で NSP の調査サービスや仲裁サービスの管轄を認めているわけではなかった⁵⁷。

(6) 学校スポーツへの適用可能性

CPSU、Ann Craft Trust、UK Coaching の資料や取り組みは、スポーツ団体に限定したものではないため、学校スポーツへの応用可能性が十分に認められた。実際、UK Coaching には、学校での指導者に関する Qualifications 及び Skills を習得するためのツールキットを公表していた⁵⁸。

7 小括

(1) 有効性と課題

イギリスでは、スポーツ指導における暴力防止のための特別法はないものの、国内統括団体を含むスポーツ団体は、CPSU や Ann Craft Trust、UK Coaching といった専門的知見を有する第三者機関から、セーフガーディングの基準やケースマネジメントモデルの提供を受け、活用していることが特徴的である。

また、政府などからの資金拠出の条件として、スポーツ・ガバナンス・コードの遵守を求めることで、資金拠出を受ける団体がセーフガーディングに取り組むことの動機付けがなされている。

このような専門機関との連携や資金拠出と結びつけたセーフガーディングの動機付けは、イギリスにおけるセーフガーディングの取り組みを推進しているといえる。

そして、性犯罪に再犯が多いのは確かだと思われることからすれば、DBS 制度の導入に一定の効果はあると考えられる。他方で、複数の国内統括団体からのヒアリングによれば、コーチの犯罪歴のチェックを行っているにもかかわらず、相当数の通報が存在している。その理由を推測するに、前科のある者を排除できたとしても、問題行動を起こすのが再犯者とは限らないこと、また、大人の指導の場合には必ずしも DBS が有効に機能しないことも影響しているのではないかと推測される。そうだとすれば、DBS 制度を導入するだけで問題が解決するわけではない。

以上に加え、第三者紛争解決機関である Sport Resolutions の NSP は、スポーツ団

⁵⁷ 2021 年 12 月 7 日 Sport Resolutions との面談

⁵⁸ UK Coaching (online), <https://www.ukcoaching.org/resources/topics/guides/qualifications-and-skills-are-required-to-coach-in> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

体が合意をすれば、NSP 調査サービス、NSP 仲裁サービスを共に利用することができる。他方で、スポーツ団体が合意しない場合は、これらのサービスを利用することができない。すべてのスポーツ団体とそれに所属する競技者に、独立した外部の調査・仲裁サービスの利用を保障する、という観点からは、合意ベースのアプローチには限界がある。

(2) 日本への示唆

ア 専門機関との知見の共有

わが国では、スポーツ団体と、子どもや大人の虐待からの保護の専門機関との間での専門的知見の共有や連携が、制度的に担保されている状況にはない。そこで、わが国においても、スポーツ団体と、児童相談所などの子どもの保護の専門機関とが連携、協力し、資源を共有することが有益と考えられた。

イ 第三者紛争解決機関の活用と課題

わが国には、スポーツ団体外部の専門機関がスポーツ指導における暴力の問題を調査・判断する制度が実現されていない。わが国のスポーツ団体は、必ずしも豊富な人的・金銭的資源を有しているわけではないため、比較的小規模な団体にとっては、スポーツ指導における暴力事案に対する対応を外部の専門機関に委託することも有益であり、スポーツ団体のガバナンスの強化の方策の一環としても有効である。

この点から、当機構が、スポーツ団体外部の専門機関として、スポーツ指導における暴力の問題に関する調査・判断を実施する役割を担うことが考えられる。

ウ バックグラウンドチェックの実施

イギリスのヒアリング対象の国内統括団体においては、いずれも、国内統括団体のメンバーとなる際に、過去の犯罪歴を確認するなど、バックグラウンドチェックを実施していた。

わが国においても、個人情報保護法に抵触しない範囲で、役職員や指導者の刑事犯罪歴や懲戒歴を確認する取り組みを行うことも考えられる。

第6 オーストラリア連邦調査結果

1 概要

オーストラリア連邦（以下「オーストラリア」）では、子ども保護への意識が強く、スポーツ界においても、オーストラリア・スポーツコミッション（Australian Sports Commission：以下「ASC」）や連邦や各州の機関が連携して子どもの保護にあっていた。

オーストラリアは従前、アンチ・ドーピングや八百長、スポーツ指導における虐待の防止を含むインテグリティに関する問題について、オーストラリア・スポーツ・アンチドーピング機構（Australian Sport Anti-Doping Authority：以下「ASADA」）、ナショナル・インテグリティ・オブ・スポーツ・ユニット（National Integrity of Sport Unit：以下「NISU」）、および ASC の機関の一つであるスポーツ・オーストラリア（Sport Australia：以下「SA」）のナショナル・インテグリティ・プログラムがそれぞれ担当していた。

それが、2020 年以降は、Sport Integrity Australia Act 2020 に基づき、Sport Integrity Australia（以下「SIA」）が、オーストラリア国内のドーピングや八百長、スポーツ指導における虐待の防止を含むインテグリティ全般を扱う専門機関として設立された。

同時に、2019 年制定の National Sport Tribunal Act 2019 に基づき設置された National Sports Tribunal（国立スポーツ仲裁機構：以下「NST」）が、虐待・ハラスメント事案を取り扱うこととされた。

そこで、本章では、オーストラリアにおける、スポーツ指導における暴力に関する注目すべき取り組みとして SIA および NST を中心にその取り組みを、各スポーツ団体の取り組みも交えながら紹介する。

2 スポーツ環境

(1) 国家の概要及び国家・政府としての取り組み

オーストラリアは連邦制の立憲君主制国家であり、憲法上、連邦は憲法に記載された権限を持ち、それ以外の権限は州が有している。州および準州は、犯罪（暴行、性犯罪等）、警察、教育、学校、スポーツ施設、差別撤廃（性別、人種、障害等）等の多くの分野で立法権を有している。連邦は、憲法で連邦の権限として明示されていない分野でも、他国と条約を締結し、条約が課す義務を国内法に反映させる権限を有している。連邦は、教育やスポーツに対しての直接的な権限はあまり有

していないが、資金援助を行う際には、援助を受ける団体がセーフガード¹（主に子どもや若者を対象とした安全かつ協力的で親しみやすいスポーツ環境に向けた取り組み）に関する方針を採用するよう求められるなど、援助された資金の使い道について条件を課すことができる。

(2) スポーツ環境

オーストラリアは多文化かつ多様な民族を有する国家でかつ、「スポーツはオーストラリア人の生活にとって不可欠な一部である。実際にスポーツ大国というのがオーストラリアの自己イメージでもあり、そして国際的なアイデンティティでもある。」²と表現されるように非常にスポーツが盛んな国家であり、子どもから大人に至るまで国民の多くがスポーツに親しんでいる豊かなスポーツ環境を有する。オーストラリアの子どもたちは、学校外のクラブに所属してスポーツ活動を楽しむのが一般的である。スポーツ環境の豊かさから、スポーツに対する問題意識は高く、後述の通り、スポーツにおける倫理的な問題に対しても積極的な取り組みを行っていた。

3 歴史・背景・プロセス

(1) 子ども保護への意識

オーストラリアは様々な制度で、子ども保護への意識を強く持っている。このオーストラリアの子ども保護に対する手厚い対応の背景には、1956年にメルボルンオリンピックが開催されたことが影響していることが指摘³されている。

オーストラリアにおける子ども保護の手厚さに関しては、「オーストラリアでは、『子どもに関連する仕事（刑事記録チェック）法（Working with Children Act）』（以下、WWC法）が制定され、子どもと接する仕事に就く場合には、運転免許証のようなWWCカードの取得が必要とされている。」⁴、「西オーストラリア州では、2006年に「子どもに関連する仕事（刑事記録チェック）法（以下、WWC法）」が制定され」⁵、「子どもとの接触には、①身体的な接触、②口頭によるコミ

¹ SIA (Online) <https://www.sportintegrity.gov.au/what-we-do/safeguarding> (2022年3月15日最終閲覧)

² アンソニー・ル・ソード (2019) ハラスメント・虐待・暴力からの選手保護：オーストラリアの状況、日本スポーツ法学会年報、26：28-57

³ ル・ソード・前掲注2

⁴ 石堂典秀 (2020) 子どもを暴力・ハラスメントから守るための法制度：オーストラリアの子どもに関連する仕事(刑事記録チェック)法を参考にして、Chukyo lawyer、33：11-38

⁵ 石堂・前掲注4

コミュニケーション（これは、対面、電話、その他の方法を問わない。）、③電子的なコミュニケーションの形態が含まれている（WWC 法 4 条）。直接、子どもと接触しない人であっても電話、メール連絡等で子どもに接する機会がある場合には、同法の適用を受けることになる。」⁶とする指摘がみられた。

加えて、例えばクイーンズランド州では、ブルーカード制度があり、子どもがいる職場で働く人は犯罪等の前科がないことを同制度で示さなければならない。ヴィクトリア州では、Working with Children Check（子どもに関連する仕事に就くための犯罪歴チェック：以下「WWCC」）制度があり、運用が開始された 2006 年から 2017 年 6 月までに 160 万人がチェックを受け、3322 人（0.2%）が子どもたちのもとで働くことを禁止されていることを示され、同制度は保育施設や学校などの教育現場が含まれスポーツだけに限定されたものではないものの一定の成果を上げている⁷とする指摘もられる。

以上にみられるように、オーストラリアはスポーツの問題に限らず、子ども保護に対して強い問題意識を有しており、保護のための取り組みも早い時期から進めていた。このことは、現在の取り組みに至るまでの歴史的な背景である。

ただし、スポーツとインテグリティをめぐる問題に対して実務レベルで積極的であったわけではない。1990 年代までは、オーストラリアのスポーツ環境がアマチュア中心であったことから、スポーツ法に関連した弁護士はオーストラリアで 5 名程度しかいなかったとされる⁸。しかし、世界的なスポーツの大衆化と高度化により、スポーツのプロフェッショナル化および商業主義化も進み、それに伴い、スポーツにおける問題に対して関与する弁護士が増加したことも言及された⁹。

(2) オーストラリア・スポーツコミッション（ASC）による子ども保護

オーストラリアのスポーツ政策を担当する機関として挙げられるのが、ASC である。ASC は、1985 年に設立されたスポーツ政策に関する連邦機関であり、SA と、オーストラリア国立スポーツ研究所（Australian Institute of Sport：以下「AIS」）から成る。ASC は、オーストラリア政府に代わって、オーストラリアのスポーツシステムの開発と運営において中心的な役割を担い、スポーツプログラムの管理と資金交付を行い、オーストラリアスポーツのために調整、支援を行

⁶ 石堂・前掲注 4

⁷ 石堂・前掲注 4

⁸ 2022 年 2 月 17 日 Swimming Australia との面談

⁹ 石堂・前掲注 8

っている。

ASC に関しては、「ASC は実質的にはオーストラリアのスポーツ行政を統轄する政府機関であり、スポーツ政策の策定やスポーツ関連予算の配分は ASC によって行われる」¹⁰とされ、特にスポーツ団体に対し予算配分を行う点の重要性が指摘されている。オーストラリア国内では青少年のスポーツに関して強力なチャイルドプロテクションプログラムがあり、その内容は州や国の法律や機会均等委員会と深く結びつき、子ども保護に関する ASC 外部の人々による巨大なネットワークとして存在している¹¹。

ASC は、「チャイルドセーフポリシー（Child Safe Policy）」を発表した（2021 年 1 月 1 日に施行）¹²。このポリシーは ASC による、オーストラリア国内のスポーツに関わるすべての子どもたちのスポーツにおける安全、福祉、参加に対する ASC の取り組みを支える予防的なアプローチの一つとされる。予防的なアプローチの内容として、本ポリシーは、ASC による禁止行為および報告義務のある行為に関する申し立てに対応し、スポーツ場面で子どもと関わる人物の採用や審査といった、子どもの安全に関する取り組みを実施するために、本ポリシーの対象者が従うことについて義務を課している¹³。

オーストラリアにおけるスポーツとインテグリティに関する取り組みは当初は ASC を中心に進められたが、現在は後述する SIA が中心的な役割を担いつつある。

4 スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無

(1) 一般法

ア 「児童・地域サービス法」（The Children and Community Services Act 2004）

2004 年の「児童・地域サービス法」（The Children and Community Services Act 2004）では、身体的虐待、性的虐待、精神的虐待または危害があり、かつ子どもの保護者がその種の危害またはさらなる危害から子どもを保護していないか、保護する見込みがないか、保護できない場合、当局に通知することを義務

¹⁰ 高峰修・熊安喜美江（2014）海外におけるスポーツ環境の倫理的問題への取り組みに関する研究（1）—オーストラリアを事例として—。明治大学教養論集，502：117-134。

¹¹ 高峰・熊安・前掲注 10

¹² ASC（Online）https://www.sportaus.gov.au/__data/assets/pdf_file/0007/722599/ASC-Child-Safe-Policy.pdf（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

¹³ ASC（Online）https://www.sportaus.gov.au/__data/assets/pdf_file/0007/722599/ASC-Child-Safe-Policy.pdf（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

付けている。この義務を負う主体には、スポーツ指導者も含まれ、スポーツ指導者が虐待やマルトリートメントの疑いを持った場合、法執行機関に通報することが義務付けられている。¹⁴

イ Working with Children (Criminal Record Checking) Act 2004 (WWC 法)

未成年者保護を目的とする法律として、2004 年の「子どもに関連する仕事（刑事記録チェック）法」（Working with Children (Criminal Record Checking) Act 2004）がある。それでは、未成年者と接触する仕事をするスポーツコーチの適性審査（WWCC）が義務付けられている。¹⁵

ウ National Redress Scheme for Institutional Child Sexual Abuse Act 2018 (Cth)

オーストラリアには、子どもの性的虐待への組織対応に関する王立委員会（Royal Commission into Institution Responses to Child Sexual Abuse：以下「王立委員会」）という独立の調査機関が 1902 年から存在している¹⁶。王立委員会は、スポーツセンターやレクリエーションセンターが改善を必要とする重要な分野であることを認識し、10 の「チャイルドセーフ基準（Child Safe Standards）」を含む子どもの安全、スポーツ環境、レクリエーション環境を改善するための多数の取り組みを提言した¹⁷。

王立委員会は、スポーツ施設などの状況の中で被害者を救済するために、2018 年施設児童性的虐待の国家救済制度法（National Redress Scheme for Institutional Child Sexual Abuse Act 2018 (Cth)：以下「NRS 法」）に基づき、国家救済制度（National Redress Scheme：以下「NRS」）を導入した¹⁸。

NRS は、カウンセリングと精神的ケアの提供、直接的な個人的対応、救済金の支払いの 3 つの要素で構成されている。被害者は、国家救済ガイド（National Redress Guide¹⁹）に従って、NRS の下で救済を求める申請書を提出することがで

¹⁴ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

¹⁵ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

¹⁶ Royal Commission into Institutional Responses to Child Sexual Abuse (Online), <https://www.childabuseroyalcommission.gov.au/>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

¹⁷ Royal Commission into Institutional Responses to Child Sexual Abuse, *Final Report (Vol 6): Making Institutions Child Safe* (2017) <https://www.childabuseroyalcommission.gov.au/sites/default/files/final_report_-_volume_6_making_institutions_child_safe.pdf>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

¹⁸ Australian Government (Online), National Redress Scheme, <https://www.nationalredress.gov.au/about/about-scheme>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

¹⁹ Australian Government (Online), National Redress Guide <https://guides.dss.gov.au/national-redress-guide>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

き、その申請書はその後 NRS 法第 185 条で規定されたとおり、独立した意思決定者（Independent Decision Makers）によって査定される。

NRS は、スポーツ施設を含むオーストラリア国内の施設で多くの児童が性的虐待を受けていたことを認めている。独立して行われた「NRS の 2 年目のレビュー」では、NRS に申請する可能性のある 4 万人から 6 万人の被害者のうち、5.3% がスポーツやレクリエーションに関連すると推定されている²⁰。

エ Australian Human Rights Commission Act

Australian Human Rights Commission（オーストラリア人権委員会）は、以前の Human Rights Commission（1981 年設立の非恒常的な団体）に代わり、1986 年に Australian Human Rights Commission Act により設立された独立の組織である。

オーストラリア人権委員会は、スポーツに特化した機関ではないが、セクシャル・ハラスメントと差別の管轄を含むため、2021 年 2 月にオーストラリア体操界に関するレポートを公表したように、これらの管轄の範囲ではスポーツ界の事案においても、調査・アドボカシー活動を行っている²¹。

(2) 特別法

オーストラリアには、スポーツにおけるハラスメントと虐待行為を直接的に禁止する連邦や州の法律や規制はない。

しかし、ヴィクトリア州やクイーンズランド州などの様々な州政府機関が、スポーツ分野における女性への暴力防止を目的とした対策を実施するために、スポーツ規程とどのように協調するかという取り組みを行っている²²。これらの取り組みは、正式に法制化されているわけではないが、オーストラリア国内のスポーツにおけるハラスメントと虐待の認識についての状況を提示している。

また、スポーツにおけるハラスメントと虐待の防止に取り組む機関の根拠法には Sport Integrity Australia Act 2020、National Sports Tribunal Act 2019 があるため、6 で後述する。

²⁰ NRS Review p. 197.

²¹ AHRC (Online)

https://humanrights.gov.au/sites/default/files/document/publication/ahrc_fifa_report_human_rights_risk_assessment_2021.pdf（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）、AHRC (Online)

https://humanrights.gov.au/sites/default/files/document/publication/ahrc_spectator_racism_guide_a4_r7_.pdf（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

²² クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

5 スポーツ団体による暴力指導の予防・解決のための制度

(1) 概要

オーストラリアにおける各スポーツ団体の取り組みに関しては、ハラスメント等の通報から事件処理に至るまでの一連のプロセスが確立してきていることが指摘されている²³。

例えば Swimming Australia（オーストラリア水泳協会。以下「水泳協会」）は「Safe Sport Framework²⁴」（2018年5月）を作成し、オーストラリアの水泳に関する定義規定からコミットメントステイトメント、行動規範、通報手続等を詳細に記述している。同制度では水泳の協会員である競技者やコーチだけではなく、地域の人々を含めた幅広い範囲での問題に対する通報を呼び掛けていることが一つの特徴とされる。

以下では、オーストラリアにおける、水泳協会、体操協会、ラグビー協会の状況及び活動を紹介する。

(2) スポーツ団体

ア 水泳協会（Swimming Australia）

水泳協会は、水泳のナショナルチームの運営等を行い、国際オリンピック委員会（IOC）や国際水泳連盟（FINA）からも承認されている団体である。水泳協会のインテグリティに関する取り組みとしては、セーフスポーツだけではなく、賭博や八百長も扱っている²⁵。

①管轄、過去の事件等

オーストラリアでは、競技者はクラブに所属しており、クラブは地域協会に加盟している。そのため、オーストラリアの水泳競技者は基本的には、法的に水泳協会の傘下に位置づいている²⁶。Australian Swimming Coaches & Teachers Association（ASCTA）という組織があり、コーチもこれらの協会に加盟している。

²³ 石堂典秀（2019）スポーツにおける暴力・ハラスメントに対する海外での取り組み事例、日本スポーツ法学会年報、26：86-107

²⁴ Swimming Australia（Online）<https://www.swimming.org.au/integrity-policies-rules/safe-sport-framework>（2022年3月11日最終閲覧）

²⁵ Swimming Australia（Online）, <https://www.swimming.org.au/integrity-policies-rules>（2022年3月11日最終閲覧）

²⁶ 2022年2月17日のオーストラリア水泳協会との面談

オーストラリアにおいて、水泳競技は、スポーツ指導における暴力についてハイリスクな競技であるとされている²⁷。オーストラリアの水泳界では、女性競技者によって問題提起がされ、独立パネルの調査が行われ、2021 年 6 月、この調査結果を受領した。当該調査結果には、46 の勧告（Recommendations）が含まれていた²⁸。

水泳協会は、上記レポートの勧告（Recommendations）をすべて採用し、2022 年 1 月 20 日、今後の対応を公表した²⁹。具体的にはクイーンズ・カウンシル（Queen's Counsel）の有資格者や学識経験者等の女性ら 7 名で構成される独立パネルを設置した。

②ポリシー

水泳協会は 2 つのポリシーを有しており、1 つが子ども向けの「Safeguarding Children and Young People Policy」で³⁰、もう 1 つが、大人向けのプロテクションポリシーである³¹。

これらのポリシーの中では、ハラスメント、いじめ、差別などに関する行為規範が示され、非常に重要視されている。

③教育

水泳協会は、セーフスポーツのトレーニングコースを提供し、オンライン教育を行っている³²。

水泳協会は、コーチや保護者、子どもに対してセーフスポーツとは何かということを説明している。具体的には、具体的には、水泳指導において子どもと接する際の、話しかける方法、更衣室の使用法、違反（infringe）が生じる様相等が挙げられる。

④登録（ライセンス含む）時の要件

水泳協会のアクレディテーション（認定）制度では、コーチを 3 段階のレベル

²⁷ 2022 年 2 月 17 日のオーストラリア水泳協会との面談

²⁸ Swimming Australia (Online) <https://www.swimming.org.au/integrity-policies-rules/2021-independent-panel-report-response> (2022 年 3 月 11 日最終閲覧)

²⁹ Swimming Australia (Online) <https://www.swimming.org.au/news-articles/swimming-australias-response-independent-panel-report> (2022 年 3 月 11 日最終閲覧)

³⁰ Swimming Australia (Online) <https://www.swimming.org.au/sites/default/files/assets/documents/Safeguarding%20Children%20and%20Young%20People%20Policy%20-%20August%202020.pdf> (2022 年 3 月 11 日最終閲覧)

³¹ Swimming Australia (Online) <https://www.swimming.org.au/sites/default/files/assets/documents/Member%20Protection%20Policy%20-%20August%202020.pdf> (2022 年 3 月 11 日最終閲覧)

³² VICTORIA UNIVERSITY (Online) <https://coursehive.vu.edu.au/?product=swimming-australia-safe-sport%20> (2022 年 3 月 11 日最終閲覧)

にわけている。すなわち、①ビギナー（ローカルクラブ）、②インターミディエイト、③トップレベルである。これらのコーチは、1年間に一度、オンラインのセーフスポーツラーニングを受講し、アンチ・ドーピング、汚職、八百長を含んだスポーツにおけるインテグリティについて学ぶことになっている。

水泳協会では加えて、WWCC を行い³³、子どもたちと関わるコーチの立場を明確にしている。

⑤ケースマネジメント

苦情申立ては独立のパネルに委ねることもあるが、重要性が低いケースではクラブに委ねることもある。深刻な犯罪案件の場合、警察に通報しているが、競技者の身体の部分を否定するような発言に対しては水泳協会が対応している。

⑥SIA の独立メカニズムの採用

水泳協会は、今後数ヶ月のうちに SIA のフレームワークの採用を決定する予定である³⁴。

イ 体操協会（Gymnastics Australia）

①過去の事件等

体操協会は、2020 年 8 月、オーストラリア人権委員会に対し、オーストラリアにおけるあらゆるレベルにおける体操競技の文化と実務の状況について、独立に調査することを依頼した³⁵。

②ポリシー

体操協会は、子ども保護ポリシー（Child Safe Policy）³⁶とメンバー保護ポリシー（Member Protection Policy）³⁷を定めている。

体操協会は、オーストラリア国内において体操を行うほぼすべての人をカバ

³³ Swimming Australia（Online）Working With Children Check, Register Template, <https://swimming.org.au/sites/default/files/assets/documents/WWCC%20and%20Background%20Check%20Register%20Template.xlsx>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

³⁴ SIA（Online）<https://www.sportintegrity.gov.au/news/media-statements/2022-01/response-swimming-australias-independent-panel-report-recommendations>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

³⁵ SIA・前掲注 21

³⁶ CHILD SAFE POLICY（Online）https://www.gymnastics.org.au/images/national/About_Us/By_laws_Policies_Tech_Regs/Child_Safe_Policy.pdf（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

³⁷ MEMBER PROTECTION POLICY（Online）https://www.gymnastics.org.au/images/national/About_Us/By_laws_Policies_Tech_Regs/Member_Protection_Policy.pdf（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

一しており、体操協会の傘下には競技者は非常に少ない³⁸。

③教育³⁹ss

体操協会は、オーストラリア人権委員会から、コーチに対する教育をおこなう勧告を受けている。

体操協会は、近年、子どもの安全とアスリートの幸福について、アスリート及びコーチへの教育等の重要な事項を実践しつつ、より発展させようとしている。体操協会の理事会と経営陣は、このことはオーストラリアの体操の全てのレベルにわたる文化的な変化によって支えられる必要があるとしている。

④登録（ライセンス含む）時の要件

体操コーチには、段階を分けて認定制度が設けられている⁴⁰。

コーチの認定には、子どもに対し、違反の有無に関するスクリーニングの要件がある。また、過去の役職のチェックや、認定のために面談が行われることもある。⁴¹

⑤ケースマネジメント⁴²

- i 体操協会は、全てのケースにおいて、情報の量に関わらず調査している。受け付けるケースの中には、実質的な（substantial）苦情ではないケースもあるが、そうであるかないかにかかわらず扱う。
- ii 体操協会の調査員は、現在は、二人がフルタイムである（数か月以内に、3人目を雇用する予定）。バックグラウンドとしては、社会心理、チャイルド・プロテクションの専門的知識や、連邦警察、法執行機関の経験である。
- iii 匿名のケースに関しては、秘密の手続(Confidential Procedure)で扱うことがある（王立委員会の勧告の中にも、被害者は、自分の名前を明らかにしたくないと考えることが指摘されていた）。秘密の手続では、手続が制限されている。ただし、コーチの側にも、自然的正義（natural justice）や聴聞を

³⁸ 2022年2月17日のオーストラリア体操協会との面談

³⁹ Gymnastics Australia statement 03 May 2021 (Online)
http://www.gymnastics.org.au/Ga/Posts/News_Articles/2021/05_May/Australian_Human_Rights_Commission_2021_Independent_Report_into_Gymnastics_in_Australia.aspx?WebsiteKey=8758252e-cc41-4d08-8411-f89e6e96780a
（2022年3月14日最終閲覧）

⁴⁰ GA launches new Coach Accreditation Pathway (Online)
http://www.gymnastics.org.au/Ga/Posts/News_Articles/2017/01_Jan/Coach_Accreditation_Pathway.aspx?WebsiteKey=8758252e-cc41-4d08-8411-f89e6e96780a（2022年3月13日最終閲覧）

⁴¹ 2022年2月17日のオーストラリア体操協会との面談

⁴² 2022年2月17日のオーストラリア体操協会との面談

受ける権利を保障することが重要である。

⑥SIAのメカニズムの採用⁴³

体操協会は、SIAのNIFを採用しており、体操協会のメンバーは、SIAへの申立てを行うことができる。簡易な事案の場合は、体操協会が担当することもある。体操協会が、SIAから制裁に関する勧告（Recommendation）を受けた場合、これに従うことになる。

ウ ラグビー協会（Rugby Australia）

①過去の事件等

オーストラリアのラグビーにおいて、虐待は、体操や水泳といった競技種目と比較すると、発生件数は少ないとされる⁴⁴。ただし、子どもの虐待が発生していないわけではなく、性的虐待やオーバートレーニング、体罰の問題も生じている。

②ポリシー

ラグビー協会は、王立委員会からの提言を受け、SAが提供する資料を参照としてポリシーの見直しを行い、メンバーのインテグリティを保護する取り組みを高めてきた。なお、現在（2022年3月）においてラグビー協会は、NRSについては採用していない。

ラグビー協会のポリシーに関しては、国際競技団体であるWorld Rugbyの規則に則りポリシーを定めている。現在、ラグビー協会によって定められたポリシーとしては、メンバープロテクションポリシー（RUGBY AU Member Protection Policy）がまず挙げられる。メンバープロテクションポリシーの冒頭では、オーストラリアのラグビーに関わる全ての人が、尊敬と尊厳をもって、虐待、いじめ、ハラスメント、性的虐待、不正行為、不当な差別、誹謗中傷等から保護されることが挙げられている⁴⁵。加えて、ラグビー関係者に求められる行動基準や適用範囲、禁止行為等について述べられている。

③教育

ラグビー協会は、指導者や保護者に関する教育として、誰でもアクセス可能なオンラインコースを用意し教育を受けることができるようにしている。なお

⁴³ 2022年2月17日のオーストラリア体操協会との面談

⁴⁴ 2022年2月25日のオーストラリアラグビー協会との面談

⁴⁵ Rugby AU（Online）<https://d26phqdbpt0w91.cloudfront.net/NonVideo/1887e430-4c96-4702-84f0-08d9467ea091.pdf>（2022年3月11日最終閲覧）

ラグビー協会はウェブサイト上で、脳震盪に関する注意喚起や知識に関する動画の公開、重篤な事故（脊髄損傷や死亡等）に関して報告することのできるプラットフォームにアクセスできるようにしている⁴⁶。これはラグビーというスポーツの特性を考慮したスポーツ団体による配慮といえる。

④登録（ライセンス含む）時の要件

ラグビー協会における指導者の経歴に関しては、スポーツ団体が個別で対応しているわけではない。ラグビー協会はウェブサイト上で、子どもや若者の目的として、指導者となる人物の犯罪歴やその他の関連する身元調査が行われる旨の記載がある⁴⁷。なお、チェック要件は州と準州によって異なる旨が記載されている。

また、ラグビー協会は、③教育と関連して、子どもの安全に関する情報を含む様々な分野（脳震盪、応急処置法、試合当日の安全管理等）のコンテンツをウェブサイト上で提示している。以上の内容は指導者たちにとって義務ではないが、多くの人々が受けることができるようにしている。

⑤ケースマネジメント

ラグビー協会はウェブサイト上で、オーストラリア国内におけるラグビーの懸念事項に関する報告を受け付けている⁴⁸。

報告受付の項目には、Child Safety（子どもの安全）、Doping Incident（ドーピング）、Betting or Corruption Incident（賭博・汚職）、Match Official Abuse（八百長）、Sexual Harassment（セクシュアルハラスメント）、Other Incident（その他）が挙げられており、ラグビー協会が認識するスポーツ・インテグリティに関する問題への対応の一部といえる。

なお、セクシュアルハラスメントに関する申し立ての詳細についてはラグビーオーストラリアのインテグリティチームと、申立者の所属する Member Protection Information Officer (MPIO) だけが閲覧することができる旨の記載があり、対象者の保護がなされている。

加えて、子ども保護についてもセクシュアルハラスメントと同様に、申し立ての詳細についてはラグビーオーストラリアのインテグリティチームと、申し

⁴⁶ Rugby AU (Online) <https://australia.rugby/about/codes-and-policies/safety-and-welfare> (2022年3月11日最終閲覧)

⁴⁷ Rugby AU (Online) <https://australia.rugby/about/codes-and-policies/child-safety/working-with-children-checks> (2022年3月11日最終閲覧)

⁴⁸ Rugby AU (Online) <https://australia.rugby/about/codes-and-policies/reporting-a-concern> (2022年3月11日最終閲覧)

立て者の所属する MPIO だけが閲覧することができる旨の記載がみられた。さらに、匿名での報告が可能である旨も記載されている。

⑥SIA の独立メカニズムの採用

ラグビー協会 は現在（2022 年 3 月）までに SIA のフレームワークを導入していない。この理由として、SIA の提示するスポーツインテグリティポリシーがあまり詳細に示されているとは言い難いこと、ラグビー協会のルールが労働組合との協議で決まっていることから、全面的なフレームワークの導入は難しいことが述べている⁴⁹。しかし、現在は SIA と協議を行う中で、一部のポリシーについて採用可能であることが論じられているため、今後 SIA のフレームワークを採用することも想定される。

(3) 学校スポーツへの適用可能性

オーストラリアは、日本の部活動制度のように、学校が子どもたちのスポーツ運営を行っていることは一般的ではなく、子どもたちはクラブに所属してスポーツ活動を楽しむのが一般的である。そのため、学校スポーツを独自に扱う必要性も低いと考えられる⁵⁰。

6 第三者機関による予防・解決の活動

(1) 第三者機関の有無・概要

オーストラリアのスポーツにおけるハラスメントと虐待の報告、調査、裁定または紛争解決に関する方針またはスキームを導入している組織は SIA と NST である。これらの組織は、オーストラリア国内のスポーツの監督・管理において、相互に連絡を取りながらも独立した役割を果たしている。

SIA は、オーストラリア国内のスポーツの発展のための方針とプログラムの開発と実施を担当している。

NST は、国内レベルのスポーツ紛争を様々な紛争解決手段を用いて審理・解決し、スポーツ団体とその参加者が効率的かつ安価に紛争を解決できるよう支援している。

(2) Sport Integrity Australia（SIA）の活動

⁴⁹ 2022 年 2 月 25 日のオーストラリアラグビー協会との面談

⁵⁰ 2022 年 3 月 8 日の SIA との面談

ア 経緯及び設置根拠

オーストラリアにおけるスポーツとインテグリティをめぐる動きは 2017 年から始まり、現在スポーツ 2030 に向けて進められている。第三者機関をめぐり 2018 年に発表されたのが、スポーツとインテグリティをめぐる 52 の提言がなされたウッドレビュー（Wood Review）である。ウッドレビューが提示されたことがきっかけとなり、Sport Integrity Australia Act 2020 に基づき、SIA が誕生した。SIA は、2020 年 7 月 1 日にオーストラリア保健省内に設置され、ASADA、NISU および SA のナショナル・インテグリティ・プログラムを 1 つの組織としてまとめて、国内調整とスポーツへの合理的な支援を行う法律上の機関である。

SIA が扱うスポーツとインテグリティをめぐる問題としては、①スポーツ競技の不正操作、②スポーツにおける薬物またはドーピング手法の使用、③スポーツ環境における子どもやその他の人々への虐待、④スポーツ組織のメンバーやスポーツ環境にいる人々に対する、いじめ、脅迫、差別、ハラスメント等が挙げられている。

イ National Integrity Framework

National Integrity Framework（以下、「NIF」）は、SIA の取り組みであり、スポーツに参加するすべての人の行動に関する幅広い期待を提示する一連の簡潔な方針を定めている。これらの期待は、特に子どもの保護とメンバーの保護に関連している。

NIF はスポーツ団体の管理に関する負担を軽減し、紛争発生時にスポーツ団体とメンバーがより適切な対応を受けることができるように設計されている。NIF には、フレームワークに含まれるスポーツ・インテグリティをめぐる違反の可能性を管理、報告、評価、判断するための手順をまとめた「苦情、紛争、懲罰に関する方針（Complaints, Disputes and Discipline Policy）」が含まれている。この方針に基づき、SIA は独立した申し立ての評価と審査プロセスを実施する。

現在、SIA は国内の各スポーツ団体に NIF を採用するよう働きかけており、本報告書作成時点で以下の 17 団体（団体名（採択年月日））が NIF を採択していることが公表されている⁵¹。

⁵¹ SIA(Online) <https://www.sportintegrity.gov.au/what-we-do/national-integrity-framework/sports-signed-national-integrity-framework>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）。なお、2022 年 3 月 8 日の SIA との面談によれば、同日時点で採択している団体は、公表数よりも多いということだった。

- Artistic Swimming Australia (2021 年 11 月 5 日)
- Australian Calisthenics Federation (2022 年 3 月 1 日)
- Australian Polo Federation (2022 年 1 月 1 日)
- Australian Sailing (2022 年 3 月 1 日)
- Australian Taekwondo (2021 年 9 月 13 日)
- Australian Underwater Federation (2021 年 7 月 26 日)
- CombatAus (2022 年 3 月 1 日)
- Croquet Australia (2022 年 3 月 31 日)
- DanceSport Australia (2022 年 1 月 1 日)
- Darts Australia (2022 年 1 月 18 日)
- Equestrian Australia (2021 年 12 月 17 日)
- Judo Australia (2022 年 1 月 1 日)
- Petanque Federation Australia (2022 年 4 月 1 日)
- Softball Australia (2022 年 2 月 7 日)
- Squash Australia (2022 年 3 月 1 日)
- Triathlon Australia (2022 年 5 月 4 日)
- Wrestling Australia (2022 年 2 月 25 日)



図 1. ナショナル・インテグリティ・フレームワーク (SIA)

上記図 1 が SIA の示す NIF の構成図⁵²である。

ウ 事案の調査・決定に関する活動

(ア) 概要

ある問題が確認されたと SIA が判断した場合、違反通知が被申立人に送付され、その通知は受け入れられるか異議が唱えられるかのいずれかとなる。異議が唱えられた場合、国内競技団体（National Sporting Organisation：以下「NSO」）が、NST に申請するか、審問廷（Hearing Tribunal）に付託する。方針に基づいて苦情を訴えることができるのは、競技統括団体が NIF を採用した後に、申立対象行為が発生した場合に限られる。

この独立したプロセスにより、スポーツのインテグリティに関する苦情が効率的かつ効果的に処理され、関係者全員が、禁止行為について、最も適切な解決および懲戒過程を通じて管理されている。⁵³

(イ) 通報受付⁵⁴

SIA は、NIF で禁止される行為に関連するすべての苦情を受け取る。フォームへの記入および提出は親や保護者が提出することができるが、匿名で提出することはできない。取り下げについてはいつでも可能とされる。

(ウ) 調査⁵⁵

SIA は、受け取った苦情を評価し、Complaints, Disputes and Discipline Policy を通じて、また規制当局や児童保護などの外部組織や、関連するスポーツポリシーの元での NSO への照会を通じて、最も適切な解決過程を決定する。

(エ) 決定⁵⁶

SIA が問題が立証されていると判断した場合、違反通知が被申立人に送信される。

(オ) 不服申立て⁵⁷

被申立人は、違反通知を受け入れるか、異議を申し立てることができる。異議

⁵² SIA（Online）<https://www.sportintegrity.gov.au/what-we-do/national-integrity-framework#:~:text=What%20is%20the%20National%20Integrity,at%20all%20levels%20of%20sport>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

⁵³ SIA（Online）<https://www.sportintegrity.gov.au/what-we-do/national-integrity-framework>（2022 年 3 月 13 日最終閲覧）

⁵⁴ SIA・前掲注 53

⁵⁵ SIA・前掲注 53

⁵⁶ SIA・前掲注 53

⁵⁷ SIA・前掲注 53

が唱えられた場合、NSO は、NST もしくは審問廷（Hearing Tribunal）により、公聴会を管理する。

エ スポーツ団体とのガバナンスとの関係

SIA はスポーツ団体への財政支援に関して ASC に助言を与える権限を与えられている。そのため、もしスポーツ団体がスポーツにおけるセーフガードに関する SIA の要望に対して、実質的な措置を取らない場合および協力的でない場合は、ASC からの資金援助を失う可能性がある。原則として、私的なスポーツ団体に対してオーストラリア政府が直接の処置をとることは困難であるため、スポーツ団体がアスリートや子どもの保護を実効的に行う点において、経済的な仕組みと連動していることは非常に効果的であるといえよう。

(3) 国立スポーツ仲裁機構（National Sports Tribunal: NST）

ア 機関の概要・設置経緯・根拠

NST⁵⁸は、スポーツに関連する紛争における被害者の救済システムとして、仲裁、調停等の手続により、オーストラリアの国内レベルのスポーツ紛争を審理し、解決する組織である。

NST は、ウッドレビューに応じて発表された政府のスポーツ・インテグリティ戦略「スポーツのインテグリティの保護（Safeguarding the Integrity of Sport）」の重要な要素として、National Sports Tribunal Act 2019⁵⁹に基づいて設立され、2020 年から活動を開始した組織である。また、NST は、オーストラリアの「国家スポーツ計画：スポーツ 2030（National Sport Plan: Sport 2030）」の重要な柱でもある⁶⁰。

オーストラリア政府は、NST の 2 年間の活動について、評価を行っている⁶¹。

イ 提供するサービスの概要

NST は、スポーツに関連する紛争のヒアリングおよび解決に寄与する。NST は

⁵⁸NST（Online）<https://www.nationalsporttribunal.gov.au/>（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

⁵⁹PARLIAMENT of AUSTRALIA（Online）

https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1920a/20bd027#:~:text=The%20purpose%20of%20the%20National,and%20resolution%20of%20sporting%20disputes（2022 年 3 月 11 日最終閲覧）

⁶⁰ Australian Government, Sport 2030 – National Sport Plan,

https://www.sportaus.gov.au/__data/assets/pdf_file/0005/677894/Sport_2030_-_National_Sport_Plan_-_2018.pdf（2022 年 3 月 16 日最終閲覧）

⁶¹ About us（Online）<https://www.nationalsporttribunal.gov.au/about-us>（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

独立機関であり、スポーツ団体とメンバーの間、またはメンバー間の国内レベルのスポーツ紛争を、妥当な費用（例えば、一般部門の仲裁申立料金は、500 オーストラリアドル）で⁶²、効率的に解決している。

NSTは、アンチ・ドーピング部門、一般部門、不服申立部門の3部門にわたって、仲裁、調停、斡旋、事件鑑定など、さまざまな紛争解決手段を提供している。

NSTは、資格を有する個人（通常はアスリートとアスリートサポートスタッフ）が関与する紛争のみを取り扱うことができる。具体的な紛争類型としては、アンチ・ドーピング事案、不利益処分、代表選手選考紛争、出場資格に関する紛争、いじめ、嫌がらせ、差別に関する紛争、その他の承認案件である。

他方で、NSTは、基本的には、契約上、報酬上または雇用上の紛争を取り扱わない。⁶³

ウ 統計

NSTは、設立から2021年10月12日までの18か月間で、24件の事案を解決しており、同日現在、4件の係属中事案がある⁶⁴。

また、セーフスポーツ関連紛争（Bullying, harassment and discrimination dispute）については、以下のとおりである。

（ア）NST-E21-23241（調停事案）⁶⁵

決定日：2021年5月21日

州・準州のスポーツ団体の委員に任命されるための条件について、会員と州・準州のスポーツ団体との間で争われたもの。

（イ）NST-E20-258261（仲裁事案）⁶⁶

決定日：2020年11月5日

Neil and Equestrian Australia v Hanna 事件における National Sports Tribunal の決定。

⁶² Cost of using NST services (Online) <https://www.nationalsporttribunal.gov.au/dispute-resolution-services/cost-using-nst-services> (2022年3月13日最終閲覧)

⁶³ Types of disputes and appeals (Online) <https://www.nationalsporttribunal.gov.au/dispute-resolution-services/types-disputes-and-appeals> (2022年3月15日最終閲覧)

⁶⁴ NST Presentation - October 2021, 「EIGHTEEN MONTHS OF OPERATION – CASELOAD UPDATE」

⁶⁵ NST (Online) <https://www.nationalsporttribunal.gov.au/decisions/nst-e21-23241> (2022年3月11日最終閲覧)

⁶⁶ NST (Online) <https://www.nationalsporttribunal.gov.au/decisions/nst-e20-258261> (2022年3月11日最終閲覧)

(ウ) NST-E20-135744 (Conciliation) ⁶⁷

決定日：2020年7月28日

選手と地元クラブとの間における、選手のシーズン中の会員登録の不受理決定に関する紛争。

(エ) NST-E20-139445 (調停事案) ⁶⁸

決定日：2020年7月12日

会員と州・準州のスポーツ団体との間で、ソーシャルメディアポリシーに違反しているとされるソーシャルメディアへの投稿およびテキストメッセージに関する紛争。

(オ) NST-E20-272872 (調停事案) ⁶⁹

決定日：2020年2月22日

アスリートとコーチとの間のいじめや嫌がらせの疑いによる紛争の解決と業務上の関係の回復が求められた事案

エ セーフスポーツ関連紛争の解決手続

NST におけるセーフスポーツ関連紛争の解決手続の概要は、以下のとおりである^{70 71}。

利用できるのは、資格を有する個人及び団体である。申立人は、NST が取り扱う紛争類型（アンチ・ドーピング事案、不利益処分、代表選手選考紛争、出場資格に関する紛争、いじめ、嫌がらせ、差別に関する紛争、その他の承認案件）について、紛争解決を申し立てる。

紛争解決の方法については、仲裁、調停、斡旋、事件鑑定がある。なお、アンチ・ドーピングについては必ず仲裁でなければならない。

NST は、事案を適切な部門（アンチ・ドーピング部門、一般部門、不服申立部門の3部門）に割り当て、当事者に通知する。

⁶⁷ NST (Online) <https://www.nationalsportstribunal.gov.au/decisions/nst-e20-135744> (2022年3月11日最終閲覧)

⁶⁸ NST (Online) <https://www.nationalsportstribunal.gov.au/decisions/nst-e20-139445> (2022年3月17日最終閲覧)

⁶⁹ NST (Online) <https://www.nationalsportstribunal.gov.au/decisions/nst-e20-272872> (2022年3月11日最終閲覧)

⁷⁰ NST (Online) „Dispute resolution services, <https://www.nationalsportstribunal.gov.au/dispute-resolution-services> (2022年3月16日最終閲覧)

⁷¹ NST (Online) „Our process, <https://www.nationalsportstribunal.gov.au/dispute-resolution-services/our-process> (2022年3月13日最終閲覧)

NST は、費用や時期を決定するための予備会議を組織する。

NST は、ヒアリングのためメンバーを選択し、当事者にそのメンバーと紛争解決の方法を通知する。

当事者は、証拠等を提出する。NST は、関連書類を共有し、ヒアリングの日取りを決める。

また、一定の場合には、当事者は、無料若しくは低廉の費用で、弁護士により構成される法的支援パネル（NST Legal Assistance Panel）を利用することができる。⁷²

NST は、仲裁決定を行うか、当事者の合意による解決（調停、斡旋、事件鑑定）を行う。NST は、結果を当事者に送り、適切な場合は決定を公開する。

(4) 学校スポーツへの適用可能性⁷³

SA と行った面談の中では、SA から資金援助を受けている学校に関し、NIF の利用を資金援助の要件とすることができる可能性が示された⁷⁴。他方で、SIA と行った面談の中では、学校スポーツの団体で、NIF を採用している例はないとのことであった⁷⁵。

7 小括

(1) 有効性と課題

オーストラリアにおけるスポーツ・インテグリティへの対応は、SIA および NST を中心として、現在が黎明期である。現在はまだ組織が成立して間もないが、今後オーストラリアの各スポーツ団体が NIF を採用し、両組織の活動が活発になるにつれ、SIA および NST へ持ち込まれる問題は多くなると予想される。情報の蓄積と解析を通じてオーストラリアのスポーツ環境改善および、スポーツにおけるインテグリティが保護されるうえでも重要な組織となることが予想できる。

SIA の存在に有効性が認められるのは、SIA がスポーツ団体への財政支援に関して ASC に助言を与える権限を与えられていることにある。そのため、スポーツ団体がスポーツにおけるセーフガードに関する SIA の要望に対して、実質的な措置を取らない場合や協力的でない場合は、ASC からの資金援助を失う可能性があるこ

⁷² NST・前掲注 71

⁷³ 2022 年 3 月 8 日 SIA との面談

⁷⁴ 2022 年 2 月 8 日 SA との面談

⁷⁵ 2022 年 3 月 8 日 SIA との面談

とは有効性を担保する重要な方法である。

スポーツに関連した問題における子どもの保護に対して、オーストラリアは子どもへの虐待は許さないという社会背景、文化が成熟してきており、虐待は許されないことという認識が社会の中に強くみられる。そのことが、SIA や NST といった組織の設置や、WWCC 制度、学校現場を含めて前科等の履歴をもとに子どもたちを近づけないという仕組みや通報制度といった制度の成立に寄与していると推測される。

(2) 日本への示唆

オーストラリアにおける子どもたちのスポーツ参加は、地域のクラブ活動として行われていることが多く、部活動中心型である日本とは状況は異なる。しかし、SIA および NST といったスポーツ・インテグリティに関する問題解決に寄与する組織の設置、実効性のある対応、スポーツ指導者に対する定期的な研修等は今後日本も参考とするべき内容である。

NST はスポーツに関連する紛争における被害者の救済システムを有する組織であり、日本には該当する組織は現状ない。NST は設立されて間がないが、日本においても類似の組織の設置を検討するにあたって参考となる。

SIA は、スポーツ団体への財政支援に関する助言を与える権限を与えられていることが重要である。統括団体からの資金援助は各スポーツ団体が運営を行う上で重要な収入となるため、問題を起こしたスポーツ団体は必然的にスポーツ環境の改善に取り組む必要に迫られる。スポーツ・インテグリティをめぐる問題に対する対策について、団体に対して指導を行ってもスポーツ団体は問題解決に向けて積極的な行動を起こすことは考えにくく、実効性のある組織として設置するのであれば金銭的な措置が重要といえる。

また SIA は、オーストラリア国内におけるスポーツのインテグリティに関する問題に対し統括して管理する組織である。日本では学校スポーツと国内競技連盟のスポーツが分かれており、競技者や指導者の所在が分かれてしまう場面もみられるが、今後の日本のスポーツ団体の統括の在り方に対して示唆を与えるものといえる。

子どもたちを悪質な指導者から保護するという点では、WWCC 制度のような制度を設け、子どもたちのスポーツ環境の「安全・安心」実現のために犯罪歴や暴力、ハラスメント経歴のある指導者が子どもたちや選手に近づくことができない制

度を整備することも一案である。

スポーツの文化的な側面として、オーストラリアは初めからアスリートが問題に対する声を上げる状況だったわけではないが、その状況は変わりつつあり、アスリートが自ら声を上げたり対話を行ったりすることで問題解決に向かう姿勢がとられ、セーフスポーツの文化が形成されつつある。日本も制度設計だけではなく、国内のスポーツ文化の自省と今後について新たな可能性を示す必要がある。

オーストラリアでは SIA や NST が設置された。今後両組織とも、組織運営、法的な根拠づけ、各スポーツ団体への伝播、意味のある調査実施等で様々な対応が求められることが予想されるが、今後日本がスポーツとインテグリティの問題に取り組む上で同様の課題が生起することが予想されるため、大変示唆に富む先進例といえる。また、日本では、子どもを手厚く保護する制度や、インテグリティを保護しようとする文化が十分に育まれているとは言い難いが、オーストラリアも似た状況がありながら現在へと発展をみせた。その意味ではオーストラリアは、スポーツ・インテグリティに関して日本のやや先を行く良い事例国である。

第7 カナダ調査結果

1 概要

カナダでは、民族遺産省（Canadian Heritage）内にあるスポーツ・カナダ（Sport Canada）がスポーツを担当する行政機関として位置づけられ、競技統括団体（National Sport Organization）、スポーツ中央組織（National Multiple Service Organization）及びカナダスポーツセンター（Canadian Sport Centre）といった組織がスポーツシステムを構成している。

カナダには、一般的に暴力等を罰する刑法のほか、各州・準州において、児童虐待等の疑いがある場合における報告を義務付ける法律が定められているが、スポーツにおける暴力や虐待、ハラスメントの防止に特化した法律は存在していない。そうした中で、スポーツ・カナダ（Sport Canada）を中心として各競技統括団体（National Sport Organization）が、それぞれ専門機関とも連携しながらスポーツにおける暴力、虐待、ハラスメントの防止に取り組むとともに、カナダスポーツ紛争解決センター（Sport Dispute Resolution Centre of Canada（SDRCC））も、スポーツ・ヘルプラインや、暴力、虐待、ハラスメント事例を調査する機関を設け、セーフスポーツの実現に向けた取り組みを行っている。

さらに、2019年には、Maltreatment（マルトリートメント）の定義や具体的内容等を定める Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport（以下、「UCCMS」という。）という統一コードが策定され、2021年4月からは、競技統括団体が、スポーツ・カナダ（Sport Canada）による資金提供プログラム（補助金）を受給するための要件になっている。

また、現在、UCCMS の内容を実効的に実施し、セーフスポーツを実現するための独立したメカニズムを構築・提供する機関として、カナダスポーツ紛争解決センター（Sport Dispute Resolution Centre of Canada（SDRCC））が選定され、同センターにおいて制度構築のための検討が行われている。

2 スポーツ環境

(1) カナダのスポーツ行政の概要

カナダ連邦政府におけるスポーツの所管は、民族遺産省（Canadian Heritage）内にあるスポーツ・カナダ（Sport Canada）が担っており、スポーツ・カナダ（Sport Canada）が、国家レベルのスポーツへの参加促進と競技力向上に関する予算を執行する行政機関であり、後述する、競技統括団体（NSOs。以下、適宜「競技統括団体」ま

たは「NSOs」という。)の認定や監督を行っている¹。

カナダ連邦政府は、後述のスポーツ支援プログラム（SSP）を通じて、カナダのスポーツシステムを構成する組織に対して、資金を提供している。

(2) カナダのスポーツシステムを構成する組織

ア スポーツ・カナダ（Sport Canada）

スポーツ・カナダ（Sport Canada）は、前述のとおり、カナダ連邦政府におけるスポーツ行政を所管しており、カナダ国民がスポーツに参加し、活躍する機会を増やすことを使命としている。

イ 競技統括団体（National Sport Organizations（NSOs））

カナダにおける特定のスポーツを代表する国内統括団体である。カナダにおいては、ひとつの競技ごとに1団体に限り、スポーツ・カナダ（Sport Canada）が期限を定めて、NSOの認定を与えることとなっている²。したがって、いったん認定された場合でも、永続的にその地位が保証されるものではない。なお、National Sport Federations（NSFs）と呼ばれることもある。現在、ウェブサイト上では、64の団体が掲載されている³。

これらの組織には、以下を含む多くの重要な機能を果たしている。

- ・カナダ国内におけるスポーツのあらゆる側面を管理
- ・ハイパフォーマンスプログラムの管理
- ・ナショナルチームの選出と管理
- ・当該スポーツを開発し促進するための国家的取り組みの実装
- ・国内レベルの大会やトーナメントの公認
- ・当該スポーツのコーチや審判員の専門的な能力開発
- ・カナダで開催される国際大会の招致の提案・支援

ウ スポーツ中央組織（National Multisport Service Organization（MSOs））

国内のスポーツ・コミュニティに対して、特定のサービスを提供することを主導・調整する団体である。

主なサービスの内容としては、コーチの教育及び認定、中等以降の教育機関にお

¹ 「文部科学省 平成23年度委託調査 スポーツ政策調査研究（ガバナンスに関する調査研究）」WIPジャパン株式会社、109頁

² 文科省平成23年度委託調査・前掲1・111頁

³ Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/sport-organizations/national.html>（2022年3月16日最終閲覧）

けるスポーツプログラムの開発、アボリジニのスポーツ支援、北米先住民競技大会の国内コーディネート、女性や少女のスポーツへの積極的な参加の促進、スポーツ紛争解決サービス（教育、調停、仲裁を含む）、国内及び国際的な主要スポーツイベントのフランチャイズ・ホルダー、スポーツ参加の促進、である。

スポーツ・カナダが資金援助を行っている団体として、現在、ウェブサイト上では、24 団体が掲載されている⁴。主な団体は以下のとおり。

- ・アスリートカナダ（AthletesCAN）
- ・カナダオリンピック委員会（Canada Olympic Committee）
- ・カナダパラリンピック委員会（Canada Paralympic Committee）
- ・カナダスポーツ倫理センター（Canadian Centre for Ethics in Sport（CCES））
- ・カナダコーチング協会（Coaching Association of Canada（CAC））
- ・カナダスポーツ紛争解決センター（Sport Dispute Resolution Centre of Canada（SDRCC））
- ・スポーツ情報センター（Sports Information Resource Centre（SIRC））

エ カナダスポーツセンター（Canadian Sport Centre（CSC））

カナダスポーツセンターは、スポーツ・カナダ、カナダオリンピック委員会、カナダコーチング協会及び州政府との協力により設立された組織である。3 つのカナダスポーツセンター（マニトバ、サスカチュワン、アトランティックカナダ）が存在し、4 つのカナダスポーツ研究所（カルガリー、ケベック、オンタリオ、太平洋地域）とともに、カナダオリンピック・パラリンピックスポーツ研究所ネットワークを構成している⁵。

同ネットワークは、カナダ全土にトレーニング環境を提供するだけでなく、競技統括団体や国内パートナー、州政府、地方自治体、民間セクターとの協力を通じて、カナダにおけるハイパフォーマンススポーツの発展をサポートし、ハイパフォーマンスアスリートやコーチにさらなる機会を提供する役割を担い、以下のような活動も行っている。

- ・コーチングの専門性を高める
- ・ナショナルチームのアスリート（健常者・障がい者）に重要なスポーツ科学及びスポーツ医学のサービスを提供する

⁴ Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/sport-organizations/national-multisport-service.html>（2022 年 3 月 16 日最終閲覧）

⁵ Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/sport-organizations/canadian-olympic-paralympic.html>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

- ・トレーニング及び競技環境を改善するための革新的なアプローチの研究・提供
- ・パフォーマンスへの影響を最大化するための質の高い日々のトレーニング環境を構築しカナダ全土のスポーツの発展を促す

(3) スポーツ・カナダによる資金提供プログラムと競技統括団体の認定

ア 資金提供プログラム（補助金）の種類

スポーツ・カナダ（Sport Canada）によるスポーツ団体等に対する資金提供プログラム（補助金）には、以下の3種類のプログラムがある⁶。

(ア) アスリート支援プログラム（The Athlete Assistance Program（AAP））

アスリートがスポーツと学業や仕事といったキャリアを両立しながら世界レベルのパフォーマンスを目指して集中的にトレーニングできるようにし、国際スポーツ大会におけるアスリートのパフォーマンス向上を目的としたプログラム。2020年4月1日時点のデータによると、1900人のアスリートに対して毎年3300万ドルの資金が提供されている⁷。

(イ) 大会主催プログラム（The Sport Canada Hosting Program）

カナダ競技大会（Canada Games）⁸や、カナダで開催される国際大会を主催するスポーツ団体を支援することにより、スポーツの卓越性の発展とカナダのスポーツ組織の国際的な知名度の向上を目的としたプログラム。2020年4月1日時点のデータによると、年間で2160万ドルの資金が提供されている⁹。

(ウ) スポーツ支援プログラム（The Sport Support Program（SSP））

国際的に最高レベルのアスリートやコーチを育成し、全てのアスリートに技術に基づいた健全なスポーツプログラムを提供し、社会のあらゆる層からスポーツに関わる国民を増やして、国内外において、カナダの利益や価値を高めることを目的としたプログラム。2020年4月1日時点のデータによると、年間で1億7880万ドルの資金が提供されており、このうち約6400万ドルはオリンピック・パラリンピックでメダル獲得の期待されるアスリートに対して提供され、約500万ドルは、オ

⁶ Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/role-sport-canada.html>（2022年3月14日最終閲覧）

⁷ Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/role-sport-canada.html>（2022年3月15日最終閲覧）

⁸ 2年に1度、夏と冬と交互に開催される国内の競技大会。カナダの民間非営利団体である Canada Games Council が管理している。

⁹ Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/role-sport-canada.html>（2022年3月15日最終閲覧）

リンピック・パラリンピックでのメダル獲得の可能性のある次世代のアスリートに対して提供されている¹⁰。

イ 競技統括団体の認定スキーム

前述のとおり、カナダにおいては、ひとつの競技に対してカナダを代表する1団体に限り、スポーツ・カナダがNSOの認定を与えることとなっており、認定が得られることで初めて、スポーツ・カナダ（Sport Canada）による資金提供プログラムへの申請手続きが可能となる。

スポーツ・カナダ（Sport Canada）による認定基準は、Sport Funding and Accountability Framework（SFAF）に定められている¹¹。

SFAFは大きく、①適格認定、②審査（評価）、③資金援助、④説明責任、の4つのプロセスからなっている。

①適格認定

組織の資金調達のための適格性を判断するために、包括的な要件が使用される。

②審査（評価）

適格認定を受けた団体は、SFAFの次のステージである審査（評価）の段階に進み、ここでは、ガバナンスとマネジメント、プログラムとサービス、エンゲージメントとコミュニケーションの分野における幅広いパフォーマンス指標について、客観的・定性的基準に照らして、証拠に基づき審査（評価）される。

各SFAFの評価では、様々な要素が審査（評価）され、その重み付けによって団体の最終スコアが決定される。

③資金援助

審査（評価）終了後、団体にはアセスメントスコアが提示され、そのスコアによって計画基準レベルが決定される。スポーツ支援プログラムによる資金援助を受けるには、この計画基準レベルを用いて、資金援助ガイドラインに従って、年間の資金援助申請書を作成し、検討する必要がある。

④説明責任

SFAFの最終段階は、説明責任である。スポーツ支援プログラムの資金を受け

¹⁰ Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/role-sport-canada.html>（2022年3月15日最終閲覧）

¹¹ Government of Canada（Online）, Sport Funding and Accountability Framework, <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/funding/sport-support/accountability-framework.html>（2022年3月15日最終閲覧）

る全ての団体は、戦略計画および運営計画に説明責任の方針分野（期待される成果を含む）を組み込むことにより、「NSOs／MSOsのための SFAF」に概説されている全国基準に向けて取り組むことが要求される。

(4) カナダにおけるスポーツ政策の運営

ア カナダスポーツ政策（Canadian Sports Policy）

カナダでは、2002 年から、連邦政府、10 の州（Province）、3 つの準州（Territory）を併せた 14 政府のスポーツ大臣を委員とするスポーツ委員会（F-P/T Sport Committee）が策定した「カナダスポーツ政策（Canadian Sport Policy）」に基づき、スポーツ政策運営が行われてきた。

現在のカナダスポーツ政策（Canadian Sport Policy）は、2012 年から 2022 年までの期間を対象としており¹²、現在、2023 年に予定されている更新に向けてコンサルテーションが行われている¹³。

現在有効なカナダスポーツ政策（Canadian Sport Policy）においては、以下の 4 つのビジョンが示されている。

参加機会の向上：社会のあらゆる層のカナダ人が、あらゆるレベル、あらゆる参加形態で、質の高いスポーツ活動に参加する割合が大幅に増加する。

卓越性の向上：才能あるアスリートが増加し、公正かつ倫理的な手段によって、組織的に最高レベルの国際大会で世界レベルの結果を達成する。

能力の向上：倫理に基づき、選手・参加者を中心とした育成システムの基本的な構成要素が整備され、必要に応じて継続的に近代化・強化される。

相互作用の強化：スポーツシステムの構成要素が、関係者間の献身的な協力とコミュニケーションの結果、より密接につながり、調整される。

¹² Government of Canada（Online）<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/sport-canada.html#a2>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹³ Sport Information Resource Centre（Online）<https://www.surveymonkey.com/r/8F2K9C2>（2022 年 3 月 16 日最終閲覧）

イ 共同アクションのための優先事項 (The F-P/T Priorities for Collaborative Action)

共同アクションのための優先事項 (The F-P/T Priorities for Collaborative Action) は、カナダスポーツ政策の目的・目標に貢献するためのカナダ連邦政府と州・準州との間の共同行動計画である¹⁴。このアクションプランは、各州・準州において、個別の行動計画により補完される。

このアクションプランの中では、2017 年～2022 年の 5 年間で達成される可能性がある成果の一つとして、スポーツにおける安全性・インテグリティ・倫理、が挙げられている。

(5) カナダにおけるスポーツへの参加状況

カナダ統計局の「Sport Participation in Canada 2010¹⁵」によると、カナダにおけるスポーツの参加率は、2010 年時点で 720 万人（15 歳以上。15 歳以上のカナダ人の約 26%。）であり、子ども（この統計では 5 歳～14 歳）が最もよくするスポーツは、1 位がサッカー、次いで水泳、3 位がアイスホッケーとなっている。

3 歴史・背景・プロセス

(1) 1990 年代

カナダも、他の国々と変わらず、歴史的にスポーツ界での虐待やハラスメントを経験してきた。カナダでは、1990 年代に入り、暴力やハラスメントについて話題に上ることが増えてきた¹⁶。1993 年にテレビ番組で報道されたスポーツ界でのいじめや嫌がらせ、権力濫用の実情が社会的問題となり、政府機関であるスポーツ・カナダ (Sport Canada) を含むワーキンググループにより「スポーツにおけるハラスメント：その方針と手続へのガイド、およびリソース (Harassment in Sport: A Guide to Policies and Procedure and Resources)」が作成され、全国のスポーツ団体に配布された¹⁷。また、1997 年にジュニアホッケーチームでのセクシャル・ハラスメントを告

¹⁴ Sport Information Resource Centre (Online) , F-P/T Priorities for Collaborative Action 2017-2022 , https://sirc.ca/wp-content/uploads/2019/12/fpt_csp_priorities_for_collaborative_action_2017_en.pdf<https://sirc.ca/canadian-sport-policies/> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

¹⁵ Government of Canada (Online) 8-9 Sport Participation 2010 Research Paper, https://publications.gc.ca/collections/collection_2013/pc-ch/CH24-1-2012-eng.pdf (2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

¹⁶ 高峰修・熊安貴美江 (2016) 海外におけるスポーツ環境の倫理的問題への取組に関する研究 (3) —カナダを事例として—、明治大学教養論集 512 : 187

¹⁷ 小松直行 (1999) スポーツにおけるハラスメント対策<第 1 報>カナダ・スポーツ界の取り組み、日本女子体育大学紀要、29 : 128.

白した Sheldon Kennedy 氏らが中心となり、任意団体である Respect in Sport が設立され、教育活動を展開している¹⁸。これは、現在は、リスペクトグループという会社¹⁹の一部の教育機関となっている。

またその後、1997 年にカナダ国内多数のスポーツ団体と政府機関であるスポーツ・カナダ（Sport Canada）が集結し「スポーツにおけるハラスメントと虐待対策合同協議会（The Harassment and Abuse in Sport Collective）」と呼ばれる任意組織が立ち上がった。同協議会は、ハラスメントや虐待への対応、予防、リソースといった内容を中心とするガイドラインである「Speak Out !!・・・Act Now！（黙っていないで！今すぐ立ち上がろう！）」というガイドブックを発表した²⁰。

こうした取り組みの背景には、後記のとおりカナダには、スポーツにおける暴力や虐待、ハラスメントを直接禁じたりスポーツ団体に遵守を強制したりする法律などはない。また、スポーツに関する管轄は主に州ごとであり、連邦政府の権限はポリシーの策定にとどまっているというカナダスポーツ界の独特の構造があった²¹。

スポーツ・カナダ（Sport Canada）は、競技統括団体に対し、ハラスメントや虐待を防止するためのポリシーを策定するよう働きかけ、スポーツ・カナダ（Sport Canada）から競技統括団体への資金援助と結びつけることによってハラスメントや虐待の防止についてリーダーシップを取ってきた。

(2) 2017年ないし2018年

2017年ないし2018年頃には、ハラスメントや虐待の問題が、カナダ以外の米国などの国も含めて話題となり、カナダは再度スポーツにおけるハラスメントや虐待の防止について注力することとなった。

2018年には、スポーツ団体のポリシーに再度フォーカスをあてることとなり、ハラスメントや虐待を受けた人が独立した第三者への通報ができるようにすること、ハラスメントや虐待防止のためのトレーニングを会員に提供できるようにすること、通報を受けた事案についてスポーツ・カナダ（Sport Canada）に通知すること、などをスポーツ・カナダ（Sport Canada）による資金援助を受けるための要件とした²²。

(3) スポーツ・ヘルプラインと調査ユニット

¹⁸ 高峰・熊安前掲注 16) p. 198.

¹⁹ Respect Group(online) <https://www.respectgroupinc.com/>（2022年3月15日最終閲覧）

²⁰ 小松・前掲注 17) pp. 129-136.

²¹ McLAREN GLOBAL SPORT SOLUTIONS（2020）Final Report on Independent Approaches to Administer the Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport in Canada(“UCCMS”) pp.1-2.

²² 2022年2月4日 Sport Canada との面談。

ア SDRCCの取り組み

カナダにおいては、2004年に設立されたカナダスポーツ紛争解決センター（Sport Dispute Resolution Centre of Canada。以下、「SDRCC」という。）がスポーツ分野に関する紛争解決の役割を担ってきた²³。

SDRCCは、2019年ころ、2016年から2020年までの戦略プランを改定し、「SDRCCは、カナダのスポーツ・コミュニティのセーフスポーツ環境（Safe Sport Environment）を作ることを手助けします」としてその役割をカナダにおけるセーフスポーツの領域に広げた²⁴。

その具体的な活動は、カナディアン・スポーツ・ヘルプライン（Canadian Sport Helpline）と、調査ユニット（Investigation Unit）の運営であった。

イ スポーツ・ヘルプライン

カナディアン・スポーツ・ヘルプライン²⁵（Canadian Sport Helpline。以下、単に「スポーツ・ヘルプライン」という。）は、2019年3月に開始された仕組みである。このシステムは、スポーツにおいてハラスメント、虐待、差別に直面した被害者や目撃者が、無償かつ匿名で利用できる。利用者が心配事を共有する窓口になり、聞き取った事柄に応じ、次に何をすべきか、どんな機関を頼りにすべきかなどを利用者に案内するものである。他スポーツ団体からは独立している。相談窓口は毎日朝8時から夜8時まで運営されており、無料の電話相談、Eメール、書面など相談の手段も豊富で、言語も選ぶことができる。スポーツ・ヘルプラインはスポーツメンタルヘルスセンター（Canadian Centre for Mental Health and Sport (CCMHS)）とも連携しており、この機関はカウンセリング、心理学などの専門的知識を持ってスポーツ・ヘルプラインのオペレーターとして対応している²⁶。

調査によれば、スポーツ・ヘルプラインは、2019年3月13日から2020年2月29日までに193人によって利用された²⁷。

スポーツ・ヘルプラインは、無償であること、秘密厳守であること、簡単にアクセスできること、そして話をよく聞いてくれ、適切な情報提供を受けられることが大きな強みである。また、オペレーターもよく訓練され、利用者を適切にサ

²³ SDRCC. (n.d.). About - Mission. (online) <http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/about-mission> (2022年3月15日最終閲覧)

²⁴ Prairie Research Associates (以下、「PRA」という。)・SDRCC(2020) "PILOT PROJECT EVALUATION REPORT Canadian Sport Helpline and Investigation Unit" p.1

²⁵ SDRCC. (n.d.). Helpline. (online) <https://abuse-free-sport.ca/helpline-overview/> (2022年3月16日最終閲覧)

²⁶ PRA・SDRCC・前掲注24, p.2.

²⁷ PRA・SDRCC・前掲注24, pp.12-14.

ポートしている²⁸。

他方で、スポーツ・ヘルプライン自身が具体的なカウンセリングやフォローアップの仕組みを持っていないことに不満を持つ利用者もいたようである。また、アクセスしやすいスポーツ・ヘルプラインのシステムがあったとしても、結局問題を処理するのはスポーツ団体であることも多い。しかし、スポーツ団体はハラスメントや虐待事例の「問題の一部」である場合が多く、通報を受けた事例をスポーツ団体につないでも根本的な解決にならない場合も多いという問題もあった。そこで、スポーツ・ヘルプラインはより大きな、独立した制度の一部である必要があるという提言もなされていた²⁹。

ウ 調査ユニット

調査ユニット (Investigation Unit) ³⁰は、SDRCC によって設立された仕組みである。これは、連邦レベルで補助金の援助を受けているスポーツ団体のために無料で、ハラスメントや虐待、差別などの事例を調査する仕組みを提供する独立した第三者組織である。調査サービスは諮問委員会³¹によって監督され、スポーツに特化したオリエンテーションとトレーニングを受けた調査員によって運用されている³²。

調査ユニットの最も大きな特長はその独立性であるが、一部ではそれが完全な独立性ではないという理由から、真に独立した第三者によるセーフスポーツ・メカニズムの一部であるべきだという指摘もなされている³³。

調査ユニットの競技統括団体からの評価としては、おおむね、ポリシーや手続などについては肯定的な評価がなされている。特にリソースの少ない小規模な競技統括団体やスポーツ団体において極めて大きな役割を果たすものである。しかし他方で、調査ユニットは競技統括団体から委託を受けた調査機関であるから、最終的な処分を決するのは競技統括団体であって、調査ユニットは処分の権能を持たない。理想的には、調査結果を踏まえた制裁をも行えるような、独立した組織が望ましいとの指摘もある³⁴。

²⁸ PRA・SDRCC・前掲注 24. p.16.

²⁹ PRA・SDRCC・前掲注 24. p.16.

³⁰ SDRCC. (n.d.). Investigation Unit. (online) <https://abuse-free-sport.ca/investigation-unit-overview/> (2022 年 3 月 16 日最終閲覧)

³¹ SDRCC. (n.d.) INDEPENDENCE OF THE INVESTIGATION UNIT(online) http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/INDEPENDENCE_OF_THE_INVESTIGATION_UNIT.pdf (2022 年 3 月 16 日最終閲覧)

³² PRA・SDRCC・前掲注 24. p.2.

³³ PRA・SDRCC・前掲注 24. p.17.

³⁴ PRA・SDRCC・前掲注 24. pp.17~18.

(4) 統一コード策定の動き

2019 年、スポーツにおける虐待等防止に関する全国的な行為規範を作ることが議論され、政府より依頼されたカナダスポーツ倫理センター（Canadian Centre for Ethics in Sport）が、スポーツ情報センター（the Sport Information Resource Centre (SIRC)）と協力し、専門家の助力を得て、スポーツにおける Maltreatment（マルトリートメント）の防止と対処に関する統一コード（Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport（UCCMS））³⁵を策定した。

同コードは、スポーツの局面におけるあらゆる態様の Maltreatment（マルトリートメント）をカバーする実体的な規定であり、一般的な原則とコミットメント（section1.0）、虐待（section2.0）、制裁（section3.0）、という構成である。2.2 以降に、“Maltreatment”（マルトリートメント）の定義に加え、どのような行為がこれらに該当するかの説明が定められている。具体的には、“Psychological Maltreatment”（心理的虐待）、“Physical Maltreatment”（身体的虐待）、“Sexual Maltreatment”（性的虐待）、“Neglect”（ネグレクト）、“Maltreatment Related to Grooming”（グルーミングに関する虐待）、“Maltreatment Related to Process”（UCCMS のプロセスに関する虐待）、“Maltreatment Related to Reporting”（報告に関する虐待）、という 7 つの類型について規定している。

UCCMS は制裁についても規定しており、制裁の内容としては、口頭または書面による警告、教育、保護観察、参加の停止、参加資格の制限、永久的な資格喪失がある。さらに、いかなる制裁措置を課すのかについての要素も定められている。UCCMS に違反したと認められる十分な証拠がある場合に制裁が課される。

スポーツ・カナダ（Sport Canada）は、2020 年 1 月、スポーツ支援プログラムの下で資金提供を受けているすべての競技統括団体は、UCCMS（バージョン 5.1）を採用し、その行動規範の一部として統合することが求められると発表した。この発表により、2021 年 4 月 1 日には、競技統括団体のポリシーや手続規程に UCCMS が統合されることが、スポーツ・カナダ（Sport Canada）による資金援助を受けることの要件となった³⁶。カナダオリンピック委員会（Canadian Olympic Committee。以下、「COC」という。）によれば、UCCMS の導入については各団体とも積極的で、スポーツにおける Maltreatment（マルトリートメント）の防止については優先度の高

³⁵ 現在の最新版であるが、Universal Code of conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport (UCCMS) ver5.1 (online) <https://sirc.ca/wp-content/uploads/2020/01/UCCMS-v5.1-FINAL-Eng.pdf> （2022 年 3 月 16 日最終閲覧）

³⁶ McLAREN GLOBAL SPORT SOLUTIONS（2020）前掲注 21）p.2.

い課題として認識されているようである³⁷。

(5) UCCMSの改定と独立メカニズム構築の動き

UCCMS 策定と政府によるスポーツ団体への資金援助への紐付けの動きと並行して、アスリート、NSOs、MSOs、Canadian Olympic and Paralympic Sport Institute Network (COPSIN) の代表、専門家や政府関係者で構成されるリーダーシップグループが、UCCMS を実効的に実施するための段階を目指した。同グループは、SIRC の主導のもと、UCCMS を実効的に実施するためにはいかなる構想が必要かの分析的検討を外部委託することとし、委託先につき入札のプロセスにかけた。

2020年7月、マクラーレングローバルスポーツソリューション株式会社 (McLaren Global Sport Solutions Inc. 以下、「MGSS」という。) が同事業の委託先となり、MGSS は、カナダおよび国際的なモデルに基づいて、カナダのスポーツにおける Maltreatment (マルトリートメント) を防止し、対処するための分析、情報提供、提言を行うこととなった。MGSS は、多くの文書の調査、関係者からのヒアリングなどの調査を行い、これをレポートにまとめた³⁸。

当該レポートは、スポーツにおける Maltreatment (マルトリートメント) を防止し、対処するための国内レベルの独立したメカニズム (National Independent Mechanism (以下、「独立メカニズム」という。)) を提唱するもので、これを実現するための UCCMS の改定を提言した。

これを受け、SIRC を中心とする上記リーダーシップグループが UCCMS を改定するとともに、政府は独立メカニズムの制度を担う組織の募集を行った³⁹。この募集に対し、SDRCC が応募し、採用された⁴⁰。

現在、SDRCC が独立メカニズムを構築中である。

³⁷ 2022年1月26日COCとの面談。

³⁸ これが、McLAREN GLOBAL SPORT SOLUTIONS (2020) 前掲注 21) のレポートである。なお、レポートはインターネットでも閲覧可能 (<https://sirc.ca/wp-content/uploads/2020/12/MGSS-Report-on-Independent-Approaches-December-2020-rev.pdf>) である。

³⁹ Application Guidelines – Independent Safe Sport Mechanism (online) <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/funding/sport-support/independent-safe-sport-mechanism/application-guidelines.html> (2022年3月15日最終閲覧)

⁴⁰ Minister Guilbeault Announces New Independent Safe Sport Mechanism(online) <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/news/2021/07/minister-guilbeault-announces-new-independent-safe-sport-mechanism.html> (2022年3月15日最終閲覧)

⁴¹ なお、SDRCC は、McLAREN GLOBAL SPORT SOLUTIONS (2020) 前掲注 21) において、ありうる独立メカニズムの一組織とされていた。同レポートは、独立メカニズムの形態として、すでに存在する組織に独立メカニズムを設置する方法と、全く新しい独立した非営利・非政府組織を構築する方法を提唱していたが、SDRCC は前者の一形態として提唱されていた (同レポート p.56)。

4 スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連する法律の有無

(1) 一般法

ア 刑法

カナダにおいて、刑法⁴²がスポーツにおける暴力指導に適用される可能性がある。

指導者や青少年スポーツに関与するその他の者が、刑法に抵触する行為を行った場合には刑罰を科すことができ、スポーツにおける関与の事実が、刑法の規定を適用除外とするものではない⁴³。

イ 各州が定める子ども保護規制

カナダでは、刑事罰（刑法）に加え、各州・準州において児童保護に関する法律を制定している。各州・準州の法律はそれぞれ異なるが、いずれも子どもの保護に重点を置いており、例えば、親や保護者が虐待を行った場合、あるいは第三者による虐待から子どもを保護できなかった場合に、子どもを保護施設に預けることができる旨が規定されている⁴⁴。また、各州・準州の法律は、児童の身体的または性的虐待の疑いのある場合の報告の義務付けも規定している⁴⁵。

- Alberta: *Child, Youth and Family Enhancement Act*
- British Columbia: *Child, Family and Community Service Act*
- Manitoba: *Child and Family Services Act*
- New Brunswick: *Family Services Act*
- Newfoundland and Labrador: *Children and Youth Care and Protection Act*
- Northwest Territories: *Child and Family Services Act*
- Nova Scotia: *Children and Family Services Act*
- Nunavut: *Child and Family Services Act*
- Ontario: *Child and Family Services Act*
- Prince Edward Island: *Child Protection Act*
- Quebec: *Youth Protection Act*
- Saskatchewan: *Child and Family Services Act*

⁴² Government of Canada (Online) Justice Laws Website, <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-46/> (2022 年 3 月 16 日最終閲覧)

⁴³ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

⁴⁴ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

⁴⁵ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

- Yukon: Child and Family Services Act

(2) 特別法

ア ハラスメント・虐待自体を防止する法律

カナダには、スポーツにおけるハラスメントと虐待の防止に特化した法律はない。

イ 紛争解決機関に関する法律

SDRCC が、法案 C-12 「身体活動・スポーツ推進法（An Act to promote physical activity and sport）」によって設立された⁴⁶。SDRCC が、スポーツに関する紛争についての全国的な代替的紛争解決サービスをカナダの両公用語で提供していること、ハラスメントや虐待の事例を報告、調査等するための独立メカニズムを構築中であることは、前述のとおりである。

5 スポーツ団体によるセーフスポーツに関する取り組み

本項では、MSOs の取り組みとして、オリンピックスポーツの統括団体にあたるカナダオリンピック委員会（Canadian Olympic Committee）及びカナダコーチング協会（Coaching Association of Canada）を、競技統括団体の取り組みとして陸上競技カナダ（Athletics Canada）とスノーボードカナダ（Canada Snowboard）を取り上げる。

(1) MSOs の取り組み

ア カナダオリンピック委員会（Canadian Olympic Committee）

(ア) Safe Sport Manifesto の策定

カナダオリンピック委員会（Canadian Olympic Committee。以下、「COC」という。）は、活動指針として、「セーフスポーツ宣言」を策定している⁴⁷。

同宣言においては、いかなる種類のハラスメント、虐待、差別のないスポーツを支持することを宣言し、具体的な行動として以下の内容が盛り込まれている。

育成：COC が管理する環境（例えば、COC の職場やイベント、大会など）が、最高水準の安全基準を満たし、ハラスメント、虐待、差別の問題に対処するベストプラクティスを取り入れることによって、ロールモデルとして行動する。

⁴⁶ クリフォードチャンス法律事務所調査レポート

⁴⁷ COC より提供された Safe Sport Manifesto を参照

ケア：カナダのオリンピックチームのためにプレーし働く全ての人々の健康と安全を守り、セーフスポーツが標準となるよう、自らの役割を果たし続ける。

協力：スポーツシステムにおける COC の唯一の立場を利用し、セーフスポーツにおける問題に取り組むための協調的なアプローチを支援するために、関係組織間の連携を促進する。

貢献：カナダにおけるセーフスポーツに関する問題の解決策の開発と実施を支援するために、COC のリソースと専門知識を提供する。

能力開発：COC のリソースと専門知識を活用してカナダのスポーツシステムにおける関係者の能力開発を支援する。

コミュニケーション：COC の声と影響力を利用して、コミュニケーションと提唱を行う。

(イ) COC Code to Address Maltreatment in Sport の策定・公表

COC は、2021 年 6 月、オリンピック、パンアメリカ大会、ユースオリンピック、ジュニアパンアメリカ大会など、COC が組織、主催する全ての競技や活動、さらにはこれらに限られないこれらの活動に関わる全ての参加者に対して適用される「COC Code to Address Maltreatment in Sport」を策定し、公表した⁴⁸。

本コードは、以下のような構成となっている。

1. 目的
2. 適用範囲
3. 定義
4. 禁止行為
5. 通報手続
6. 初期の検討と判断
7. 一時的・暫定的な措置
8. 申立解決プロセス
9. 制裁
10. 不服申立
11. 記録管理

⁴⁸ Canada Olympic Committee (Online) COC CODE TO ADDRESS MALTREATMENT IN SPORT
https://olympic.ca/wp-content/uploads/2021/06/COC-Code-to-Address-Maltreatment-in-Sport_Final.pdf (2022 年 3 月 16 日最終閲覧)

本コードに定められた Maltreatment（マルトリートメント）の内容は、基本的に UCCMS において定められていた 7 つの類型がベースとされている。

一方で、前述のとおり、UCCMS には、定義や禁止行為の具体的な内容、制裁について定められているのみで、調査の手続や不服申立など、違反行為が行われた場合の具体的なプロセスについては定められていなかったが、本コードにはこれらが定められており、参考になると思われる。

イ カナダコーチング協会（Coaching Association of Canada）

カナダコーチング協会（Coaching Association of Canada。以下、「CAC」という。）は、1970 年に、「Task Force on Sport for Canadians」の提言を受けて設立された団体であり、MSOs の一つである。現在、本部事務所をオンタリオ州のオタワに構えている。

CAC では、コーチの教育や、アドボカシープログラムを通じて、パートナーや関係者と繋ぎ、コーチのスキルと地位を向上させ、コーチの範囲や影響力を拡大させることに力を注いでいる。

CAC におけるセーフスポーツに関する取り組みとして、National Coaching Certification Program（以下、「NCCP」という。）という教育プログラム、認定プロフェッショナルコーチ（Chartered Professional Coach）の指定及び登録コーチ（Registered Coach）のライセンス付与という制度、カナダ子ども保護センター（Canadian Centre for Child Protection）との連携について紹介する。

（ア）NCCP について

NCCP は、1974 年に開始された資格プログラムであり、65 の NSO や州・準州のスポーツ団体のコーチに対して、標準的、包括的かつ安全なスポーツ教育を提供し、これまでに 200 万人以上のコーチが参加している。

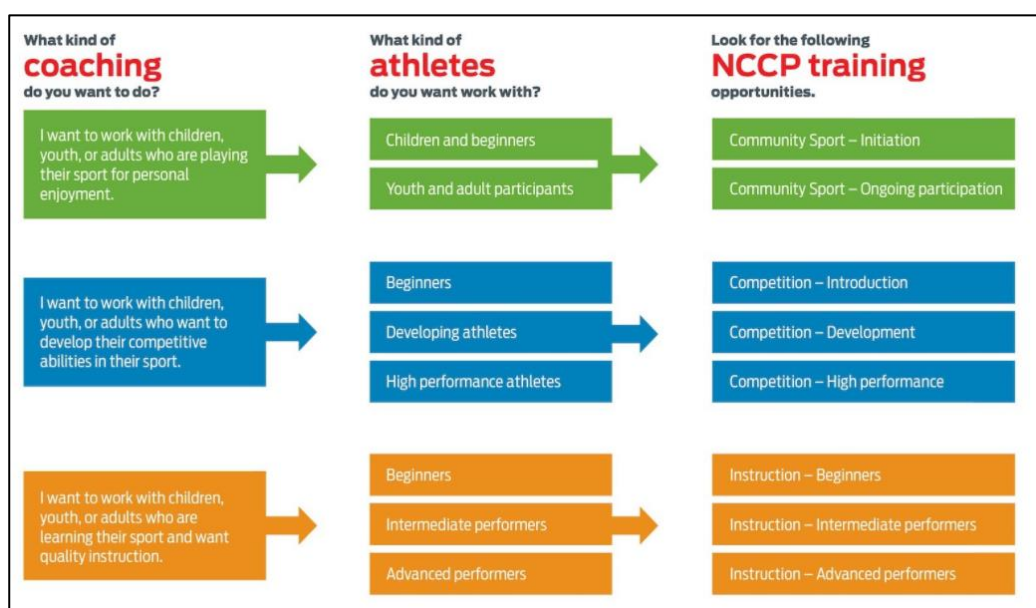
同プログラムには、NCCP Community Sport、NCCP Competition、及び NCCP Instruction の大きく 3 種類がある（下図も参照）。

NCCP Community Sport：あらゆる年代の参加者が遊び楽しむことができるように設計されているコース。

NCCP Competition：あらゆる年代の参加者が、長期にわたってスポーツの競争力を高めることができるように設計されているコース。元選手や地域レベルの経験豊富なコーチが多い。

NCCP Instruction：様々な能力レベルの参加者に対し、主に非競争的な状況においてスポーツ特有のスキルを教えるためのコース。

NCCP のプログラムの中には、倫理的意思決定に関するトレーニングが用意されており、これを完了すれば、困難な状況や決定において、それが道徳的、法的、倫理的な意味を持つかどうか分析することができ、倫理規程に沿った対応ができるようになるとされている⁴⁹。



※CAC のウェブサイト (<https://coach.ca/nccp-streams-and-contexts>) より転載

(イ) Chartered Professional Coach 及び Registered Coach について

CAC は、認定プロフェッショナルコーチ (Chartered Professional Coach) の指定及び登録コーチ (Registered Coach) のライセンス付与という 2 種類の資格制度を用意している。

前者は、教育・経験・倫理の 3 つの分野について専門性が要求されるが、後者については、倫理についてのみ要求される。スポーツ・カナダ (Sport Canada)

⁴⁹ Coaching Association of Canada (Online) https://coach.ca/sites/default/files/2020-02/NCCP_MULTISPORT_EN_APR_2019.pdf (2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

は、オリンピックやパラリンピック、パンアメリカ大会、コモンウェルス大会、世界選手権など、最高レベルの競技大会にコーチとして帯同するためには、認定プロフェッショナルコーチ（Chartered Professional Coach）の指定を受けていることを必須条件としており、一部の NSOs も、国内大会への帯同について、認定プロフェッショナルコーチ（Chartered Professional Coach）の指定を受けていることを要求している⁵⁰。

セーフスポーツという観点から特徴的な点としては、認定プロフェッショナルコーチ（Chartered Professional Coach）の指定を受け、又は登録コーチ（Registered Coach）のライセンスを取得するにあたっては、事前に CAC に対して、全ての犯罪や前科をチェックすることができる公的な警察情報（犯罪歴）や、現在又は過去の雇用主による職務経験に関する推薦書を提出することが義務づけられている。

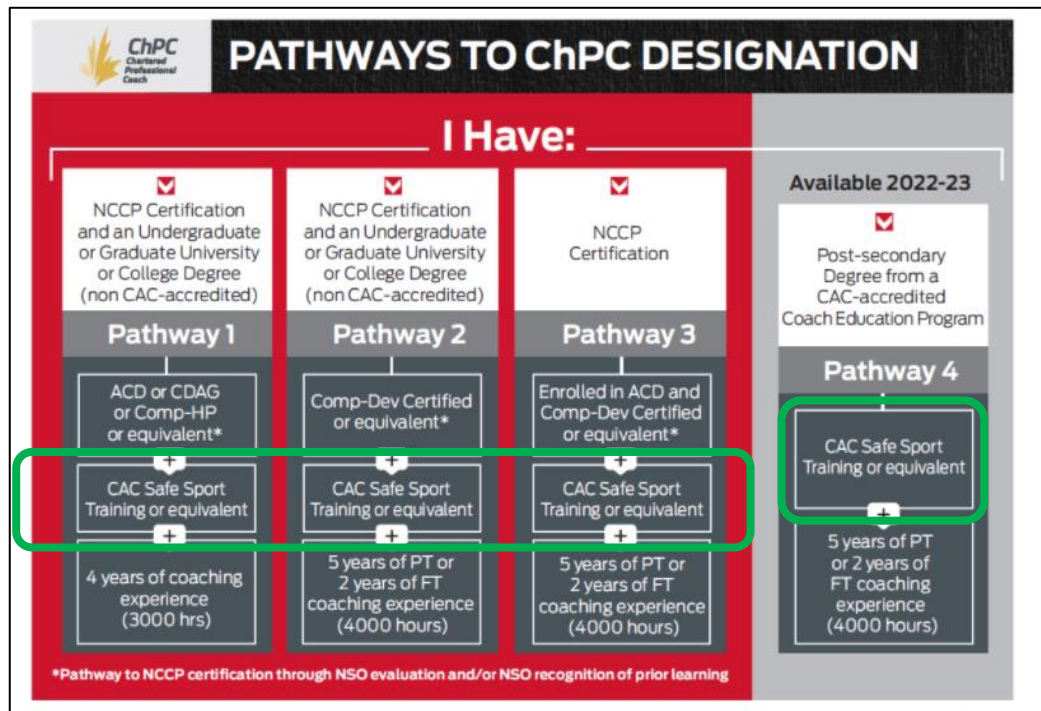
ただし、CAC からのヒアリングによれば、州・準州レベルで個人情報に関する法律が異なっており、犯罪の内容によってはチェックすることができない場合もあるとのことである（米国との違い）⁵¹。

さらに、CAC の定める行動規範への署名や倫理道德規程を遵守することを宣言し、これに違反した場合には、ライセンスを剥奪することもできる仕組みとなっている。

また、ライセンスの認定にあたっては、必ず CAC の定めるセーフスポーツトレーニングを受け、又はそれに相当する資格を有していることが必要とされている（下図参照）。セーフスポーツトレーニングは、スポーツに関わる全ての人が、前述の 2019 年に策定され 2021 年に改定された UCCMS に沿って、身体的、心理的、社会的健康を促進することができるよう開発されたトレーニングであり、全国レベルのスポーツ組織のために開発されたが、その原則は、全てのレベルのスポーツに当てはまるものである。

⁵⁰ Coaching Association of Canada（Online）<https://coach.ca/build-coaching-pathway/chartered-professional-coach/faq-aspiring-coaches>（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁵¹ 2022 年 1 月 11 日 CAC との面談



※CAC のウェブサイト (<https://coach.ca/build-coaching-pathway/chartered-professional-coach/eligibility-requirements>) より転載（緑枠線を追記）

(ウ) カナダ子ども保護センター（Canadian Centre for Child Protection）との連携

a カナダ子ども保護センター（Canadian Centre for Child Protection）の概要

カナダ子ども保護センター（Canadian Centre for Child Protection）は、1985 年 4 月に設立された、全ての子どもたちの身の安全を守るための全国的な慈善団体である（設立当初の名称は、「Child Find Manitoba」であった。）。カナダの家族、教育者、子どもサービス機関、法執行機関、その他の関係者のための多くのプログラム、サービス、リソースを通じて、子どもの性的虐待や搾取を減らし、行方不明の子どもの居場所を探し、子どもの被害を防止することを目的として活動している。

b カナダ子ども保護センターとの連携

CAC は、2015 年、「Responsible Coaching Movement」を立ち上げ、カナダ子ども保護センター（Canadian Centre for Child Protection）と連携し、同センターのオンライントレーニング（The Canadian Centre's Commit to Kids for Coaches⁵²）を

⁵² Canadian Centre for Child Protection (Online) <https://protectchildren.ca/en/get-involved/online-training/commit->

構築した。このトレーニングは、8つの個別モジュール（子どもに対する性的虐待、グルーミングプロセス、子どもに対する性的虐待の開示の対応、子どもに対する性的虐待の影響、組織における子ども保護行動規範の作成、組織で子どもを保護するための方針と手順などが含まれる）で構成され、コーチやその他のスポーツ指導者が、スポーツにおける子どもや青少年の安全性を高めるための実践的な情報を提供するもので、青少年アスリートとの職業上の境界を保つための基準、子どもに対する性的虐待がどのようにして起こるか、不適切な行動や不正行為の可能性を報告する方法などを提供している。

さらに、CACは、2017年2月には、スポーツにおける子どもの安全を守るために、カナダ子ども保護センター（Canadian Centre for Child Protection）と協力することを発表した。

(2) 競技統括団体の取り組み

ア 陸上競技カナダ（Athletics Canada）

カナダ陸上界においても、近時、スポーツ界における Maltreatment（マルトリートメント）の問題として新聞やメディアに大きく取り上げられるような事件が起こっている。代表的な事例としては、ナショナルレベルのコーチであるデイビッド・スコット・トーマス氏が選手と性的関係を持っていたことを告発され、陸上競技カナダ（Athletics Canada）より永久資格停止処分がなされた例⁵³がある。

陸上競技カナダ(Athletics Canada)は、こうした経験も踏まえ、現在セーフスポーツへ取り組みを強めている競技団体の一つである。陸上競技カナダ(Athletics Canada)は、ウェブサイト上でセーフスポーツポリシーを発表しており⁵⁴、その事業において、セーフスポーツ環境の確保や、全ての個人が敬意と公正さをもって扱われる環境を提供することなどを宣言している。さらに、アスリート・プロテクション・ガイドライン⁵⁵や Maltreatment（マルトリートメント）防止等の行為規

to-kids-for-coaches/（2022年3月14日最終閲覧）

⁵³ Athletic Canada OFFICE OF THE COMMISSIONER ISSUES LIFETIME BAN TO DAVID SCOTT-THOMAS(online) <https://athletics.ca/david-scott-thomas-lifetime-ban/> (2022年3月15日最終閲覧)、CBC News(online) <https://www.cbc.ca/sports/olympics/summer/trackandfield/david-scott-thomas-sexual-relationship-lifetimeban-march25-1.5457594> (2022年3月15日最終閲覧)

⁵⁴ Athletic Canada safe sport PROMOTION(online) <https://athletics.ca/safesport/promotion/> (2022年3月15日最終閲覧)

⁵⁵ Athletic Canada ATHLETE PROTECTION GUIDELINE (online) <https://athletics.ca/wp-content/uploads/2021/08/Athletics-Canada-Athlete-Protection-Guidelines-2021-Feb-18.pdf> (2022年3月15日最終閲覧)

範⁵⁶なども公表している。同行為規範は、Maltreatment（マルトリートメント）の定義について、UCCMSを前提としている⁵⁷。

陸上競技カナダ(Athletics Canada)は、教育にも力を入れている組織である。陸上競技カナダ(Athletics Canada)は、リスペクトグループ(Respect Group)⁵⁸と提携し、陸上競技界全体に対するセーフスポーツのトレーニングプログラムを提供している。陸上競技カナダ（Athletics Canada）は、ナショナルチームの全コーチ、役員、サポートスタッフ、その他ナショナルチームに帯同する可能性のある大人に対して「Respect in Sport⁵⁹」トレーニングを完了するよう要求している⁶⁰。なお、管轄の州支部の多くも、役職員やスタッフ、コーチに対して同様のトレーニングを義務付けている⁶¹。

また、コーチとして登録されるためには、前述したとおりCACが提供しているNCCP⁶²資格プログラムを採用しており⁶³、また同協会が提供するセーフスポーツトレーニングを採用し、教育に努めている⁶⁴。また、セーフスポーツ環境の実現のため、コーチやスタッフを採用する際、犯罪歴のチェックを含めたスクリーニングを行っている⁶⁵。

ケースマネジメントについて、陸上競技カナダ（Athletics Canada）は、2015年頃よりコミッショナーオフィス(Comissioner Office)という第三者機関を設立し、Maltreatment（マルトリートメント）の防止を含めた行為規範の違反の苦情、これに基づく紛争解決を委託した⁶⁶。この機関は、Maltreatment（マルトリートメント）の防止のみならず、代表選考や出場資格などの紛争についても取り扱う第三者機関であり、陸上競技カナダ（Athletics Canada）内の紛争解決の第一審的役割

⁵⁶ Athletic Canada, Athletics Canada's Code of Conduct (AC Code) to Prevent and Address Maltreatment in Sport (online) <https://athletics.ca/wp-content/uploads/2021/07/Athletics-Canada-Code-of-Conduct-2021-March-1.pdf> (2022年3月16日最終閲覧)

⁵⁷ Athletic Canada・前掲注56 P.1.

⁵⁸ Respect Group(online) 前掲注19

⁵⁹ Respect in Sport(online) <https://www.respectgroupinc.com/respect-in-sport/> (2022年3月16日最終閲覧)

⁶⁰ Athletic Canada, Safe Sport Prevention (online) <https://athletics.ca/safesport/prevention/> (2022年3月15日最終閲覧)

⁶¹ Athletic Canada・前掲注60

⁶² CAC Coach a Sport with NCCP Training (online) <https://coach.ca/coach-sport-nccp-training> (2022年3月15日最終閲覧)

⁶³ Athletics Canada NCCP operation manual (online) https://athletics.ca/wp-content/uploads/2020/02/NCCP_Operations_Manual_EN_Version_1_7-Jan-2020.pdf (2022年3月15日最終閲覧)、2022年3月2日陸上競技カナダとの面談。

⁶⁴ Athletics Canada PREVENTION (online) <https://athletics.ca/safesport/prevention/> , CAC SAFE SPORT TRAINING (online) <https://safesport.coach.ca/> (2022年3月15日最終閲覧)

⁶⁵ Athletics Canada SCREENING POLICY (online) <https://athletics.ca/wp-content/uploads/2021/07/Athletics-Canada-Screening-Policy-July-2020.pdf> (2022年3月15日最終閲覧)

⁶⁶ Athletic Canada Safe Sport Response (online) <https://athletics.ca/safesport/response/> ,

を果たしている⁶⁷。コミッショナーオフィス(Comittioner Office)の人員は、法律家や警察官などの経歴を持つ者である⁶⁸。

このように、陸上競技カナダ (Atheletics Canada) は第三者性の高い紛争解決機関を組織の中に有している。そのため、現時点では SDRCC の独立メカニズムの採用を決定するには至っておらず、管轄やコストなどの細かい条件がわかってから、より独立性の高い SDRCC の独立メカニズムを採用する必要性を検討するようである⁶⁹。なお、上述のとおりコミッショナーオフィス(Comittioner Office)は Maltreatment (マルトリートメント) の問題以外の紛争も広く取り扱うこととされているため、Maltreatment (マルトリートメント) のケースマネジメントの仕組みとして SDRCC の独立メカニズムを採用するとしても、コミッショナーオフィス (Comittioner Office)自体は存続するものと思われる。

イ スノーボードカナダ (Canada Snowboard)

(ア) 教育

スノーボードカナダ (Canada Snowboard) では、セーフスポーツに関する取り組みとして、第1に、スノーボードカナダ (Canada Snowboard) のメンバーであるコーチ、役員、審判及びアスリートに対して、セーフスポーツに関するトレーニングを提供している。これは、スポーツ・カナダ (Sport Canada) による資金提供プログラムの要件と紐づけられることで事実上の義務として行われている⁷⁰。

具体的には、CAC が開発したセーフスポーツに関するトレーニングモジュール (<https://safesport.coach.ca/>) を利用するとともに、特にハラスメントやいじめ、虐待の防止の観点からは、前述した CAC の NCCP のプログラム (<https://coach.ca/nccp-and-cac-multi-sport-training-modules>) 陸上競技カナダ (Athletics Canada) と同様に、リスペクトグループが提供している「Respect in Sport」 (<https://www.respectgroupinc.com/respect-in-sport/>) のトレーニングを提供

⁶⁷ COMMISSIONER'S OFFICE – TERMS OF REFERENCE (online) <https://athletics.ca/wp-content/uploads/2021/07/Athletics-Canada-Commissioner-Office-2021-Feb-18.pdf> (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

⁶⁸ 2022 年 3 月 2 日陸上競技カナダとの面談

⁶⁹ 2022 年 3 月 2 日陸上競技カナダとの面談

⁷⁰ Canada Snowboard (Online) <https://www.canadasnowboard.ca/en/about/contact/safesport/> (2022 年 3 月 14 日最終閲覧)、2022 年 2 月 4 日スポーツ・カナダ (Sport Canada) との面談、同年 3 月 1 日スノーボードカナダとのヒアリング

している⁷¹。以下の表は、セーフスポーツに関するフレームワークである。メンバーは、基本的に4年に1度はトレーニングを受けることとされているが、受講すべきプログラムの内容は、メンバーの立場やカテゴリーに応じて義務とされるもの（MANDATORY）や推奨されるもの（RECOMMENDED）が異なっている。

Safe Sport Training Framework					
Training modules: - Respect in Sport – Activity Leader Program (every 4 years) - Respect in Sport – Parent Program (every 4 years) - Respect in Sport – Officials Program (every 4 years) - Respect in Sport – Respect in the Workplace (every 4 years) - Coaching Association of Canada – Safe Sport Training (every 4 years)			Implementation Plan: - July 1st, 2021 - ● - July 1st, 2022 - ● - July 1st, 2023 - ●		
	Respect in Sport Activity Leader Program	Respect in Sport Parent Program	Respect in Sport Officials Program	Respect in Sport Respect in the Workplace	CAC Safe Sport Training
Canada Snowboard Athletes ● <i>National Team and NexGen Team</i>	MANDATORY				
Canada Snowboard Coaches & IST ●	MANDATORY			MANDATORY	MANDATORY
Canada Snowboard Directors and Managers ●	MANDATORY			MANDATORY	RECOMMENDED
Canada Snowboard Coordinators and Contractors ●	MANDATORY			MANDATORY	RECOMMENDED
Canada Snowboard Board of Directors ●				MANDATORY	
PTSA Athletes ● <i>Provincial/ Territorial Team</i>	RECOMMENDED				
PTSA Coaches ●	RECOMMENDED			RECOMMENDED	MANDATORY
PTSA Directors and Managers ●	MANDATORY			RECOMMENDED	RECOMMENDED
PTSA Coordinators and Contractors ●	RECOMMENDED			RECOMMENDED	RECOMMENDED
PTSA Board of Directors ●				RECOMMENDED	
Club Athletes ● <i>Recreational or Competitive Athlete</i>	RECOMMENDED				
Club Coaches ●	RECOMMENDED			RECOMMENDED	MANDATORY
Club Directors and Managers ●	RECOMMENDED			RECOMMENDED	RECOMMENDED
Club Coordinators and Contractors ●	RECOMMENDED			RECOMMENDED	RECOMMENDED
Club Board of Directors ●				RECOMMENDED	
CS Certified Officials & Judges ●			MANDATORY		RECOMMENDED
PTSA/ Club Volunteers ●			RECOMMENDED		
Parents / Caregiver of minor athletes* ●		MANDATORY			

*related to each Province/ Territory jurisdiction

※スノーボードカナダ（Canada Snowboard）のウェブサイト（https://www.canadasnowboard.ca/files/Canada%20Snowboard%20-%20Safe%20Sport%20Policy_APPROVED.docx.pdf）より転載

(イ) 行動規範・ポリシー

スノーボードカナダ（Canada Snowboard）では、ハラスメントやいじめ、虐待に対する“ゼロトレランス”の姿勢を明確に表明し、全てのメンバー（コーチ、アスリート、役員、審判、スタッフ（ボランティアスタッフ含む）及び契約社員）に対して、スノーボードカナダ（Canada Snowboard）が定める行動・倫理規程や、セーフスポーツへの取り組みに関する全ての方針や手続を遵守することに同意させている。

⁷¹ https://www.canadasnowboard.ca/files/Canada%20Snowboard%20-%20Safe%20Sport%20Policy_APPROVED.docx.pdf（2022年3月14日最終閲覧）

スノーボードカナダ（Canada Snowboard）が定める主な規程等は以下のとおりである。

Athlete Protection Policy：アスリートの安全なスポーツ環境を維持するために必要な事項として、「Rule of Two」というアスリートと2人きりになる状況をできるだけなくす原則や、練習や大会、情報伝達、遠征、ロッカールーム、写真やビデオ撮影、身体的接触といった各場面における推奨されるべき対応が示されている。

Code of Conduct and Ethics：スノーボードカナダ（Canada Snowboard）に所属する全ての参加者（アスリート、コーチ、役員、スタッフ）について、**Maltreatment**（マルトリートメント）やドーピング、競技活動におけるタバコや酒、大麻等の薬物の使用、飲酒運転等々の禁止事項が定められている。

Discipline and Complaints Policy：スノーボードカナダ（Canada Snowboard）に申し立てられた通報の処理手続や、**Code of Conduct and Ethics**などの規程類への違反に対する制裁を課す手続（独立した第三者による）や制裁の内容等が定められている。

Dispute Resolution Policy：紛争の解決手段に関する定めであり、裁判外紛争解決手続（ADR）による解決を原則とし、話し合いや調停による解決、SDRCCを利用した解決の方法等が示されている。

Safe Sport Policy：セーフスポーツの環境を提供するために競技統括団体や関連団体（州・準州の競技統括団体や加盟クラブ）にて行うべき取り組みや紛争や通報への対応が定められている。なお、このポリシーにおいて、スノーボードカナダ（Canada Snowboard）の規程類が UCCMS の主要な要素を取り込んでいることが説明されている。

Workplace Violence and Workplace Harrassment Policy：スノーボードカナダ（Canada Snowboard）におけるハラスメントのない労働環境の確保に向けた取り組みや対応等が定められている。

(ウ) バックグラウンドチェックの実施

全てのコーチ（草の根レベルからハイ・パフォーマンスレベルまで）は、バ

ックグラウンドチェックを受ける必要があり、犯罪歴を提供することとされている⁷²。

(エ) ケースマネジメント

スノーボードカナダ（Canada Snowboard）では、前述のとおり、通報の処理手続や規程違反に対する制裁を課す手続について、独立した第三者機関を設けている⁷³。スノーボードカナダ（Canada Snowboard）へのヒアリングによれば、カナダ全土からの通報を適切に処理するためには、各州・準州に独立した第三者機関を設けることが有効策と考えるものの、それだけの費用を負担することが難しいという悩みも聞かれた⁷⁴。

(オ) SDRCC の独立メカニズムの採用について

スノーボードカナダ（Canada Snowboard）へのヒアリングによれば、後述の SDRCC の独立メカニズムへ方向ではあるものの、具体的なことは決まっておらず、費用負担などを踏まえて検討する予定とのことである⁷⁵。

(3) 学校スポーツへの適用可能性

本調査の過程において、学校スポーツに参加する者が、スポーツ団体との関係で利用できる制度や取り組みは、見当たらなかった。

6 第三者機関による予防・解決の活動

(1) 第三者機関の概要

上述のとおり、カナダにおいては伝統的に、スポーツにおけるマルトリートメント（Maltreatment）の予防の取り組みは各スポーツ団体、その他スポーツ関係団体などが行っており、事案に対処する機能も各スポーツ団体が担っていた。近年は Maltreatment（マルトリートメント）に関する実体的法規範である UCCMS が制定され、政府によるスポーツ団体への経済的援助と紐付けられて各競技統括団体に導入されているが、現実の事例に対処するのは各スポーツ団体である。こうしたスポー

⁷² Canada Snowboard（Online）<https://www.canadasnowboard.ca/files/CS-CodeOfConduct-NEW.pdf>（2022年3月14日最終閲覧）、2022年3月1日スノーボードカナダとの面談

⁷³ Canada Snowboard（Online）https://www.canadasnowboard.ca/files/Canada%20Snowboard%20-%20Discipline%20and%20Complaints%20Policy_APPROVED.docx.pdf（2022年3月14日最終閲覧）

⁷⁴ 2022年3月1日スノーボードカナダとの面談

⁷⁵ 2022年3月1日スノーボードカナダとの面談

ツ団体による事案への対応をサポートするため、上述のとおりスポーツにおける紛争解決のための独立機関である SDRCC⁷⁶⁷⁷が、スポーツ・ヘルプライン（Canadian Sport Helpline）を用意したり、調査ユニット（Investigation Unit）を設けたりしてきたが、通報を受けて調査を行い、処分まで行う独立した第三者機関は現時点において存在しない。

また前述のとおり、現在カナダでは独立した第三者機関の制度構築が進行中であり、この構想等に関して SDRCC に面談することができた⁷⁸。現時点で構築プロセスが進行中の領域であるが、これも詳細に取り上げる（下記(2)）。

(2) SDRCCによる独立セーフスポーツ・メカニズムの提供

ア 独立セーフスポーツ・メカニズムの目的

独立セーフスポーツ・メカニズムの目的は、カナダ政府が資金提供する組織のために、UCCMS の効果的な独立運営に不可欠であると認識されているサービスとリソースを提供できるようにすることにある⁷⁹。

そのため、当該メカニズムは、以下の要素を含むことを前提に検討がされている⁸⁰。

- ①事案の情報提供及び通報：選手、参加者、スタッフ、ボランティア、保護者、その他の人々に、虐待の疑惑を安全に開示し、または通報するために、秘密が守られ利用しやすいプロセスを提供すること
- ②被害者支援：虐待の疑惑を開示または通報する個人への支援を提供する。これには、報告および調査プロセスにおける支援、メンタルヘルスおよび心理危機状況（crisis interventions）を支援するための指針、資源および紹介、弁護士を利用するための紹介または支援、などが含まれる。
- ③調査：報告された苦情について、必要に応じて正式な調査を行うプロセス。
- ④制裁：UCCMS に違反した行為に対する公正で適切な罰則を決定し、勧告し、

⁷⁶ SDRCC ウェブサイト(online) <http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/dispute-resolution-facilitation>（2022年3月15日最終閲覧）

⁷⁷ なお、SDRCC のスポーツ仲裁手続の導入も政府による資金援助と結びつけられており、ほとんどの国内競技団体は資金援助を受けているため、ほぼ SDRCC の管轄の導入は義務となっている。松本泰介(2020)代表選手選考とスポーツ仲裁、p.78.

⁷⁸ 調査チームは、2021年11月30日と2022年2月16日に、それぞれ SDRCC の担当者とオンライン・ミーティングを持ち、構築中の独立メカニズムの内容について面談を行った。面談から得られた知見はその旨脚注に記している。

⁷⁹ Sport Canada・前掲注 39

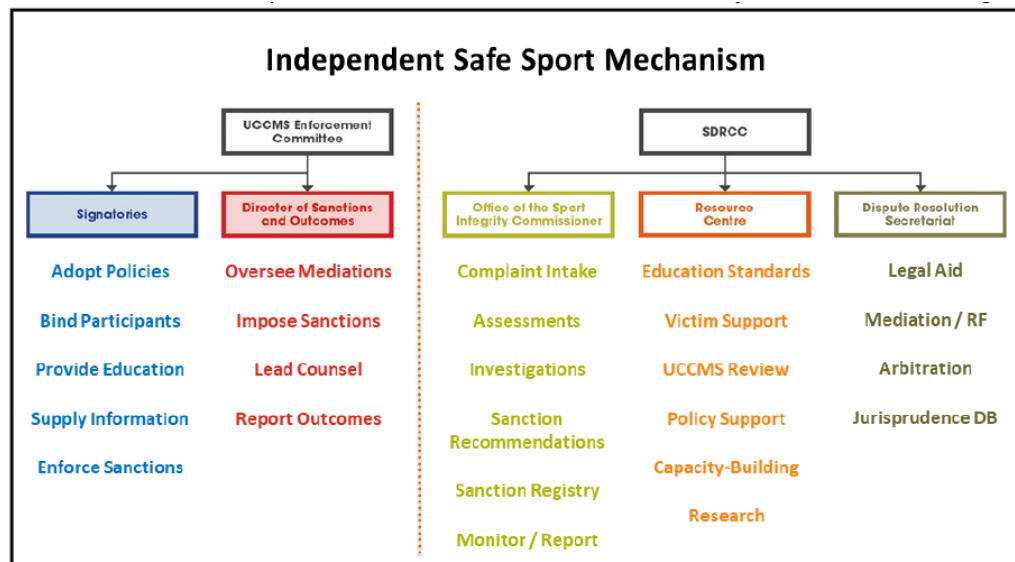
⁸⁰ Sport Canada・前掲注 39

その実施を監視するためのプロセス。

- ⑤不服申立て：調査結果および推奨される制裁措置に対し不服申立てができる適切なメカニズムおよびプロセスを提供すること。

イ 独立セーフスポーツ・メカニズムの概要

独立セーフスポーツ・メカニズムは、スポーツ団体等からは独立して、通報を受け、調査を行い、制裁を課す権能を有することが予定されている。SDRCC は、独立メカニズムの検討にあたり、合計 77 の NSOs および MSOs を対象に、31 のフォーカスグループセッションを実施し⁸¹、サマリーレポートを公表するなど⁸²、関係団体や関係者の意見聴取に努めている。SDRCC が現在、構築を予定している独立メカニズムの概要を図式にしたものを以下に示す⁸³。



(SDRCC “In the Neutral Zone” (2021 11/11))

SDRCC は、独立メカニズムを実施するために、これまで存在していた紛争解決部門とは別に、スポーツ・インテグリティ・コミッショナー室という新しい部門を設置し、苦情の受付、予備審査等を監督する⁸⁴。

SDRCC が提案するモデルは、トラウマ（心的外傷）に配慮したアプローチで、

⁸¹ SDRCC, *Update on Canada's New Safe Sport Mechanism*, November 23, 2021(online) http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/2021-11-23_SDRCC_Safe_Sport_Update_final.pdf (2022 年 3 月 15 日最終閲覧)

⁸² SDRCC, *National Consultation on Independent Safe Sport Mechanism* (2021)

⁸³ SDRCC “In the Neutral Zone” (2021 11/11) p.1.

⁸⁴ SDRCC・前掲注 83

申立人が自らの体験を語る回数を限定することを目的としており、同時に、公正な手続と自然的正義（natural justice）に対するすべての当事者の権利を維持することを主眼としている⁸⁵。

また、このプログラムでは、法的支援やメンタルヘルス支援など、一連の被害者サービスも利用できるようになっている。カナダメンタルヘルス・スポーツセンター（Canadian Centre for Mental Health and Sport）と連携し、対象者は、メンタルヘルスの専門家の支援や、プロボノ弁護士による法的支援（リーガルエイド）などを受けることも想定されている⁸⁶。

なお、現在構築中の段階にあるため、以下の記載は、既存の公開資料及びヒアリングの内容に基づくものであり、将来的に変更される可能性もある⁸⁷。

ウ 事案の情報提供及び通報（Disclosure and Report）とその評価・受理

事案の情報提供及び通報は、少なくとも電話受付及びオンライン通報フォームにて行われる。通報システムについては、米国セーフスポーツセンターが使っているものと同じプラットフォーム（オンラインフォーム）⁸⁸が用いられる予定である⁸⁹。SDRCC は、オンライン通報フォームを使用することを推奨している⁹⁰。

SDRCC が通報を受領した後、SDRCC は、すべての申立内容が UCCMS に該当するかどうか、調査に値するかどうかを判断するための予備審査を行う⁹¹。審査の担当者は、真正な苦情を意図せずして妨げることがないように、案件を受理し、調査を開始すること前提としている⁹²。また、プロセスにおいて、必要と判断されれば暫定的な措置がとられる⁹³。

なお、予備審査の結果、棄却された苦情は、不服申立てができない⁹⁴。

エ 調査

受理された事案の調査は、調査パネルリストに記載された者により行われる。

⁸⁵ SDRCC “In the Neutral Zone” (2021 11/1) p.2

⁸⁶ SDRCC・前掲 85

⁸⁷ 2021 年 11 月 30 日 SDRCC との面談

⁸⁸ US Center for SafeSport online form (online) <https://safesport.i-sight.com/portal>（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

⁸⁹ 2022 年 2 月 16 日 SDRCC との面談

⁹⁰ SDRCC, National Consultation on Independent Safe Sport Mechanism（2021）, p.4

⁹¹ SDRCC・前掲注 90p.5

⁹² SDRCC・前掲注 90p.5

⁹³ SDRCC・前掲注 90P.5

⁹⁴ SDRCC・前掲注 90P.5

調査パネルリストは、紛争解決部門のリストとは完全に独立なリストになることが想定されている⁹⁵。

調査パネルには、フルタイムの主任調査官が置かれ、各調査官の活動を監督する役割を担う⁹⁶。

調査パネルは、調査後、制裁勧告（Sanction Recommendations）を、SDRCC の外部に設置された「Directors of Sanctions and Outcomes」に提出する。なお、この調査の結果については公表されることは予定されていない⁹⁷。

オ 制裁

調査結果を受け、処分は、「Office of Safe Sport Committee」が担当する。

なお、同一人物による違反の繰り返しを防止するため、課された制裁の登録制度が検討されており、SDRCC としても、独立メカニズムを採用する団体が、Office of the Sport Integrity Commissioner と連携し、UCCMS 違反で制裁を受けた者を確認できるようにすることを期待している⁹⁸。

カ 不服申立て

「Office of Safe Sport Committee」の決定に対し不服がある場合は SDRCC の Safeguarding Tribunal（Canadian Sport Dispute Resolution Code 第 8 条）が管轄を持つ予定である。

現在、SDRCC の Safeguarding Tribunal には、23 人の仲裁人が登録されており⁹⁹、その中には、過去に子ども保護に関わる職務経験がある者も含まれている。

キ 今後の進行

2021 年 11 月 2 日までに 31 のフォーカスグループが設置され、コンサルテーションを行った後、SDRCC は、2021 年 12 月 22 日にコンサルテーションの結果を公表した。

2022 年 3 月末頃には、SDRCC が提供する独立メカニズムを開始するにあたり、

⁹⁵ 2021 年 11 月 30 日 SDRCC との面談

⁹⁶ SDRCC Application for Chief Investigator (online) http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/Announcement_-_Chief_Investigator_EN.pdf（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

⁹⁷ 2022 年 2 月 16 日 SDRCC との面談

⁹⁸ SDRCC, National Consultation on Independent Safe Sport Mechanism（2021）, p.7

⁹⁹ SDRCC, Arbitrators & Mediators, <http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/dispute-resolution-arbitrators#ST>（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

開始の段階で同メカニズムを採用する団体が公表される予定である¹⁰⁰。

(3) 学校スポーツへの適用可能性

SDRCC の取り組みは、UCCMS を採用し、かつ、SDRCC の独立メカニズムを採用した団体下の個人のみが利用可能であることが想定されている¹⁰¹。したがって、学校でスポーツを行う者など、このメカニズムの傘下にはない者は利用することができない。

7 小括

(1) 有効性と課題

ア 有効性

(ア) 全般

以上見てきたとおり、カナダには **Maltreatment**（マルトリートメント）そのものを直接規定する法律はないものの、スポーツ・カナダ（Sport Canada）による資金提供プログラムが競技統括団体の運営において重要となっており、セーフスポーツに対する取り組みの強い動機付けとなっている。UCCMS が制定され、UCCMS の採択が資金提供プログラムと結びつけられたことで、統一的に **Maltreatment**（マルトリートメント）が定義され、資金提供プログラムを受けている競技統括団体レベルでは共通の定義に基づく対策が可能となっている。こうした資金提供プログラムに紐付いた仕組みは、一定の強制力を持って機能していると考えられる。各団体との面談においても同様の意見が得られ、また **Maltreatment**（マルトリートメント）の防止について（求められているからではなく）本質的に達成しなければならない課題として認識されていた。

また、MSOs やその他スポーツ関係団体の活動や教育活動も盛んである。前述したリスペクトインスポーツ（Respect in Sport）の教育活動や、CAC の Chartered Professional Coach により、国際大会に参加する指導者には、セーフスポーツ教育や、高いレベルの倫理を要求していることが指摘できる。

SDRCC の取り組み、すなわちスポーツ・ヘルプライン（Canadian Sport Helpline）と調査ユニット（Investigation Unit）の仕組みも相応の成果を上げてきたものと思われる。前述のとおりこうした仕組みが構築されてから相当数の

¹⁰⁰ SDRCC, Update on Canada's New Safe Sport Mechanism・前掲注 81(online)

¹⁰¹ SDRCC, National Consultation on Independent Safe Sport Mechanism（2021）, p.11

ケースに利用されてきた。もっともこれらの機関は相談先の紹介と調査を行うに過ぎず、問題を解決するのはスポーツ団体自身であったため、真に独立した組織が必要であるとの声もあった。そこで、今般構築される SDRCC の独立メカニズムの有効性が大きな問題となる。

(イ) SDRCC による独立セーフスポーツ・メカニズムの提供

SDRCC による独立メカニズムは、現在構築中の段階である。したがって、実践に基づく有効性（および課題）を論じることはいかなる。

しかしながら、独立メカニズム構築の契機となったレポートは、SDRCC による独立メカニズムの提供を、考えられる一つの形として例示しており¹⁰²、現時点の制度上考えられる仕組みとしては最も有効な仕組みの一つになりうるものと考えられる。また、SDRCC との面談¹⁰³では、有効な制度構築のための工夫を検討している様子も聞かれたため、こうした面談の内容も踏まえ、有効性評価の視点をいくつか記述しておく。

まず、情報提供及び通報については利用者にとって利用しやすいものであることが有効性の重要な要素になるものと思われる。一般に虐待を通報したり申告したりすることのハードルが高いことがしばしば指摘されており¹⁰⁴、フォームの使いにくさが通報を躊躇させる理由になってはならない。同じ意味で、通報や申告に当たって匿名性が保障されるかどうかも重要である。また、言語上の問題から通報を躊躇しないようにする必要もある。たとえば、米国セーフスポーツセンター（U.S Center for Safe Sport）ではオンラインで多言語に対応したプラットフォームが用意されており¹⁰⁵、参考になる。情報提供や通報を受けた際の取り扱いの専門性も重要となろう。

調査システムに関しては、SDRCC は、前述した調査ユニットの運営において、既に調査システムの運用を経験してきたものと思われる。2022 年 3 月 18 日現在、フルタイムの主任調査官の募集を行っている¹⁰⁶。さらに有効な調査システムの構築に際しては、トレーニングされた専門的な調査官による調査のスタンダードを確立し、カナダ子ども保護センター（Canadian Center for Child

¹⁰² McLAREN GLOBAL SPORT SOLUTIONS（2020）前掲注 21）p.56.

¹⁰³ 2021 年 11 月 30 日及び 2022 年 2 月 16 日実施。

¹⁰⁴ 土井香苗・杉山翔一ほか編（2021）スポーツの世界から暴力をなくす 30 の方法 p.120,124

¹⁰⁵ U.S Center of Safe Sport (online) <https://uscenterforsafesport.org/report-a-concern/>（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

¹⁰⁶ SDRCC Employment & Business Opportunities (online) <http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/about-employment-opps>（2022 年 3 月 15 日最終閲覧）

Protection)¹⁰⁷などの関係専門機関との連携も重要になろう。

こうした情報提供及び通報を受けるシステムの工夫や、調査システムの充実の方策が、現在において検討されているようである¹⁰⁸。

最後に制裁については、SDRCC が紛争解決のための仲裁機関であり、前述のとおり不服申立ての管轄を SDRCC の Safeguarding Tribunal が持つことから、制裁機関の独立性が問題になり得る。この点は前述のとおり「Office of Safe Sport Committee」に外部委託することで解消を図っているところ、システムが有効に機能するためには、この機関が真に独立性を有するとの評価を受ける必要がある。また、真に有効なシステムといえるためには、制裁を受ける対象者の手続保障も充実していることが必要であろう。

イ 課題

上述のとおり、カナダにおいては法律による強制的な制度ではなく、資金提供プログラムを基礎とした動機付けによって間接的に実効性が担保されている。SDRCC の独立セーフスポーツ・メカニズムの採用は、現時点において資金提供プログラムと結びつけられてはおらず、NSOsに委ねられている。上述のとおり近日中に、どの統括競技団体が独立セーフスポーツ・メカニズムを採用するかが発表されるが、統括競技団体の側も、独立メカニズムを使用する場合の費用等が未だ明確になっていないため、判断を留保している状況である¹⁰⁹。

また、資金提供プログラムの仕組みは競技統括団体がメインであり、上記 SDRCC の独立メカニズムも現時点ではナショナルスポーツのレベルに対応する仕組みが予定されている¹¹⁰。州レベル、草の根レベルにおける Maltreatment[（マルトリートメント）]の防止については発展途上であるといえる。

SDRCC の独立メカニズムそのものに内在する課題としては、上述した有効性を基礎づける要素として記載したような事情が不足すれば、逆に課題にもなり得る。そのほか、独立メカニズムを提唱した上記 MGSS のレポートにおいて、SDRCC のような既存の機関が独立メカニズムを担うことについて、真の独立性の担保が必要である、当該機関がスポーツ中の Maltreatment（マルトリートメン

¹⁰⁷ Canadian Center for Child Protection (online) <https://www.protectchildren.ca/en/>（2022年3月15日最終閲覧）

¹⁰⁸ 2022年2月16日 SDRCC との面談。

¹⁰⁹ 2022年3月1日カナダスノーボードとの面談、同月2日陸上競技カナダヒアリング。

¹¹⁰ SDRCC, National Consultation on Independent Safe Sport Mechanism（2021、前掲注82）, p.9.

ト)に特化しているわけではない、既存の機関との間の利益相反を解決しなければならない、等の課題が指摘されていた¹¹¹。こうした課題については、SDRCCが行う上述した制度設計により解消しようと努めているものと思われるが、引き続きこうした課題にも向き合う必要がある。

さらに、こうした新しい制度にはコストの問題が生じざるを得ないものと思われる。競技統括団体側のコストはもちろん、弁護士費用も含めた利用者側のコストが制度上合理的なものになることも、サステナブルな制度として活用される際には課題となり得よう。

(2) 日本への示唆

ア 文化・環境の醸成

カナダと日本とでは、セーフスポーツへの意識の高さ、取り組みの必要性や本質への理解の点で大きな違いが感じられた。本章で紹介した陸上競技カナダ (Athletics Canada) やスノーボードカナダ (Canada Snowboard) の他、多くの競技統括団体、COC や CAC といった MSOs のウェブサイトには、“Safe Sport”というコーナーが設けられており、コンテンツが充実している。

これは、スポーツ・カナダ (Sport Canada) による資金提供プログラムを受けるためというインセンティブが働いていることも理由として挙げられるが、それだけでなく、各競技統括団体や MSOs が、セーフスポーツの重要性を認識し、その必要性を感じて取り組んでいることを意味していると思われる。特に、子どものセーフガーディングという点でいえば、カナダの各州・準州の児童保護に関する法律では、児童の身体的または性的虐待の疑いがある場合の報告義務が定められていることにもあらわれているように、スポーツ以外の文脈において、子どもを身体的・性的虐待や搾取から守るという文化・環境が醸成されており、こうした文化・環境をベースに、セーフスポーツの取り組みがなされているといえよう。前述の UCCMS においても、子どもへの虐待について報告義務があることを前提に、報告を行わなかったことが Maltreatment (マルトリートメント) の一つの類型とされているところである。

そこで、日本においてもカナダのような文化・環境を醸成するためには何が必要か、という視点に立ち、日本のスポーツ界が抱える長年の課題やそれに対する

¹¹¹ McLAREN GLOBAL SPORT SOLUTIONS (2020) 前掲注 21 p.55.

これまでの取り組みの状況もふまえ、立法の必要性等の新たな施策を検討することが考えられる。

イ 統一コードの策定

カナダでは、**Maltreatment**（マルトリートメント）の定義やどのような行為が**Maltreatment**（マルトリートメント）に該当するかという詳しい説明を定めたUCCMSを策定し、この内容を各競技統括団体が規程類に取り込むことが資金提供を受けるための要件とされている。このようにしてUCCMSが事実上の統一コードとしての役割を担うことにより、それまでは各競技統括団体によって違反行為の内容にばらつきがあったり、そもそも何が禁止されているのか不明確であったという問題が解消された。

日本においては、各スポーツ団体で規程類の整備が進み、禁止行為が明示されるようになったものの、未だ、その内容は抽象的であり、解釈にばらつきも見られる。

カナダのように、統一コードを策定することは、これを遵守する者（とりわけ指導者）にとって、何をしてはならないかが明確になり、有益であるだけでなく、違反の有無を調査する場面でも、公平・公正な判断に繋がると思われる。

ウ 子どもの虐待防止等の専門機関との連携の可能性

CACやSDRCCでは、カナダ子ども保護センター（Canadian Center for Child Protection）と連携を行い、ジェンダーや子どもに関する専門的知見を補っていた。

身体的虐待や性的虐待などの**Maltreatment**（マルトリートメント）が被害者に与える身体的・心理的な影響や、トラウマ、二次被害の問題など、専門的な知見が必要な場面は多々あり、日本のスポーツ界においても、子どもやジェンダーなどの専門家と連携した取り組みの可能性についても検討することが考えられる。

エ バックグラウンドチェックのあり方

本章で紹介した陸上競技カナダ（Athletics Canada）及びスノーボードカナダ（Canada Snowboard）では指導者の登録にあたって犯罪歴のチェックを含めたスクリーニングを行っていた。日本では、一度暴力等を行い処分された指導者が、時間を置いてまた別のところで指導して暴力行為を行ったという事例もあり、各

スポーツ団体において、犯罪歴や処分歴をチェックする制度を導入することも、暴力根絶に向けた取り組みとして検討に値するであろう。

この点、陸上競技カナダ（Athletics Canada）との面談によれば、バックグラウンドチェックでは捕捉できない犯罪歴もあり、あくまで最低限のチェックに過ぎないという見方もある。バックグラウンドチェックを行うのみでは、取り組みとしては十分とはいえないことを念頭に置くとともに、個人情報の保護という視点からの検討も必要といえる。

なお、CAC との面談では、80%の指導者がバックグラウンドチェックを肯定的に捉えており、指導者のために必要だというスタンスでバックグラウンドチェックを行っているとのことであった。バックグラウンドチェックを行うことが指導者のため、問題のない指導者を守るために資するという視点を明確に示すことも必要と思われる。

オ 指導者資格制度及び教育・研修体制の整備

カナダの競技統括団体では、CAC やリスペクトグループなど、外部の団体（一般企業を含む）が提供するセーフスポーツに関する教育プログラムを利用したり、ライセンス制度を活用している。

日本において、各スポーツ団体が利用できる横断的な教育プログラムを整備することにより、小規模団体における人的・金銭的資源の脆弱性に資することになるだろう。

また、カナダでは、オリンピックやパラリンピックなどの最高レベルの競技大会に帯同するためには、CAC が行う資格を取得していることが条件とされている。日本においても、現存する資格制度を整備した上で、一定のレベル以上の大会においては、資格取得を条件とすることにより、指導者の間で資格取得に対するインセンティブが生まれ、暴力指導の根絶に資すると思われる。

カ 第三者独立セーフメカニズムの構築に向けて

SDRCC による独立セーフメカニズムについては、前述のとおり、現在構築段階にあり、その有効性についてはまだ判断が難しい段階にある。

もっとも、仮に JSAA が SDRCC と同様に独立セーフメカニズムを提供する役割を担う場合、仲裁機能との利益相反の問題をどのように回避するかという点は、SDRCC の制度設計が参考になるところもあろう。また、面談によれば、陸上競技

カナダ（Athletics Canada）及びスノーボードカナダ（Canada Snowboard）のいずれも、SDRCC による独立セーフメカニズムを利用するか否かの判断にあたっては、費用面も検討の一つにしていた。独立セーフメカニズムを検討する場合、わが国の中央競技団体にとっていかに利用しやすい制度にするか、という視点からの検証も必要となろう。

第8 その他の団体の取り組み

1 概要

以下では、その他の団体の取り組みとして、以下の活動・取り組みを紹介する。

- ① 国際オリンピック委員会
- ② 国際サッカー連盟
- ③ ノルウェーオリンピック委員会
- ④ Athleten Deuchland
- ⑤ 欧州評議会・CSiS プロジェクト
- ⑥ イギリス・エッジヒル大学 CASES プロジェクト
- ⑦ The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children (UN)
- ⑧ The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children

2 IOC の取り組み

(1) 予防のための活動

ア スポーツにおける暴力指導の予防・解決に関連するガイドライン

IOC は、2007 年に、選手の虐待に関する初の公式声明となる「スポーツにおけるセクシャル・ハラスメントと性虐待（Consensus statement on “SEXUAL HARASSMENT & ABUSE IN SPORT”）」を発表した。¹また、2008 年に開催された「オリンピックコンGRESS及びスポーツムーブメントの自治に関するセカンドセミナー」において「良好なガバナンスの基本的、普遍的原則（Basic Universal Principles of Good Governance）」を策定している。²この原則については、2009 年に、Olympic Congress がオリンピック・ムーブメントに加盟する団体に対してこれらの原則を最低限のグッドガバナンスの標準として採用するよう求めたものである。2014 年に策定したオリンピック・アジェンダ 2020 において、オリンピック・ムーブメントに属するすべての組織は、「良好なガバナンスの基本的、普遍

¹ International Olympic Committee (online)
<https://stillmed.olympics.com/media/Document%20Library/OlympicOrg/News/20070802-IOC-adopts-Consensus-Statement-on-sexual-harassment-and-abuse-in-sport/EN-Sexual-Harassment-Abuse-In-Sport-report-1125.pdf>、
(2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

² International Olympic Committee (online)
<https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/IOC/Who-We-Are/Commissions/Ethics/Good-Governance/EN-Basic-Universal-Principles-of-Good-Governance-2011.pdf>、
(2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

的原則」を受け入れ、遵守することが規定されている（提言 27）。³

IOC は、2016 年、「スポーツにおけるハラスメント及び暴力（非偶発的な暴力）に関する声明書」（The IOC Consensus Statement: harassment and abuse(non-accidental violence)in sport）を策定した⁴。また、2017 年 11 月には、アスリート保護ガイドラインである IOC Safeguarding athletes from harassment and abuse in sport-IOC Toolkit for IFs and NOCs を策定した。⁵

2020 年 7 月 17 日に発行した最新のオリンピック憲章においては、IOC の役割として、スポーツにおいてフェアプレー精神が広く行き渡り、暴力が禁じられるよう全力を尽くすことが規定されている。⁶2021 年 3 月 12 日には、IOC 総会にて、オリンピック・アジェンダ 2020+5 が採択され、コーポレート・シティズンシップにおける模範であり続けることが提言され（提言 13）、その中で IOC の人権アプローチを強化することが規定されている。⁷

イ 倫理規程

2016 年、IOC Code of Ethics が規定され、2022 年 1 月に改訂版が作成された。⁸

なお、2014 年 12 月の IOC 総会で承認されたオリンピック・アジェンダ 2020 の提言 15～16 及び 30～32 はこの改訂後の倫理規程にも適用されている。

ウ 認証制度（Safeguarding officer）

2021 年 9 月より、Safeguarding officer の認証制度が始まっている。⁹これは 2016 年のスポーツにおけるハラスメント及び暴力（非偶発的な暴力）に関する声明書の中で求められている action の 1 つである。

オリンピック・アジェンダ 2020+5 においてもこの制度の導入が規定されてい

³ International Olympic Committee (online)

<https://stillmed.olympics.com/media/Document%20Library/OlympicOrg/IOC/What-We-Do/Olympic-agenda/Olympic-Agenda-2020-Closing-report.pdf>、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁴ Br J Sports Med (online) https://d2g8uwgn11fzhj.cloudfront.net/wp-content/uploads/2018/01/18110104/IOC_Consensus_Statement_Harassment_and_abuse_in_sport_2016_.pdf、

（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁵ International Olympic Committee (online) https://d2g8uwgn11fzhj.cloudfront.net/wp-content/uploads/2017/10/18105952/IOC_Safeguarding_Toolkit_ENG_Screen_Full1.pdf、（2022 年 3 月 14 日）

⁶ 公益財団法人日本オリンピック委員会（2020）オリンピック憲章

<https://www.joc.or.jp/olympism/chapter/pdf/olympiccharter2020.pdf>、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁷ 公益財団法人日本オリンピック委員会（2020）オリンピック・アジェンダ 2020+5 15 の提言

https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations_JP.pdf、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁸ International Olympic Committee (online)

<https://stillmed.olympics.com/media/Document%20Library/OlympicOrg/Documents/Code-of-Ethics/Code-of-Ethics-ENG.pdf>、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

⁹ sportsoracle (online) <https://sportsoracle.com/Safeguarding/Home/>、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

る。

(2) 紛争解決のための取り組み

また、2021 年 9 月 30 日には、東京 2020 においてベラルーシの陸上選手である Krystsina Tsimanouskaya 選手が自国の NF を批判したとしてチームから除外し、陸上 200m 走に出場できなかった事案が発生した。この件に関して IOC が 2 名のコーチのアクレディテーションを剥奪する決定をしたことについて、IOC と World Athletics が調査を継続すること、そして上記 2 名のコーチについて正式な手続を採ることが発表された。¹⁰これは、オリンピック・アジェンダ 2020+5 において IOC が人権アプローチを強化するとしたことに関連する手続である。

¹⁰ International Olympic Committee (online) <https://olympics.com/ioc/news/statement-on-the-incident-involving-belarusian-athlete-krystsina-tsimanouskaya-at-tokyo-2020>、(2022 年 3 月 14 日)

3 FIFA の取り組み

(1) 予防のための活動

ア 定款（FIFA Statute）の定め

FIFA 定款 3 条には、FIFA 自身が、国際的に尊重されている人権を尊重することにコミットし、これらの権利の保護を促進するために努めることが明確に規定されている¹¹。また、FIFA 定款 4.1 項には、あらゆる種類の差別を禁止することが定められている¹²。

イ FIFA's Vision 2020-2023 Making Football Truly Global

FIFA は、サッカーの positive value の保護として、子どもの保護を掲げている。

ウ 倫理規程及び関連制度の整備

FIFA は、2019 年に Code of Ethics を改定し、性的搾取・虐待を厳罰化（最低 10 年以上のサッカー関連活動の禁止）した（FIFA Code of Ethics 23.4 項）。また、Code of Ethics の適用対象者には、報告義務が課された（同 17.1 項）。

合わせて、透明性を確保するための public hearing の規定や、当事者の経済的な差を埋めるために、リーガルエイドも設けられた。

エ FIFA Guardians（子ども保護のためのプログラムを実施）

各国協会が活用できるツールキットを公表している。

オ FIFA Guardians のラーニングプログラムを公開

FIFA と各国協会がより強力な子供保護措置を導入することを支援する新しい主要なイニシアチブを発足した¹³。既に、第一弾の「FIFA Guardians Safeguarding Essential」及び「Starting Your Safeguarding Journey」が公開されており¹⁴、2021 年 8 月の時点で、受講者は全世界で 2000 人を超えている。2022 年に 200 人の

¹¹ FIFA is committed to respecting all internationally recognised human rights and shall strive to promote the protection of these rights.

¹² Discrimination of any kind against a country, private person or group of people on account of race, skin colour, ethnic, national or social origin, gender, disability, language, religion, political opinion or any other opinion, wealth, birth or any other status, sexual orientation or any other reason is strictly prohibited and punishable by suspension or expulsion.

¹³ FIFA (online) <https://www.fifa.com/social-impact/fifa-guardians>、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

¹⁴ FIFA and The Open University(online) <https://safeguardinginsport.fifa.com/>、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

Safeguarding Officer が生まれることを目標としている。

(2) 紛争解決のための活動

ア 厳格な制裁の実施

FIFA は、2019 年以降、性的虐待事案について、厳格な処分を実施している。著名な事例としては以下がある。

① アフガニスタンサッカー協会会長の処分

(CAS 2019/A/6388 Karim Keramuddin v. FIFA) ¹⁵

② アフガニスタン連盟事務局長の処分¹⁶

③ ハイチサッカー協会会長の処分¹⁷

イ 国際的な独立機関の設置を提唱

FIFA は、国連と共に、虐待の被害者のことを中心に考えたアプローチで虐待の事例を調査し、適切に管理することを支援するために、独立した、複数のスポーツ、複数の機関による、国際的な組織を設立することを提唱している。

¹⁵ FIFA (online) <https://www.fifa.com/media-releases/adjudicatory-chamber-of-the-independent-ethics-committee-sanctions-mr-keramuddin>、(2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

¹⁶ FIFA (online) <https://www.fifa.com/media-releases/adjudicatory-chamber-of-the-independent-ethics-committee-sanctions-sayed-aghazad>、(2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

¹⁷ FIFA (online) <https://www.fifa.com/media-releases/adjudicatory-chamber-of-the-independent-ethics-committee-sanctions-yves-jean-bar>、(2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

4 Athleten Deuchland の取り組み

(1) 設立目的

スポーツは、強制や虐待そして暴力から自由にならなくてはならない。スポーツの文化や構造はこれらの危険を推進することも許すこともしてはならないし、問題が許されることも隠されることもあってならない。個々人のそして組織の過ちはしっかりと認められ、処分されなければならない。救済策やサポートが保証されなくてはならない。クラブや協会は、親が安心して小さな子どもを預けられるよう、子どもたちに安全な環境を提供しなければならない。暴力のない、人権そして子どもの権利が保障されることが、スポーツ活動やアスレチック競技の基礎となる。

これが Athleten Deuchland（アスリートドイツ）の設立目的である。

(2) 歴史及び背景

公開された事件や、科学的証拠、ドイツその他の国のアスリートとのやりとりによると、心理的、肉体的そして性的な暴力・虐待はスポーツ界において、特に高い競技レベルにおいて、広く問題になっている。その問題は、個人のものにはとどまらず、一般社会全体の問題に至っている（実際に、ネグレクトの割合は 42%、心理的暴力の割合は 71%、身体的暴力の割合は 43%、非接触のセクシャル・ハラスメントは 39%、接触ありのセクシャル・ハラスメントは 26%、とされている¹⁸）。

最近では、ボクシングと体操競技における暴力や虐待の問題が生じたが、これらの問題は、後発する問題の兆候となったにすぎなかった。

スポーツ団体は、努力しているにもかかわらず、その自己管理は不十分であり、スポーツの構造的、文化的状況が暴力・虐待の防止、介入や処分にかえって有害な効果をもたらす場合には、その自治を制限する必要がある。スポーツ団体が自ら内なる力で問題を解決することは難しく、サポートを受ける必要があると認められた。このような経緯から、効果的な権力の分立を目指し、ドイツ国内のスポーツにおける暴力・虐待と戦うための独立した機関の必要性が議論されることとなった。

セーフスポーツのための独立機関は、競技スポーツ及び娯楽スポーツのどちらにとってもスポーツにおけるアスリートの幸福と権利追求のためのシステムとなるべく設立された。

(3) 調査結果とプロセス

¹⁸ Edge Hill University (online)

https://figshare.edgehill.ac.uk/articles/report/CASES_General_Report_The_prevalence_and_characteristics_of_interpersonal_violence_against_children_IVAC_inside_and_outside_sport_in_six_European_countries/17086616/1、
(2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

2019 年に最終レポートが出された、ヨーロッパのリサーチプロジェクト「VOICE」によると、スポーツにおける暴力・虐待の経験はアスリート人生を通して苦しみを与え続けることが明らかとなった。

セーフスポーツ研究の結果、統括団体が暴力に対する防止策を開発するときには、ネットワークの構築はかなり重要だという結論に到達した。統括団体が、時には外部団体も含めて性的暴力を防止するためのネットワークを形成している場合は、ネットワークを形成していない団体よりも性的な暴力の防止策を大いに発展させることができることが判明した。

また、相談窓口係にインテグリティと機密性を優先させると、問題の渦中や利害衝突、依存関係に巻き込まれてしまったりすることがある。VOICE によると、スポーツのケースを扱うグッドプラクティスガイドラインは、影響を受ける人々から独立した相談窓口の重要性を強調する。被害者は組織内での虐待の経験から、組織内の相談窓口の独立性や真摯なサポートを信用できない傾向にある。そのため、スポーツ団体の相談窓口にはあまり信用しない傾向にあるし、アスリートは信頼できる独立した相談窓口と評価していない。また、利害対立者の意見も聞くために、加害者側の機関であると関連付けてしまう傾向も存する。

直接又は間接に影響を受けた人々の多くは、訴えを聞いてもらえなかったり、ないものとされてしまうことを恐れて、自身の協会や割り当てられたオンブズマン事務所にはあまり連絡しない。影響を受けた人々やその周囲は、スポーツ団体によって提供されている既存の登録者やオンブズマン事務所についてあまり知らないし、外部の専門家のアドバイザーについても同様のことがいえる。彼らは、一般的に資金提供も受けていないし、スポーツの分野について幅広い専門知識を有してもしない。

これらの構造的・文化的なスポーツ団体の損失は、暴力や虐待に対する効果的で信用できる対策とならないし、影響を受けた人々に有害な効果すらもたらす。

国際的なスポーツ界においては、過去の子どもの性的虐待を扱う一時的な組織ではなく、暴力や虐待について取り扱う常設の独立した機関が設立されている（一時的な組織は、2016 年のドイツにおける子どもの性的虐待に関する研究のための独立機関の設立とアプローチが似ている。）。諸外国の制度を簡単に検討し、比較をすることで、各国のセーフスポーツのための独立した機関の創設という同じような考慮がされていることが分かる。また、海外の制度の成功や失敗から学ぶこともできる。

そして、ドイツ国内での科学的な発見や、国内及び海外のアスリート、影響を受けた人々、代表者とのやりとりから、外部の独立した組織の設立はスポーツにおける暴力と戦うために必要な構造的変化の中心要素として必要であることがわかった。

2010 年初旬、子どもの性的虐待に対する円卓会議で機関としての防止策の開発について、連邦レベルでのガイドラインが採用された。

そして、2020 年 10 月 13 日に行われた子どもの性的虐待に関する独立機関の公聴会や Athleten Deuchland のメンバーである、被害者や彼らの代理人、外部の専門家そして、海外のアスリートや被害者の代表者とのやりとりは、外部の独立した組織の設立というゴールに向かうための視点を広げることに繋がった。

(4) 第三者機関はどのような機能を持つか

(ア) Athleten Deuchland は、声、保護、視点という 3 つの柱を有する。全ての形式の暴力と虐待と戦うことは、保護の領域に含まれる。

(イ) また、Athleten Deuchland は、セーフスポーツのための独立機関として、以下のことを提案するものである。

- ・影響を受けた人とそれを取り巻く人々だけでなく、参加するクラブや協会の代表者にも広く開かれた、独立した、信用・信頼のできる、相談窓口をもつ。
- ・リスク分析、防止、介入と過去の事件処理の分野での権能を有する。
- ・知識、政治プラットフォームを提供する。
- ・ドイツの競技スポーツ及び娯楽スポーツを暴力と虐待から自由にすることに貢献する。

(ウ) 知識と政治プラットフォームの機能としては、4 つの活動領域が存在する。

①リスク分析、②防止、③介入、④暴力や虐待事件の処理。

①については、純粋な内部でのリスク分析は、個々の協会や組織の構造的日常的なリスクがよく見えなくなってしまう。このことを考えると、スポーツ組織のリスク分析は、認定された外部の専門家によってサポートされ、コーディネートされた、独立した機関によるべきである。

②については、スポーツ団体の防止策は、独立機関の監視や会計監査システムを伴う場合にのみ機能する。競技スポーツも娯楽スポーツにおいてもそれは共通である。そして、当該監視や会計監査システムはセーフスポーツのための独立機関が行うか、コーディネートされるべきである。

③については、前述の通り、スポーツ団体による報告と相談窓口は独立したものであると理解されがたい。しかも、それらは認知度が低く、介入の間のサポートもなされていない。セーフスポーツのための独立機関は、心理的、身体的そして性的な暴力・虐待の（疑惑のある）事件において影響を受けた人々と彼らを取り巻く環境のための相談窓口となる。

相談窓口は、影響を受けた人々、アスリート、親たち、トレーナー、コーチ、フルタイムやボランティアの被雇用者、そして外部の人でも利用できる。また、専門的で独立した（疑惑のある）事件の調査という点でスポーツ団体の代表者もサポートする。

セーフスポーツのための独立機関は地方や地域のレベルの専門家と協力をする。国家のマネジメントシステムに組み込まれた介入の段階では、明確に定義されたプロセスと責任を伴うネットワークを設置すべきである。例えば、オンブズマンや、専門的なアドバイスセンター、専門的な法律家、その他の子どもや若者、被害者の保護の専門家などを取り込むべきである。

④については、スポーツ団体は、組織として責任をとらなければならない、それぞれの構造の中で発生した暴力や虐待の過去の事件について徹底的に再評価することが必要である。このプロセスは信頼できる機関によって独立して行われるべきであり、少なくとも独立した機関を伴って行われるべきである。これまでのやり方では客観的な中立のそして信用できる結果は望めない。セーフスポーツのための独立機関はこの点で重要な役割を果たすものである。

5 Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komitéの取り組み

(1) スポーツに関する組織体系

ノルウェーでは、スポーツに関する全ての権限は、政府のコントロール外にある。政府は、スポーツに関するいかなる規制や法律立案にも関与をしない。

国内のスポーツ組織は全て、Norges idrettsforbund og olympiske og paralympiske komité（ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会。以下「NIF」）の傘下にあるため、NIF の総会で決定されたことは全てのスポーツクラブを拘束することになる。

これにより、NIF の総会において規則が制定された場合には、全てのスポーツに当該規則を適用することが容易となる。また、当該規則に従わない者が出た場合には、裁定委員会による警告を行うと共に、全てのスポーツから違反者を追放することも可能となっている。

(2) 法律・ガイドライン

スポーツにおけるハラスメントや暴力に対応する法律としては、刑事法及び労働法が存する。これらは国の管轄である。他方、NIF 規則-ノルウェースポーツ規則については、NIF の管轄となり、裁定委員会が罰則を適用する。また、スポーツにおけるセクシャル・ハラスメント及び虐待防止のためのガイドラインも存在し、¹⁹こちらについても NIF の管轄で、連盟やスポーツクラブが罰則を適用する。

(3) 歴史・背景

2019 年に倫理的で安全なスポーツのための総会決定がなされた。

倫理的に健全な判断の向上やスポーツセーフティにおける作業の強化についての決定がなされたが、このような取組は 2019 年以前からも存在しており、それが強化されたものである。

(4) 予防・解決のための取組

ア 予防のための取組

研修の実施もあるが、ガイドラインの存在自体が予防効果に繋がっている。ガイドラインに反すれば全てのスポーツに関わるができなくなることから、その抑止効果は大きいものとなっている。

また、ガイドラインでは、「Avoid body contact may be perceived as unwanted」と

¹⁹ Norges Idrettsforbund (online)
https://www.idrettsforbundet.no/siteassets/idrettsforbundet/tema/retningslinjer/brosjyre_seksuell-trakassering_engelsk_web.pdf、（2022 年 3 月 14 日最終閲覧）

いう規定が存在し、受け取る人によって望ましくないコンタクトはとらないことが明記されており、アスリートに直接触れなくてもいい場合には触れないことや、触れなくてはならない場合にはアスリート本人に触れてもいいか訪ねる必要があるとされている。他にも、ガイドラインでは Snap chat 等で連絡を取らないなどプライベート生活に対する配慮も示しており、安易にコンタクトをとらないことが明確化されているため、自身に意図がないような不用意なセクシャル・ハラスメントの予防が可能となっている。

さらに、事案解決のための適切なケースマネジメントを行うことが最善の予防策となるとも考えられている。

イ 解決のための取組

報告・案件の受付、登録、処理のための共通デジタルシステムの導入とインターネット上の共通通報サイトの開発により、全ての国内連盟、地域連盟、スポーツクラブに同じ通報システムを提供し、より通報をしやすい環境を整えている。

被害者のためのヘルプラインをつくることが重要視されており、必ずしも弁護士のような専門家が対応する必要はないとされている。²⁰アスリートが一人で悩まずに相談できる環境作りが重要視されており、それによって解決に進むための初めの一步を得ることが可能となっている。

また、国家による処分とスポーツ団体による処分の両方を発動することでより適切なケースマネジメントに繋がっている。

²⁰ Norges Idrettsforbund (online) <https://www.idrettsforbundet.no/tema/seksuell-trakassering-og-overgrep/har-du-opplevd-overgrep/>、（2022年3月14日最終閲覧）

6 欧州評議会の Child Safeguarding in Sport (CSiS) プロジェクト

(1) プロジェクトの成立背景

スポーツの子どもの成長における重要性にもかかわらず、すべての国で（草の根からエリートスポーツに至るまですべての分野において）スポーツにおける子どもに対する暴力が非常に頻繁に起こっていることから、スポーツにおける未成年者の安全確保のため、子どもの保護に関する包括的なポリシーや行動計画、効果的な手段を定めることが緊急の課題とされた。

その上で、以下のような基準やポリシーのフレームワーク、欧州評議会のスタンダードをもとに、これまでのリソースやガイドラインを踏まえ、欧州連合（EU）と欧州評議会（COE）の共同プロジェクトとして、Child Safeguarding in Sport は発足した。（HP では、2020 年 3 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日のプロジェクトとされているが、COVID-19 の影響下でプロジェクト期間としてはさらに延長がなされる可能性がある。）

【European Union と欧州評議会による基準とポリシーのフレームワーク】

- ・欧州評議会によるスポーツのジェンダー主流化についての勧告（2015 年）
- ・European Commission Expert Group によるスポーツにおける若いアスリートの保護及び子どもの権利保護についてのグッドガバナンスについての勧告（2016 年）

【欧州評議会の重要なスタンダード】

- ・子どもの性的搾取及び性的虐待から子どもを守るための欧州評議会の会議（ランサローテ会議、2007 年）
- ・女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止と排斥にかかる会議（イスタンブール会議、2011 年）

【リソースやガイドライン】

- ・スポーツにおける子どもの保護に関する、Council や Council 内の加盟国政府の代表者による会議の結果（Council of the EU、2019 年）
- ・スポーツにおける子どもの保護に関する mapping study（European Commission、2019 年）
- ・スポーツの性的な暴力に関する研究（European Commission、2016 年）
- ・スポーツにおける子どもの国際的な保護（ユニセフ、2016 年）

(2) プロジェクトの目的

このプロジェクトは、ヨーロッパ各国に対し、すべての子どもに対し安全でポジティブな、そして権利を与えるスポーツ環境を保証するものとして、スポーツにお

ける子どもの保護に関する（より）効果的なポリシーを定めることを案内し、また一緒に進んでいくことを目的とする。

最終的には、スポーツにおける Child Safeguarding Officer を置くことを具体的な目的としており、パートナー国においてどのように Child Safeguarding Officer をおいて、これを訓練しサポートしていくということをガイドしていく予定である。

【本プロジェクトの構成要素】

- ①パートナー国に対し、スポーツにおける子どもの保護に関する（より）効果的なポリシーを定めるため、それぞれの国にあったロードマップを提供すること（それには Child Safeguarding Officer をおくための明確なステップも含まれる）
- ②ロードマップの実践において Child Safeguarding Officer の役割を果たすための、その能力やスキルの開発
- ③すべての子どもに安全なスポーツ環境を保証するために、リソースやグッドプラクティスの例と共に Child Safeguarding Officer を備えること

(3) 主たる目標

- ・パートナー国それぞれのロードマップの作成
- ・トレーニングセミナー
- ・ヨーロッパにおける Child Safeguarding Officer ネットワークの構築（共同学習や、アイデアやリソースの共有、問題についての協議環境の提供）
- ・Pro safe sport + online resource centre のアップデート

(4) 成果

ア オーストリア、ベルギー、クロアチア、イスラエル、ノルウェー、ポルトガルの計 6 カ国がこのプロジェクトのパートナーとなっている。

イ 各国のロードマップについて

パートナー国において、ステークホルダーも含めたロードマップが作成され、以下の 2 つの成果物がセットアップされた。

- ・促進委員会（steering committee）：各国における長期的なスポーツにおける子どもの保護ポリシーのための、長期的かつ戦略的に強調する場となるもの
- ・コアグループ：ロードマップの作成過程により緊密に従事させるための、促進委員会のキーメンバーで構成されたグループ

クロアチア、イスラエル、ノルウェーが参加して行われた第 2 回円卓会議のサイクルは 2021 年末で完了し、各国ロードマップの草案が提示され、その目的や活動についてステークホルダーと共に議論がなされた。

パートナー国は、欧州評議会と国際的な専門家と共同して、引き続きロードマップの最終決定への作業を継続しており、今後のステップとしては、各国運営委員会によるロードマップの採用と、パートナー国による国内イベントでのロードマップの運用開始が予定されている。

ウ Child Safeguarding Officer について

2021 年、ヨーロッパの専門家集団は、ヨーロッパの Child Safeguarding Officer のネットワークとしてスケールアップする予定である。

スポーツにおける Child Safeguarding Officer の地位をセットアップするというパイロットプロジェクトは、5 つの国において、それぞれの国の事情に従って、実行される予定である。

エ リソースセンターについて

スポーツにおける子どもに対するセクシャル・ハラスメントを防止するための基準の文責に基づいて、オンラインのリソースセンターが設立された。ここでは、リソースや実行例が、1つの包括的なテーマと4つの行動領域に分類されている。

(5) 現在地

プロジェクトの過程は、以下のステップ1からステップ4に分けられている。

ステップ1：各国に応じたロードマップの作成

ステップ2：Pro safe sport +オンラインリソースセンターの拡張、再デザイン、アップデート

ステップ3：トレーニングセミナー

ステップ4：Child Safeguarding Officer のヨーロッパでのネットワークの構築

現在どこまでの成果が出ているのか、正確なところは不明であるが、Child Safeguarding Officer による実践例がウェビナーとして公開されていること、Child Safeguarding Officer のネットワークについては未だ詳細がないことからすると、ステップ3の段階ではないかと考えられる。

(6) 収集された資料へのアクセス

収集された資料へのアクセスは、オンラインリソースセンター²¹にて可能とされている。

²¹ Council Of Europe and European Union(online)
<https://pjp-eu.coe.int/en/web/pss/resource-centre>、(2022 年 3 月 14 日最終閲覧)

7 エッジヒル大学の CASES プロジェクト

(1) プロジェクトの概要

ア 異なる国におけるスポーツを行う 18 歳以下の子どもに対する暴力の現状を把握することを目的として、エッジヒル大学が中心となり、欧州 6 カ国（オーストリア、ベルギー、ドイツ、ルーマニア、スペイン、イギリス）において、大学や研究機関、スポーツ機関が共同で調査を行い、2021 年にそのレポートがまとめられた²²。

イ 調査方法・定義等

(ア) 調査対象は幼少期に少なくとも 1 つのスポーツを経験した 18～30 歳で、各国 1472 名に対しオンラインで調査を実施。

(イ) 本研究における「スポーツ」の定義は、スポーツキャンプや学校での課外活動も含む、「自発的で、学校のカリキュラム外のクラブや組織で行われ、大人によるトレーニングや指導を伴うレクリエーションや競技スポーツの活動」（英語名：Organized Sport）である。学校のカリキュラムとして行われる体育は調査対象に含まれない。

(ウ) 本研究が対象とする‘Interpersonal violence’は「他の個人や小さな集団によって加えられる暴力」をいい、組織的暴力は含まないが、身体的以外に精神的暴力、性的暴力（接触・非接触）及びネグレクトも含まれる。また、スポーツ内だけではなくスポーツ外での暴力に関する設問も設けている。

(エ) 今回のレポートでは、暴力の酒類、国別の状況、性別、パフォーマンスレベルに焦点を当てた分析が記載されているが、被害年齢（開始時・終了時）、頻度、期間、場所、加害者の人数・性別や役割、打ち明けることができたか、支援を受けられたかなどについても記載されており、今後、さらなる分析が予定されている。

ウ 調査結果の概要

(ア) 今回調査を行った 6 カ国では、多少の数字の違いはあるものの、概ね同様の傾向があるとの結果が得られたことが報告された。

(イ) すなわち、

a 調査したすべての国で、回答者の約 70～80%が、18 歳までにスポーツ内で最

²² Centre for Child Protection and Safeguarding in Sport , CASES: General Report
https://figshare.edgehill.ac.uk/articles/report/CASES_General_Report_The_prevalence_and_characteristics_of_interpersonal_violence_against_children_IVAC_inside_and_outside_sport_in_six_European_countries/17086616/1

低 1 回は暴力を受けた体験があると回答した。

- b スポーツ外での暴力を体験したと回答した者の割合が 82%あり、ヨーロッパにおいて、スポーツ外でも暴力が蔓延していることが推測された。
- c スポーツ内で暴力を受けた経験がある者の割合が高いにもかかわらず、85%の回答者がスポーツ体験について肯定的な印象を抱いている（これは、スポーツ内での暴力が常態化していることを示すものともいえる。）。
- d スポーツ内での暴力の種類の割合は、心理的暴力が 65%、身体的暴力が 44%、ネグレクトが 37%、性的暴力（非接触）が 35%、性的暴力（接触）が 20%であった。
- e スポーツ外では女性の暴力経験率が男性より高いが、スポーツ内では全ての国・カテゴリーにおいて男性の暴力体験率のほうが女性より高い傾向にあった（但し、性的暴力（非接触）に関しては、イギリスとベルギーで男性の体験率が高かったのに対し、他の国では男女差があまりみられなかった）。
- f 競技レベルが高いほど、暴力経験率が高い傾向にあった。
- g スポーツ内での深刻な暴力被害については、多数の者がこれを周囲に打ち明けられていなかった。

(ウ) 以上のように、（国により多少の違いはあるものの）調査対象国の全てで同様の傾向が見られたため、レポートは、（調査対象外の国も含め）ヨーロッパのスポーツ界で、子どもに悪影響を及ぼす可能性がある振る舞いが、頻繁に広く行われていると結論づけたうえで、スポーツにおける子どもへの暴力の課題に取り組むにはスポーツ文化の変革が必要であるとして、スポーツ界全体における積極的なリーダーシップを強く求めている。

(2) プロジェクトに対する評価

海外で様々な取り組みが行われてきたが、CASES プロジェクトは、エビデンスに基づいた調査を行っている点を評価する声があった。

8 The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children (UN)

The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children（以下「SGVC」）は、子どもの権利条約およびその他の国際人権文書に基づき、子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃を支持する独立した団体である。SRSG は、世界のコミュニティに対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施の進展に協力するよう求めている。

SDGs のターゲット 16.2（「子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力および拷問をなくす」）を含む 2030 アジェンダは、初めて子どもの尊厳と暴力や恐怖から解放されて生きる権利を国際開発アジェンダの優先事項として位置づけたものである。

SGVC との面談では、①暴力に対処する上では、レポートをすること、Raising Awareness 及び子どものエンパワーメントが必要であること、②スポーツ団体が設置する報告相談機関が独立ではないことが問題であるなどの助言が得られた²³。

9 The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children (EVP)

The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children（以下「EVP」）は、2016 年 7 月に発足し、持続可能な開発目標 16.2「2030 年までに子どもに対するあらゆる形態の暴力を終わらせること」にのみ焦点を当てた唯一の世界的な組織である。同パートナーシップは、集団的で証拠に基づくアドボカシーと行動のためのプラットフォームでもある。

EVP は、政府、国連機関、研究機関、国際 NGO、財団、地域の CSO、民間団体、信仰ネットワークを含む 700 以上の組織からなる独自の連合体とともに、意識の向上、指導者のコミットメントの促進、新しい資源の動員、解決策の促進、あらゆる形態の暴力、虐待、子どもの放置を終わらせるために活動している人々の支援を行うために、パートナーをつないでいる。日本では、外務省や、法務省が積極的な取り組みをしていると認識されている。

EVP との面談では、暴力をなくす上では、取り組みの「参加」を増やすこと（子どもの保護の重要性を強調していくこと、その上でメディアの活用が重要であること、エビデンスに基づいたアプローチも必要であること、法律を作り、スピークアップできる環境を作ることが重要であるなどの助言が得られた²⁴。

²³ 2022 年 1 月 17 日、SRVC との面談

²⁴ 2022 年 1 月 18 日、EVP との面談

第9 結論

1 概要

本報告書第3において、日本の現状を考察した上で、日本の課題として、①管轄の限界、②人的・金銭的資源の偏在、③独立した相談機関の不足、④個別立法がないことを挙げた。

そこで、本章では、本調査のまとめとして、調査対象国のような取り組みや施策が現状の日本の課題を解決する可能性があるのかについて考察を行うと共に、本調査における有識者・専門家、専門機関との面談、文献調査により明らかになった有用な視点を紹介し、最後に結語を述べることにしたい。

2 課題① 管轄の限界

(1) 利用者が限定されていること

日本のスポーツ団体が設置している相談・通報窓口の中には、競技レベルにより利用が認められない競技者がいる、という問題がある。

これに対し、米国セーフスポーツセンターの相談窓口、カナダスポーツ紛争解決機関（SDRCC）が設置しようとしている Disclosure and Report、Sport Integrity Australia の National Integrity Framework の Report 受付については、競技者のレベルで利用資格を分けることはなされていなかった。

わが国の相談窓口で、競技者の競技レベルにより利用の可否を分けている相談・通報窓口については、利用資格の制限を撤廃することが考えられる。

(2) 指導者に管轄が及ばないこと

問題のスポーツ指導を行った指導者が、スポーツ団が発行する指導者資格を有せず、又は、スポーツ団体に登録する者ではない場合は、スポーツ団体の措置が及ばない、という問題がある。

ア 指導者資格制度の活用による課題解決の可能性

まず、調査対象国として選定した4か国では、国（政府）が指導者資格を発行する、という仕組みはなく、オリンピック・パラリンピック委員会などの統括団体が競技横断的な指導者資格を発行する仕組みもなかった。

他方で、カナダにおいては、国際競技大会に参加する指導者については、カナダ政府から資金拠出を受けている MSO であるカナダコーチ協会が発行する競技横断的な認証プロフェッショナルコーチ（Chartered Professional Coach）の指定を受

けていることを必須条件としている制度を運用していた。

国民からも注目されつつ、国際競技大会その他の特定の大会に参加する役員、指導者、スタッフについては、参加する際に同意をしたり、選手団に参加するための規程上の条件として、一定の資格や認証を設ける制度については、日本でも活用可能性はあると考えられた。

イ 専門センター若しくは部門の設置による課題解決の可能性

本調査の調査対象国の中で、スポーツ指導における暴力に関し、調査機能及び処分機能を有する専門のセンターを設立している国としては、米国とオーストラリアが挙げられ、既に存在する機関に、スポーツ指導における暴力に関する調査機能を有する部門（独立セーフスポーツ・メカニズム）を設置しようとしている国として、カナダが挙げられる。

しかし、米国のセーフスポーツセンターについても、同センターが管轄を有するのは、米国オリンピック・パラリンピックムーブメントの「参加者」に限られ、大学スポーツや学校スポーツの指導者その他の国内統括団体に登録をしていない者については、その管轄を及ぼすことはできる仕組みにはなっていなかった。また、カナダについては、SDRCCの独立セーフスポーツ・メカニズムを採択するかが各競技統括団体に委ねられており、独立セーフスポーツ・メカニズムが対象とする事案も、競技統括団体下の UCCMS 違反に限られていた。したがって、これらの国と同様の制度によっても、競技統括団体に登録する者ではない場合は、競技統括団体の措置が及ばないという課題の解決にはつながらないことが想定された。

オーストラリアについては、前提として、Sport Integrity Australia の National Integrity Framework を採用するか否かが各スポーツ団体に委ねられているため、専門センターであることから直ちに広範囲に管轄を及ぼせる形にはなっていなかった。他方で、Sport Integrity Australia の National Integrity Framework は、オーストラリア政府からの資金拠出を受けている学校が応募すれば、学校スポーツ下の事象に適用できる可能性が示唆された。わが国で独立セーフスポーツ・メカニズムを構築する場合、統括競技団体・中央競技団体傘下のアマチュアスポーツだけでなく、全国高等学校体育連盟、全国中学校体育連盟又は大学スポーツ協会に加盟する学校・大学も採択できる形にすれば、少なくとも学校スポーツの範囲には、独立セーフスポーツ・メカニズムの管轄を及ぼせる可能性がある。しかし、この場

合でも、スポーツ団体に登録する者ではない場合は、スポーツ団体の措置が及ばない、という課題解決に必ずしもつながるわけではない。

ウ 考察

スポーツが、スポーツ団体への加盟・登録という行為による私的な契約関係をベースとする以上、スポーツ団体に登録する者ではない場合は、スポーツ団体の措置が及ばない、という問題は各国共通にあることが認識された。したがって、この課題の解決については、すべての競技者や指導者を私的な契約の中に含めることができない限り、法律によるアプローチでなければ解決できない課題であると考えられた。

3 課題② 人的・金銭的資源の偏在

人的・金銭的資源が不足している団体の制度においては、被害者目線で必ずしも利用しやすいとはいえないものも存在しており、また、被害者が所属する団体ごとに享受できる制度が異なっている、という課題がある。

(1) スポーツ団体共通の“セーフスポーツコード”の策定

米国では、すべての国内統括団体が、同一のセーフスポーツコードを採択しており、違反行為から、処分の内容についても、すべての国内統括団体で同一になっている。そのため、USOPC や国内統括団体の役職員や指導者が学ぶ内容は同一でよく、効率的かつ国内統括団体の役職員が受講するオンライントレーニングのコースの内容も、同一のものを全競技団体に適用することができる。このような取り組みは、資源を有効に活用する意味で有益である。

同様に、カナダでも、スポーツ・カナダ（Sport Canada）が、UCCMS を採択することが、競技統括団体がスポーツ・カナダ（Sport Canada）から資金援助を受けるための要件になっているため、カナダの競技統括団体においても、違反行為の内容が統一的になっていた。

わが国でも、中央競技団体及びその参加の加盟団体で、共通に適用されるセーフスポーツコードを策定することは、違反行為や処分の内容、並びにこれに対する対応を統一にする意味で有用である。また、セーフスポーツコードの策定は、中央競技団体及びその参加の加盟団体の意思で取り組みを行うことができるため、法律を制定するよりも、取り組みが簡便で、取り組みやすい。

(2) 専門機関の活用

オーストラリアにおいては、現在 17 の団体が Sport Integrity Australia の National Integrity Framework を採択しているが、現在、加盟している団体は、比較的規模の小さい団体である。この例が示すように、わが国においても、独立した第三者の専門機関の設立や専門部署の設置は、人的・金銭的資源が不足している団体にとって、特に有益な取り組みといえる。

他方、カナダのスポーツ団体の中には、SDRCC が提供する独立セーフスポーツ・メカニズムを採用する上でのスポーツ団体の費用負担を懸念している声もあった。この例が示すように、仮に、わが国で、独立した第三者の専門機関を設立する場合、その利用にかかる費用をどこから確保するか（競技団体の負担にするか、利用者の負担にするか）という課題は残されている。

(3) 児童虐待等の専門機関との連携

イギリスにおいては、子ども保護に関しては、CPSU が、子どもの虐待からの保護のためのポリシーや、ケースマネジメントの知見などを、中央競技団体に提供していた。また、大人の虐待からの保護に関しては、Ann Craft Trust が知見を提供しており、スポーツ団体も実務においてこれらを参考にしていた。

カナダにおいても、スポーツ紛争解決センターは、Canadian Centre for Child Protection カナダ子ども保護センターとの連携を行っている。

わが国においても、スポーツ団体の専門的知見を補うため、スポーツ団体と既存の児童虐待等の専門機関や専門家がさらに連携を深め、児童虐待等の知見を活用・共有した上で、施策を検討、実施することが考えられる。

4 課題③ 独立した相談機関の不足

わが国では、すべての競技者や子どもに対し、スポーツ指導における暴力の相談窓口および予防・解決に関する独立した仕組みが保障されているわけではない、という問題がある。

(1) 独立性の重視

この点、本調査では、スポーツ先進国においては、スポーツ指導における暴力の相談窓口および予防・解決のための仕組みの独立性が重要視されていることが明らかになった。

上述のとおり、米国にはセーフスポーツセンターが、オーストラリアには、Sport

Integrity Australia が既に設置されており、カナダも、スポーツ・カナダが独立セーフスポーツ・メカニズムに対し資金の拠出をしている。このように、調査対象としたスポーツ先進国においては、既にスポーツ指導における暴力の相談窓口および予防・解決に関する独立した仕組みが存在していた。

さらに、海外の専門家からも、スポーツの業界においては、スポーツ団体と競技者との間に力の不均衡があるため、相談通報のシステムが独立していることが重要である、との意見があった¹。また、海外のスポーツ団体の中には、当該競技団体の外部の弁護士等に、相談通報の受付を完全に委任している団体があり、独立性を重要視していた。さらに、国際サッカー連盟も、国際的な独立した専門機関の設置を提唱し、ドイツにおいても、アスリートドイツの活動により、独立専門機関の設置に向けた動きが進んでいた。

(2) 競技団体による任意的採択

仮に、独立した通報相談や予防・解決のための仕組みが存在していても、競技団体側が採択しない場合は、当該競技団体に所属する競技者がこれを利用できない可能性がある。そのため、競技者に対する独立した仕組みをいかに保障するかが重要である。

この点、競技者に対する独立した仕組みの保障を実現する方法としては、①義務的アプローチ、②インセンティブアプローチ、③ガバナンス・コードによるアプローチの3つが考えられる。

ア 義務的アプローチ

米国では、アマチュアスポーツ法の改正により、セーフスポーツセンターのUSOPC と国内統括団体に対する管轄権限が法的に認められることになった。そのため、競技者らは、米国オリンピック・パラリンピックムーブメントの「参加者」に対する訴えであれば、統一的にセーフスポーツセンターを利用できることが可能になった。

他方で、この法律の適用を受ける者の中には、法律で義務づけられているからということで遵守している者もいるようであった。独立機関の保障を義務的アプローチによって実現する場合、その取り組みを関係者の納得の下で持続可能なものにできるか、という課題が残る。

¹ 2022 年 1 月 17 日 The Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children (UN) との面談

イ インセンティブ・アプローチ

オーストラリアやカナダにおいては、セーフスポーツに関する取り組みを、政府からの資金援助と関連付けることで、競技団体に独立した相談窓口および予防・解決のための仕組みの採択を促していた。

もっとも、これらの国でも、Sport Integrity Australia の National Integrity Framework やカナダスポーツ紛争解決センターの独立セーフスポーツ・メカニズムを採択すること自体が資金援助を受けるための必須の要件にはなっていないため、オーストラリアについては、National Integrity Framework の採択は一部の団体にとどまっており、カナダにおいても、NSO の中には、カナダスポーツ紛争解決センターの独立セーフスポーツ・メカニズムの採用を保留にしている団体も存在した。

ウ ガバナンス・コードによるアプローチ

わが国では、2019 年にスポーツ団体ガバナンス・コード＜中央競技団体向け＞が策定され、2020 年からは統括団体によるスポーツ団体ガバナンス・コード適合性審査が始まっている。

わが国において、スポーツ指導における暴力の相談窓口および予防・解決に関する独立した仕組みを遍く浸透させる場合、スポーツ団体ガバナンス・コード＜中央競技団体向け＞の中に、スポーツ指導における暴力の予防・解決に関する独立した仕組みを採用することを原則の一つに位置付けることが考えられる。ただし、その場合でも、最終的にこれを遵守するか、遵守しない理由を説明するかは競技団体に委ねられるため、独立した仕組みの採用を完全に保障することは難しい²。

5 課題④ 個別立法がないこと

わが国には、日本国内のスポーツにおける暴力指導については、刑法等の一般法以外に、法律でこれを禁止する規定もなければ、独立機関の設置根拠を定める法律や規定は存在しない、という問題がある。

米国では、米国オリンピック委員会の医師の性的虐待事件を受け、2017 年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授権法により、既に存在していた児童虐待被害者法を改正し、スポーツ団体の役職員についても通報義務を認めると共に、民

² 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁自動応諾条項を採択することは原則の一つに位置付けられているが、日本オリンピック委員会加盟団体の 1 割の団体が、これを採択していない状況である。

事上の時効を伸張するなどして、予防・解決と被害者の救済が可能になる制度改正をしていた。また、虐待の問題を、単にスポーツの場だけの問題とせず、法執行機関とも連携しつつ、社会全体の問題の一部として扱っている側面も見られた。

これに対し、日本では、スポーツ指導における暴力に関し、刑法が積極的に適用されているとはいえない状況である。また、日本の児童虐待防止法は、虐待一般を禁止するものの、保護者による行為を「児童虐待」と定義しているため（同法2条1項）、スポーツ指導者による行為は、原則対象外であり、スポーツ指導者による虐待の被害者は、児童虐待防止法上の制度を使用することができない状況である。また、第3で述べたとおり、わが国には、スポーツ指導における暴力を明示的に禁止する法律は存在しない。

本調査の過程では、国際的にはスポーツにおける虐待から子どもを守るための法律や政策は、文化の変革に結びつかない限り不十分なものになる、との認識が広まっているとの指摘があった³。この点については、第3回有識者会議においても有識者から、「法律があった方が文化自体を作りやすい。特別な法律で対応するのが大切である。」、「一貫した子どもを守る法律を国が整備する必要がある」との意見が出された⁴。また、海外機関との会議の中でも、「法律を作ること。スピークアップできる環境を作ることが重要である。」との指摘がなされた⁵。

6 本調査によって明らかになったその他の有用な視点

(1) エビデンスに基づく施策の策定

確かなデータに基づかず、仮定に基づいて、スポーツ指導における暴力からの保護に関するシステムを設計することは、最大効果を得られず、最も一般的な虐待の形態は何か、何歳で始まり、どれくらいの期間続くのか、最も一般的な加害者は誰かなどのエビデンスに基づく施策が重要であるとの指摘がなされた⁶。

この点、CASES のプロジェクトは、エビデンスに基づく調査と提言がされており、参考になるとの評価が海外専門家からもされていた。

(2) トラウマに配慮したアプローチ

カナダの独立セーフスポーツ・メカニズムでは、被害者が自らの体験を語る回数

³ 2021年12月10日、Center for Sport and Human Rights との面談

⁴ 2022年2月1日第3回有識者会議グループ②

⁵ 2022年1月18日 The Global Partnership and Fund to End Violence Against Children との面談

⁶ 2021年12月10日、Center for Sport and Human Rights との面談

を限定するなど、トラウマに配慮したアプローチを採用していた。また、メカニズムを利用する上で、メンタルヘルスの専門家の支援を受けられる体制にする予定である、とのことであった。

また、米国のセーフスポーツコード紛争の不服申立てに関する管轄を持つ JAMS の仲裁人には、独立性に加え、性的暴力、家庭内暴力、性的な児童虐待、グルーミング、トラウマインフォームドアプローチによる尋問に関する実務知識を有しているものとされていた。また、イギリスの Sport Resolutions についても、National Safeguarding Panel のパネリストには、虐待のインパクトの影響・理解、グルーミングに関する知識を含む専門的知識が求められていた。

わが国でも、相談窓口の担当者や、紛争解決にあたる懲罰委員会のパネル、不服申立てを受け付ける仲裁人は、被害者のトラウマに配慮する必要があることを認識し、専門的知識を身に付けておく必要がある。

(3) 予防に向けた有用な施策

ア セーフスポーツの意識の普及

米国、イギリス、オーストラリア、カナダの4か国や、その他の取り組みとして調査した国際オリンピック委員会、国際サッカー連盟などの競技団体では、虐待防止について、「セーフスポーツ⁷」や「セーフガーディング⁸」という用語を用いて、高い意識での取り組みがなされていた。

わが国でも、セーフスポーツ、セーフガーディングという用語をさらに普及させると共に、スポーツ界や社会一般で、セーフスポーツ、セーフガーディングの意識を高めていくことが必要である。

イ オンライントレーニングの活用

各国の専門機関や競技団体は、オンラインを活用する形で、競技団体に所属する役職員、指導者、選手のみならず、保護者に対するトレーニングが提供されていた。また、国際サッカー連盟が実施している FIFA Guardians のオンラインコー

⁷ 「セーフスポーツ」とは、あらゆる形態の虐待がない公平なスポーツ環境をいう。ここで根絶すべきと考えられている「虐待」には、①心理的虐待（暴言を吐く、無視する、孤立させること）、②身体的な暴力、③セクシャル・ハラスメント、④性的虐待、⑤ネグレクト（避けることのできた病氣や怪我に罹患させること）が広く含まれる（国際オリンピック委員会, The IOC Consensus Statement: harassment and abuse (non-accidental violence) in sport, 2016）。

⁸ 「セーフガーディング」とは、適切な予防と対応策により、人々を危害や虐待から守り、その健康を促進するために積極的に行動することをいう（FIFA Guardians ウェブサイトページより）。

スは、誰でも受講することができる。

日本でも、競技団体に所属する役職員、指導者、選手のみならず、保護者が利用できる専門的なオンライントレーニングの活用が検討されるべきである。その際、オンライントレーニングコースの受講を促すため、オンライントレーニングコースを受講した者がインセンティブを得る措置が併せて検討されることが望ましいと考えられる。

ウ 指導者のバックグラウンドチェック

スポーツ指導における暴力を根絶する上では、過去に、暴力や虐待を行った者を、相応の期間、スポーツ現場から退け、場合によっては、スポーツ指導の現場から排除することが重要である。

この点、米国、イギリス、オーストラリア、カナダのいずれの国においても、指導者を登録するにあたり、過去に児童虐待に関連する刑事処分を受けたことがないかなどの履歴の確認がされていた。バックグラウンドチェックは、最低限のスタンダードで、それを行ったからといってスポーツ指導における暴力がなくなるわけではないとの指摘はあったものの、スポーツ先進国においては、指導者のバックグラウンドチェックが当たり前に行われていることは、わが国においても、考慮する必要がある。

なお、日本では、犯罪の経歴や、本人を被疑者又は被告人として逮捕、捜索等の刑事事件の処理が行われたことは要配慮個人情報とされており、各競技団体が同種の施策の実施を検討する場合、個人情報保護法上の疑義が生じない形で行う必要がある。

(4) 指導者をサポートする仕組み

イギリスにおいては、UK Coaching が、指導者に対し、オンラインコースを提供すると共に、保険制度を運用するなど、指導者にメリットを与える充実した取り組みを行っていた。

カナダにおいても、Coaching Association of Canada が、National Coaching Certification Program（以下、「NCCP」という。）という教育プログラムを提供し、200 万人以上が受講している実績があった。

わが国において、スポーツ指導における暴力をなくすための法制度やスポーツ団体の取り組みを考える上でも、指導者に対し、メリットを与える取り組みや、認証

を受けることについて、インセンティブを与えるような制度設計をすることは不可欠である。

(5) 被害者の法的支援（リーガルエイド）の仕組み

カナダスポーツ紛争解決センターでは、被害者が制度を利用するにあたり、プロボノ弁護士の活用その他の法的支援（リーガルエイド）を受けることも想定されていた。

日本でも、充実した予防・解決の仕組みを作ると共に、相談から解決までの手続について有効なガイドを受けるため、低廉で弁護士等の専門家の支援を受けられる仕組みが必要である。

7 結語

本章では、本調査によって得られた各スポーツ先進国や各機関の施策や取り組みに基づき、日本が抱える課題の解決可能性に関する考察を行った。

とりわけ、わが国のスポーツ界で、暴力根絶の活動にあたるスポーツ団体の側でも、被害を訴える被害者の側も共通に課題として認識している管轄の問題については、スポーツ先進国においても同様の問題があることが認識された。他方で、本調査の対象となったスポーツ先進国においては、競技者やスポーツをする子どもや指導者がスポーツ団体傘下で活動していることが多いため、日本ほど、スポーツ団体の管轄外の指導者に処分を課すことができないことによる問題は、見られないように感じられた。また、各スポーツ団体がそれぞれの制度を設けている現状は、スポーツ先進国と日本とでは変わらないが、スポーツ先進国における日本の中央競技団体にあたる団体は、既に自ら独立の相談及び対応・解決の部署を設置し、又は、第三者が運営する独立の相談及び対応・解決の機関を利用できるようにすることで、競技者に対し、独立の相談機関を利用できるようにしていた。

このようなスポーツ先進国と日本との間のスポーツ環境の違いと、取り組みの状況を考えると、日本は、既にスポーツ団体と競技者の側で認識されている管轄の問題を解決する必要性が高く、かつ、独立の相談及び対応・解決の機関を保障する取り組みが進んでいない国であることが認識された。また、スポーツ先進国と比べて、虐待等を相談・報告する文化や環境が整っていないことから、日本では、独立の相談及び対応・解決の機関を設置したとしても、競技者や子どもが積極的に相談・報告することにためらいを持たざるを得ない社会状況であることも懸念された。

法律の施策によるか、スポーツ団体の自主的な取り組みによるかはさておき、独立の相談及び対応・解決の機関の設置を、スポーツ団体の枠内で考える場合、米国やカナダの実務にあるように、スポーツ団体に登録されていない者には対応できない、という管轄の課題が残ってしまい、とりわけ日本においては、その課題の影響が大きくなることが想定された。また、既にスポーツ先進国において行われているように、相談・報告する文化や環境を同時に整えていかなければ、独立の相談及び対応・解決の機関自体も有効に機能しないことが懸念された。

そのため、わが国において、今後、スポーツ指導における暴力を根絶するための法制度を考える上では、本調査によって明らかになった海外の状況を参照するだけでなく、前述のような日本のスポーツ環境や社会背景を改善する仕組みや施策を検討することが必要である⁹。今後、本調査における結果を参考にして、日本のスポーツ環境及び日本の社会的文化的背景を踏まえた取り組みや施策が検討されることを期待したい。

最後になるが、本調査に多大な協力をしてくれた有識者委員、面談に応じてくれた海外機関及びその職員、並びに専門家の皆様に感謝を述べて報告を終えることにしたい。

以上

⁹ 2022年1月12日 Daniel Rhind 教授（ラフバラー大学）との面談、2022年2月9日欧州評議会との面談

参考書籍

本文の脚注で挙げた文献・書籍のほか、以下の書籍を参考にした。

- ・岡本正子・中山あおい・二井仁美・椎名篤子「イギリスの子ども虐待防止とセーフガーディング」明石書店、2019年
- ・子どもの権利とスポーツの原則起草委員会「ユニセフ 子どもの権利とスポーツの原則実践のヒント」明石書店、2020年
- ・土井香苗・杉山翔一・島沢優子「スポーツの世界から暴力をなくす30の方法」合同出版、2021年
- ・Melanie Lang, Mike Hartill. Safeguarding, Child Protection and Abuse in Sport. Routledge, 2014.
- ・Matthew J. Mitten. Sports Law in the United States. Wolters Kluwer, 2017, pp. 38-39
- ・Andy Gibson. Sports Law in Australia. Wolters Kluwer, 2020, pp. 128-166.
- ・Natalie Campbell, Abbe Brady, and Alison Tincknell-Smith. Developing and Supporting Athlete Wellbeing. Routledge, 2020.
- ・Daniel Rhind, Frank Owusu-Sekyere. International Safeguards for Children in Sport. Routledge, 2020.
- ・Amos N. Guiora. Armies of Enablers. American Bar Association, 2020.
- ・Adam Lewis, Jonathan Taylor. Sport: Law and Practice. Bloomsbury Professional, 2021, pp. 642-671.
- ・Melanie Lang. Routledge Handbook of Athlete Welfare. Routledge, 2021.

